令和３年第２回定例会

市　議　会　会　議　録

令和３年５月２８日（開会）
令和３年６月２１日（閉会）

垂　水　市　議　会

令和三年第二回定例会会議録

（令和三年六月）

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（５月２８日）（金曜日）

１.開　　会 …… ４

１.開　　議 …… ４

１.会議録署名議員の指名 …… ４

１.会期の決定 …… ４

１.諸般の報告 …… ４

１.報告（令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について） …… ７

１.議案第４３号・議案第４４号　一括上程 …… ９

説明、休憩、全協、質疑、討論、表決

１.議案第４５号　上程 …… １０

説明、質疑、討論、表決

１.議案第４６号　上程 …… １１

説明、質疑、各常任委員会付託

１.議案第４７号・議案第４８号　一括上程 …… １６

説明、質疑、産業厚生委員会付託

１.請願第５号・陳情第１０号　一括上程 …… １８

総務文教委員会付託

１.庁舎整備検討特別委員会の設置について …… １８

１.日程報告 …… １９

１.散　　会 …… １９

第２号（６月１０日）（木曜日）

１.開　　議 …… ２２

１.議案第４９号　上程 …… ２２

説明、質疑、各常任委員会付託

１.一般質問 …… ２２

堀内　貴志　議員 …… ２２

１　コロナワクチンの予約と接種状況について

（１）ワクチン接種予約の方法と状況について

（２）アナフィラキシー等のワクチン副反応について

（３）接種状況の現状とキャンセルの場合の対応について

（４）各年代に対する接種見通しについて

（５）全市民の接種完了の見通しは
２　新型コロナウイルス感染症対策について
（１）学校内外における児童生徒に対する感染症予防対策と学校行事への影響
３　市庁舎に関する外部検討委員会の在り方について
（１）委員会構成と発足までの経緯について
（２）耐震診断と現庁舎の施設整備の在り方について
（３）今後の方向性について
新原　　勇　議員 …… ３３
１　台風大雨対策について
（１）本城川の寄り洲除去作業の進捗状況は（水位以下の掘削は）
（２）その他河川で修復の済んでいない所の状況は
２　避難所について
（１）水之上地区、中央地区の避難所人数制限は
（２）避難所の換気について
（３）福祉避難所の受入れについて
（４）ＦＭたるみずを使った情報提供はできないのか
３　ワクチン接種について
（１）ワクチンの供給状況は
（２）集団接種の一日の最大接種人数及び接種の打ち手の確保状況は
（３）６４歳以下のワクチン接種について
（４）中学生・高校生へのワクチン接種はどのように
４　垂水中央運動公園について
（１）今年度の改修計画は
（２）児童広場の死角について
（３）武道館のトレーニング機器について
（４）防犯カメラの設置について
池山　節夫　議員 …… ４５
１　市政について
（１）錦江湾横断道路について
（２）湾岸道路について
（３）垂水市新庁舎整備基本条件調査委託費について
（４）公共施設等個別施設計画について
（５）インボイス制度について

２　教育行政について
（１）わいせつ教員対策法成立について
前田　　隆　議員 …… ５６
１　人口減少対策について
（１）移住促進３事業の現況について
ア　令和２年の移住者世帯数と人数、若者世代数や移住元区分を伺う
イ　移住者の実績をどう評価し、今後の取組に活かしていくか伺う
ウ　就地としての「特定地域づくり事業組合」の検討を
エ　フェリー代等補助について
（２）若年層定住促進事業と婚姻増について
ア　結婚新生活支援事業・子育て世帯住宅取得費助成金事業の実績と評価、今後の取組について
イ　県のＡＩ婚活事業への取組参加で婚姻率アップ策を
２　桜島・錦江湾ジオパークエリア拡大と高隈山・猿ヶ城渓谷
（１）高隈山登山の猿ヶ城ルート通行止めについて
ア　いつから、どんな状況、理由で通行止めとなり、復旧がなされていないのか
（２）流されたままの猿ヶ城キャンプ場のばくち吊橋と鉄山吊橋について
ア　流されたままの理由と大隅自然休養林としてキャンプ場を開設した経緯・目的を伺う
（３）桜島・錦江湾ジオパークの自然エリアとして高隈山・猿ヶ城渓谷をどのようにＰＲし、観光振興を図っていくのか伺う
３　本市の農業担い手について
（１）新規就農者の受入れ態勢と支援策について
ア　新規就農希望者が稲作農業を志した場合の家や農地、技術指導・農機具や経済支援・生活問題等について現状を聞く
森　　武一　議員 …… ６５
１　産後ケアの拡充について
（１）本市の取組状況について
（２）対象者の拡充と通所型サービスの提供に向けて
２　子どもの権利としての養育費・面会交流の取組について
（１）国・県・本市の取組状況について
（２）今後の方向性と取組について
３　今後の小学校の在り方について

（１）現状を踏まえた取組について
（今後の牛根３校並びに全市的な方向性について）
（２）「地域の声」をどう把握するか
梅木　　勇　議員 …… ７４
１　新型コロナウイルス感染症影響による支援事業について
（１）水産業者、商工業者持続化給付金について
（２）営農継続緊急支援給付金について
２　家屋全棟調査について
（１）調査結果は
（２）新たな課税額と減税額は
（３）空家の状況は
（４）調査の結果をどのように受け止めているか
３　災害対策、災害復旧について
（１）市木地区について
ア　城山地区のこれまでの復旧状況は（これからの復旧進捗計画は）
イ　要望箇所の推進状況は
１.日程報告 …… ８３
１.散　　会 …… ８３

第３号（６月１１日）（金曜日）
１.開　　議 …… ８６
１.一般質問 …… ８６
北方　貞明　議員 …… ８６
１　新庁舎について
（１）３月議会では、フェリー駐車場跡地は、建設の可能性が低いと答弁されているが、４月６日の南日本新聞記事によると、海沿い案はないと言明されているが
（２）外部検討委員会について、外部検討委員会は任期で２年となっているが、意見書の提出はいつ頃を目途としているのか
２　道の駅たるみずはまびらについて
（１）令和元年度のバス運行回数は１１回であったが、令和２年度の運行回数は
（２）バス運行は他の目的で使用することはできないか
３　ごみステーションについて

（１）本市では高齢者が多いことから、ごみステーションまでのごみ出しに苦慮している。ごみステーションの増設は考えられないか

持留　良一　議員 …… ９６

１　新型コロナ感染症対策～ワクチンの安全・迅速な接種・検査の拡充、十分な補償と生活支援を

（１）「コロナ封じ込め対策」の戦略的対策はあるのか。検査を広げれば医療崩壊等を招くのか

（２）社会的検査の拡充と無症状者に焦点をあてた検査で感染を封じ込める対策を

ア　高齢者施設などに頻回・定期的な社会的検査を

イ　都道府県では、「高齢者施設等の集中実施計画」が策定されているが、鹿児島県の計画は

ウ　ＰＣＲ検査等への補助の拡充を

２　「災害問題」～コロナ時代の災害避難と「生理の貧困」問題について

（１）避難所や避難生活での「ジェンダーの視点」にたった取組はできているのか（「男女共同参画の視点　防災・復興ガイドライン」）

ア　現状と対策は。国は７つの基本方針とそれぞれの３５課題を掲げ点検できるようにしているが、現状（課題等）と対策へどう取り組むか

（２）どうする高齢者・障がい者の「避難支援計画」（垂水市一部作成済）。誰もが取り残されないための避難体制づくり

ア　要支援者の「避難支援計画」の策定は進んできたか。また、「課題」等についてどのように対処されてきたのか。これからの課題についてどのように実行していくのか

（３）ジェンダー平等社会実現へ、「生涯通じた健康支援」として「月経を含む保健の充実推進」と明記（男女共同参画基本計画）している。（「５人に一人が経済的理由で生理用品を買うのに苦労している」と任意団体のオンラインアンケート）

ア　若者や女性が経済的困窮で生理用品を買えない現状がコロナ禍で（女性　非正規　パート・時短等）「生理の貧困」が明らかになった。女性の貧困対策事業や保健政策としての取組が求められているが見解を。行政の責任で取組むことで健康、尊厳、健康支援を行政が支えることになるのではないか

３　すべての子どもの権利、個人の尊厳を大切にする教育に

（１）性的少数者（ＬＧＢＴ）の県からの依頼文書をうけて、改善と課題及び今後の取組の視点は（国－「性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」Ｈ２７／４／３０）。多様性と個人の尊厳を大事にし、これまで取り組まれているが、さらに具体的に検討していく課題があると思うがどうか
（２）学校の在り方、基本的人権「子どもの権利」の視点から
ア　「校則問題」を今日、どう考え、どのように取り組んでいるのか。必要性と視点についてどう考えるか（学校を一方的に批判するのでなく、校則問題はみんなで考え合い、いい解決方向をみつけていこう）
イ　子どもの権利を保障する取組の必要性の見解は（子どもの権利を主体として位置づけている法制は基本的に存在していない。自治体では、子ども（の権利）条例があり意見表明権の保障がある）
（３）「生理の貧困」問題への考え方と対応について
ア　性教育としての視点や健康や尊厳、教育機会の保障、経済的貧困をどうとらえているか。対策の必要性についての見解は
イ　国の「子どもの貧困対策」として施策は、財政的支援はどうなっているか
ウ　行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることになるのではないか
４　水道事業の環境改善～働きやすい環境への改革と貧困・格差を是正し、「ケア」に手厚い市政に
（１）検針員の給与改善後の経済情勢の変化の認識と給与への反映と考え方は。雇用対策と地域経済の振興という観点からも待遇改善が求められていると考えるが見解を
（２）水道料金の「福祉減免制度」への取組を
現在、「コロナ支援策」として、水道料金の支払猶予制度がある。ひとり親、コロナ対策として一定の条件（児童扶養手当を受けている世帯・障がい者・介護度の高い世帯等）を設けて水道料金の「福祉減免」を検討する必要があるのではないか。貧困・格差を是正し、「ケア」に手厚い市政にするためにも
川畑　三郎　議員 …… １１０
１　漁業振興について
（１）今年度の水産事業

（２）養殖カンパチ・ブリの販売状況
（３）もじゃこ採捕の状況
（４）コロナ対策支援事業
２　防災について
（１）大雨・台風に備えての対策は
３　農業振興について
（１）農家への支援について
感王寺耕造　議員 …… １１７
１　犬・猫の多頭飼育について
（１）住民間トラブルの取組は
（２）殺処分ゼロへの取組は
（３）去勢・避妊手術への補助金の考えは
２　コロナ禍の避難について
（１）避難所の設置数は十分か。定員超過時の対応は
（２）密集を事前に避ける方策として、スマートフォン等の活用は
（３）近隣宿泊施設と協定を結び、避難所として活用する考えは。利用した市民への助成金の考えは
（４）住民一人一人の避難計画作りを策定すべきでは
３　治山工事について
（１）優先順位の決め方について
（２）市民への理解を得るために、優先順位の見える化を図るべきでは（ポイント制の導入）
（３）予算化の取組状況は
４　公共物・屋外設置物・農機具等の盗難について
（１）全庁的な管理体制・防犯協会等との連携について
（２）巡回・啓発・注意喚起について
（３）農機具等の保険加入について
（４）公共物・屋外設置物盗難後の対応について
１.日程報告 …… １３０
１.散　　会 …… １３０

第４号（６月２１日）（月曜日）
１.開　　議 …… １３２
１.諸般の報告 …… １３２

１.議案第４６号～議案第４９号・請願第５号・陳情第１０号　一括上程…… １３２
委員長報告、質疑、討論、表決
１.意見書案第１２号・意見書案第１３号　一括上程 …… １３６
説明、質疑、討論、表決
１.議案第５０号・議案第５１号　一括上程 …… １３６
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査
１.議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について　上程 …… １３７
閉会中の継続調査
１.各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について　上程…… １３７
閉会中の継続調査
１.庁舎整備検討特別委員会の閉会中における継続審査・調査について　上程…１３７
閉会中の継続審査・調査
１.閉　　会 …… １３７

令 和 3 年 第 2 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1．会期日程

月　　日	曜	種　　別		内　　容
５　・２８	金	本会議		会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
			委員会	庁舎整備検討特別委員会
				桜島火山活動対策特別委員会
５　・２９	土	休　会		
５　・３０	日	〃		
５　・３１	月	〃		
６　・　１	火	〃		（質問通告期限：正午）
６　・　２	水	〃		
６　・　３	木	〃		
６　・　４	金	〃		
６　・　５	土	〃		
６　・　６	日	〃		
６　・　７	月	〃		
６　・　８	火	〃		
６　・　９	水	〃		
６　・１０	木	本会議		一般質問
６　・１１	金	本会議		一般質問
			委員会	庁舎整備検討特別委員会
				国道整備促進特別委員会
６　・１２	土	〃		
６　・１３	日	〃		
６　・１４	月	〃	委員会	産業厚生委員会　（現地視察・議案審査）
６　・１５	火	〃	委員会	総務文教委員会　（現地視察・議案審査）
６　・１６	水	〃		
６　・１７	木	〃		
６　・１８	金	〃	委員会	議会運営委員会
６　・１９	土	〃		
６　・２０	日	〃		
６　・２１	月	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

２．付議事件

件	名
報告	令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第４３号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第４４号	垂水市農業委員会委員の任命について
議案第４５号	垂水市議会会議規則の一部を改正する規則　案
議案第４６号	令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）　案
議案第４７号	令和３年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）　案
議案第４８号	令和３年度垂水市病院事業会計補正予算（第１号）　案
議案第４９号	令和３年度垂水市一般会計補正予算（第４号）　案
議案第５０号	令和２年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第５１号	令和２年度垂水市病院事業会計決算の認定について
意見書案第１２号	選択的夫婦別姓制度導入求める意見書　案
意見書案第１３号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２２年度政府予算に係る意見書　案

請　願

請願第　５号	選択的夫婦別姓制度導入の意見書提出を求める請願

陳　情

陳情第１０号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２２年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

会　　議　　録

第 1 日　令和 3 年 5 月 2 8 日

本会議第１号（５月２８日）（金曜）

出席議員　１４名

１番	新原　勇	８番	感王寺　耕造
２番	森　武一	９番	持留　良一
３番	前田　隆	１０番	北方　貞明
４番	池田　みすず	１１番	池山　節夫
５番	梅木　勇	１２番	徳留　邦治
６番	堀内　貴志	１３番	篠原　靜則
７番	川越　信男	１４番	川畑　三郎

欠席議員　０名

地方自治法第１２１条による出席者

市長	尾脇　雅弥	生活環境課長	紺屋　昭男
副市長	益山　純徳	農林課長	森　秀和
総務課長	和泉　洋一	併任	
企画政策課長	二川　隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田　昌幸	事務局長	
財政課長	濵　久志	土木課長	東　弘幸
税務課長	橘　圭一郎	水道課長	森永　公洋
市民課長	松尾　智信	会計課長	港　耕作
併任		監査事務局長	福島　哲朗
選挙管理		消防長	後迫　浩一郎
委員会		教育長	坂元　裕人
事務局長		教育総務課長	野村　宏治
保健課長	草野　浩一	学校教育課長	今井　誠
福祉課長	篠原　彰治	社会教育課長	米田　昭嗣
水産商工	大山　昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園　雅司	書記	瀬脇　恵寿
		書記	末松　博昭

令和３年５月28日午前10時開会

△開　　会

○議長（川越信男）　おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和３年第２回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開　　議

○議長（川越信男）　これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において新原勇議員、篠原静則議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男）　日程第２、会期の決定を議題とします。

去る５月21日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から６月21日までの25日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月21日までの25日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川越信男）　日程第３、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、垂水市土地開発公社に係る令和２年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに令和３年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から令和３年４月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

［市長尾脇雅弥登壇］

○市長（尾脇雅弥）　皆さん、おはようございます。先日、開催されました令和３年第２回臨時会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス関連につきまして御報告いたします。

まず、本市における発生状況についてでございます。

今月25日に、本市72例目となる20代男性の感染が確認されております。感染に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い御回復を願っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告いたします。

まず、予約状況についてでございます。

65歳以上の高齢者に対する２回目の接種予約受付につきましては、今月17日から開始したところでございます。接種対象者に対しまして、予約の受付をされた方の割合は、26日現在で77.2％、4,970名となっているところでございます。

次に、26日時点におけるワクチンの接種率についてでございます。

まず、医療従事者につきましては、２回目の接種まで終了された方の割合は、接種対象者全体の91.8％でございます。

また、高齢者につきましては、１回目の接種が終了された方の割合は、接種対象者全体の22.9％、２回目の接種が終了された方の割合は

２％となっているところでございます。

65歳以上の高齢者へのワクチン接種につきましては、７月末までに終了するよう、各般の手続を進めているところでございます。

ワクチン接種に関しましては、国などから情報が得られ次第、引き続き、広報誌やチラシ等により、市民の皆様へ情報発信を行ってまいります。

次に、経済対策といたしまして実施しております商工業・水産業の事業者の方々を対象とした持続化給付金についてでございます。

市商工会員並びに垂水・牛根漁協に属する事業者、合わせまして777事業者に対し、去る５月13日までに申請書類を送付したところでございます。

昨日、27日現在の申請状況につきましては、235事業者から申請を受け付けたところであり、申請書類を確認した後、速やかに給付を行っているところでございます。

なお、事業者の申請漏れを防止するため、関係機関と連携いたしまして、全ての事業者へ電話などで連絡するなど、その周知についても工夫をしているところでございます。

また、商工業の景気回復を図る「支え合おう垂水市」プレミアム付商品券につきましては、今月17日から申込みを開始したところであり、昨日、27日現在、2,978件の受付を行ったところでございます。

次に、農業者の方々を対象とした給付金についてでございます。

農畜産物における令和２年の税申告が終了し、販売額が確定したこの時宜を捉えた対応といたしまして、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者を下支えするための補正予算であります、垂水市営農継続緊急支援給付金について、今議会に上程させていただいております。

次に、新型コロナ関連以外の事項につきまして御報告いたします。

まず、安心・安全なまちづくりについてでございます。

今月11日、鹿児島地方気象台は、平年より19日早い九州南部の梅雨入りを発表いたしました。本市は例年、総合防災訓練と防災点検を行っておりますが、今年度は昨年度より時期を早めて実施したところでございます。

まず、総合防災訓練につきましては、今月８日に柊原小学校を会場として実施したところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、規模を大幅に縮小した形での実施となりましたが、地元消防団員による広報訓練や地域の方々による避難訓練に加えて、今回は、柊原小学校に御協力を頂き、全児童28名に対しまして、防災意識の醸成をテーマとした授業を行ったところでございます。

授業では、ソフトバンク株式会社様の御協力により、人型ロボット「ペッパー」による、楽しく、分かりやすい、大雨に関する勉強を行ったところであり、子供たちに大変好評でございました。

また、国土交通省大隅河川国道事務所の御協力により、豪雨体験機による時間雨量最大180ミリまでの雨の強さを子供たちや参加された地域の方々に体験していただいたところでございます。

次に、防災点検につきましては、今月12日に、災害復旧箇所の工事進捗の確認などについて、国土交通省、県、警察などの関係機関と合同で実施したところでございます。

当日は、令和２年７月豪雨で被災した水之上地区の農地や住家跡、新城地区の山の崩落現場など、計６か所の状況を確認し、当面の工事の見通し等について点検を行ったところでございます。

今後も、こうした取組を継続して実施することで、市民の皆様の防災意識の向上を図り、安

心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

市道、河川、農業用施設、林道・治山施設等につきましては、今月17日から21日にかけて、点検、巡視等を実施するとともに、対応が必要な箇所につきましては、水路、側溝の土砂除去等を行ったほか、崩壊山腹からの土砂流出を防止するため、下流域に大型土のうを設置するなど、災害発生を未然に防ぐための対策を講じたところでございます。

また、一部のため池につきましては、ハザードマップの近隣住民への配布やホームページへの掲載を行うなど、災害の発生を防止するための広報に努めているところでございます。引き続き、防災・減災に取り組んでまいりますとともに、災害発生時は早急に調査を行い、迅速な対策を行ってまいります。

次に、庁舎建設に関連してでございます。

今月24日、第１回垂水市庁舎等のあり方検討委員会を開催いたしました。今回の委員会は、市民目線による多様な意見を反映し、専門的・総合的な検討を行っていただくため、学識経験者をこれまでの２名から３名増やし５名とし、また新たに公募委員枠を５名設けたところであり、これに公共的団体の代表者10名を加えた合計20名といたしました。

委員会におきましては、現在実施している耐震診断や現庁舎の安心・安全への対応、人口減を見越した庁舎の在り方などに関する率直な御意見が出されたとの報告を受けております。

これからの庁舎整備の在り方や方向性を検討・判断していく上で重要な役割を担う委員会でございますので、庁舎整備に関する様々な課題に対して、適切かつ円滑な委員会運営を行うよう担当課に指示したところでございます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

初めに、４月末から大型連休における主な観光事業、観光拠点の状況について御報告いたします。

例年実施しております垂水カンパチ祭は延期となりましたが、たるみず春フェスタなどのほかのイベントにつきましては、コロナ禍の中、感染防止対策を講じた上で規模を縮小し、開催したところでございます。

道の駅たるみずにおきましては、射的や指定管理者による特別販売、ビワなどの地元特産品の販売が行われ、また、道の駅たるみずはまびらにおきましては、キッチンカーフェスが開催されたところであり、来場者数につきましては、両会場とも、昨年と比較しても大幅に増加したとの報告を受けているところでございます。

また、森の駅たるみずにおきましては、マス釣りやバームクーヘン作りなどの体験が行われ、期間中、約2,500人の方々に訪れていただいたところでございます。

高峠つつじヶ丘公園につきましては、４月下旬に見頃を迎え、４月27日から５月５日までの間に、約2,200人の方々に訪れていただいたところでございます。

スポーツ合宿につきましては、４月から５月にかけまして、鹿児島実業高校サッカー部、ＦＣ　ＫＡＪＩＴＳＵ、鹿児島高校サッカー部、フェンシング日本代表サーブルナショナルチームの合宿が実施され、合計４団体、滞在延べ人数は890人を数え、本市にとりまして、大きな経済効果の一つになったと考えております。

今後も引き続き、感染防止対策を講じた上で、周辺地域の活性化につながるよう、交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、農業関係についてでございます。

昨年７月豪雨の災害復旧につきましては、今年の普通期水稲の作付に影響がないよう、現在、復旧作業を行っているところでございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

今月22日、中学１年生を対象とした「夢の実

現！学びの教室」を実施し、36人の生徒が受講いたしました。生徒たちは、夢や目標を持ち、分からない、解けない問題につきまして、講師に積極的に質問するなど、自身の学力向上のために、熱心に取り組んでいるところでございます。

なお、この授業は、夏休みから中学３年生の希望者も参加し、２月まで計22回実施される予定でございます。

また、同じ日に小学５年生・６年生を対象に、小学生英語教室たるみずキッズ・イングリッシュクラブを実施し、10人の児童が受講いたしました。この教室は、子供たちが英語に慣れ親しむとともに、確かな英語力の基礎を培うことを目的に、年５回計画されており、英語による歌やゲーム、簡単な日常会話を楽しみながら、学習に取り組んでいるところでございます。

今年度から、全国で始まりましたＧＩＧＡスクール構想につきましては、垂水の子供たちの豊かな創造性を育む学びの場の実現のために、タブレット端末による質の高い新たな学びが今年度からスタートしたところであり、本市の小・中学校の取組の様子が新聞やテレビのニュースで取り上げられたところでございます。

今後、ＡＩドリルや遠隔授業、タブレット端末を家に持ち帰っての家庭学習での活用が図られることにより、子供たちの学力や情報活用能力等の向上のほか、子供たちの心情の変化を把握するためのスクールライフノートを活用した生徒指導の充実も期待されるところでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

今月16日、市民館におきまして、令和３年度生涯学習オープニングフェアを開催いたしました。当日は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施されましたが、関係者を含め110名を超える市民の皆様の参加がございました。

コロナ禍ではございますが、市民の皆様の学びのニーズに応え、生涯において学習できる場を提供できるものと考えております。

次に、今月22日、市民館におきまして、垂水おもてなし少女・少年隊の結団式を行ったところでございます。この取組は、自ら進んで物事に取り組む姿勢や思いやりの心を育むことを目的とし、市主催のイベントなどでおもてなし体験等の活動を行うもので、今年度は、垂水中央中学校の生徒９名が参加しております。

なお、６月に予定しておりました、第23回瀬戸口藤吉翁行進曲コンクールにつきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら、中止としたところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男）　以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（川越信男）　日程第４、報告を行います。

令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

○財政課長（濵　久志）　おはようございます。

令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御報告申し上げます。

令和２年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、令和３年度に繰り越して使用しますことを３月議会の令和２年度補正予算（第14号）及び（第15号）で御承認を受け、令和３年第２回臨時会の補正予算（第16号）の報告により繰越明許費の補正を御報告いたしましたが、その繰越明許費について、同法施行令第146条第２項の規定に基づき、繰越計算書を御報告申し上げるものでございます。

繰り越された経費は、配付しております令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越事業の内容でございますが、２款総務費１項総務管理費のＰＣＢ安定器廃棄物処理委託は、国が定めた処理業者が九州に１か所しかなく、処理業者への委託総量が急激に増加したことに伴い、年度内の受入れが困難となったため、繰越しとなったものでございます。

同じく、光ブロードバンド整備事業補助金は、新城、柊原、牛根地区等、本市の光回線未整備エリアに電気通信事業者が光回線の整備を行うために要する経費を補助するものでございますが、令和２年度における総務省の高度無線環境整備推進事業の対象自治体が多数であり、年度内における電気通信事業者の光回線整備が困難であるため、繰越しとなったものでございます。

次に、３款民生費２項児童福祉費の牛根児童クラブ施設整備事業は、牛根小学校の特別活動教室を放課後児童クラブ用に改修するための工事に係る設計委託料で、牛根児童クラブは、令和３年４月１日開設であり、当該教室の改修工事は、令和３年度中に終えなければ、国庫補助の対象とならないため、早急に設計を行う必要があることから、３月補正で予算計上し、繰り越したものでございます。

４款衛生費１項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種開始が令和３年４月以降となったため、令和３年度に執行する費用につきまして繰り越したものでございます。

同じく２項清掃費の災害等廃棄物処理事業は、令和２年７月豪雨災害による被災家屋等の解体撤去に当たり、現場への通路が狭く、手前にある家屋等の解体撤去や流木等の除去の完了後に、次の家屋等の解体作業を行うことや、解体の際に所有者へ所有物の確認・配慮を行いながら作業を行うことから、通常の解体業務より期間を要するため、年度内の完了が見込めず、繰り越したものでございます。

次に、６款農林水産業費３項水産業費の輸出等対応施設整備事業補助金は、農林水産省の事業であり、食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業を活用し、実施されるもので、農林水産物の輸出先の国のニーズまたは基準を満たすための施設・機器等の整備を行う事業で、国の第２次募集が11月にあり、本年１月末に計画書の提出依頼があったことから、年度内の完了が見込めず、繰り越したものでございます。

８款土木費２項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業は、下市木、中市木、上市木及び野久妻集落を結ぶ地域の主要路線であり、農耕者にとって営農上、欠かせない路線となっていることから、地元調整を行った結果、稲刈り時期後の10月以降に工事施工を開始することとなったため、年度内の完了が困難となり、繰り越したものでございます。

９款消防費１項消防費の令和２年度垂水市防災マップ作成業務委託は、事業期間が７か月相当見込まれる事業ですが、社会資本整備総合交付金の交付決定通知が令和３年１月４日であったため、年度内の事業完了が見込めず、繰り越したものでございます。

次に、10款教育費２項小学校費及び３項中学校費の学校保健特別対策事業は、国の第３次補正予算に係る小・中学校の感染症対策備品等の購入事業で、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものでございます。

同じく、２項小学校費の市内小学校空調設備改修工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、学校施設の利用制限に伴い、一般事業者等の立入りを制限していたこと、また、ＧＩＧＡスクール構想に伴う垂水市小・中学校ＩＣＴ環境整備事業及び電源キャビネット設置事業との調整に不測の日数を要したことにより、繰越事業としたものでございます。

次に、11款災害復旧費１項農林水産業施設災害復旧費の農林水産業施設単独災害復旧費及び農業用施設補助災害復旧費は、７月豪雨災害に係るもので、令和２年12月末までに災害査定、補助率増嵩申請が完了し、工事発注を行いましたが、標準工期を確保できないことから、繰越事業としたものでございます。

同じく、林業用施設補助災害復旧費は、林道災害復旧事業について、年度内の事業完了を目指しておりましたが、入札不調により工事発注が遅れ、標準工期を確保できないことから繰越事業としたもの、また白山林道については、地滑り災害として調査委託を行いましたが、調査・設計に時間を要している状況であり、年度内の完成が困難なため、繰越事業としたものでございます。

２項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、７月豪雨災害により被災した箇所で、９月から10月に災害査定を受け、災害復旧事業の認定を受けたことから、10月中旬より発注準備を行い、工事発注を行いましたが、標準工期を確保できないことから、繰越事業としたものでございます。

同じく、道路橋梁河川単独災害復旧事業は、７月豪雨災害により被災した地滑り災害箇所であり、現地踏査を実施し、現在も簡易機器により変位量の観測調査中ですが、災害申請については、地滑り終息後に査定受検となり、かなりの日数を要するため、繰越事業としたものでございます。

繰越明許費全体としまして、16事業の総額５億9,631万4,000円でございますが、繰越しに要する財源は、国県支出金、分担金、地方債、一般財源でございます。

以上で、繰越計算書の報告を終わります。

○議長（川越信男）　以上で、日程第４、令和２年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、報告されるものですので、御承知おき願います。

△議案第43号・議案第44号一括上程

○議長（川越信男）　日程第５、議案第43号及び日程第６、議案第44号の議案２件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第43号　垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第44号　垂水市農業委員会委員の任命について

［市長尾脇雅弥登壇］

○市長（尾脇雅弥）　議案第43号の垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります森和治氏が、令和３年６月19日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする森和治氏の住所は、垂水市二川485番地１、生年月日は昭和24年４月13日、委員の任期は３年でございます。

なお、本議案は、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。御同意を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第44号垂水市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

さきの令和３年第２回垂水市議会臨時会において、定数10名のうち９名の農業委員の任命について御同意頂いたところでございますが、残り１名の方について、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づきまして、農業委員を任命することに同意をお願いするものでございます。

議案第44号、中条裕二氏の住所は、垂水市本城914番地、生年月日は、昭和42年１月19日でございます。

なお、任期につきましては、令和３年６月１日から令和６年５月31日までの３年間でございます。御同意を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時31分休憩

午前10時45分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第43号及び議案第44号の議案２件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、議案第43号及び議案第44号の議案２件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

先ほど議題としました議案２件に対し、これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。まず、議案第43号については、同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、議案第43号については、同意することに決定しました。

次に、議案第44号については、同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、議案第44号については、同意することに決定しました。

△議案第45号上程

○議長（川越信男）　日程第７、議案第45号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会運営委員長（徳留邦治）　議案第45号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図っております。

また、行政手続等において、原則として、押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名・押印の見直しを行ったものです。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、議案第45号垂水市議会会議規則の一部を改正する規則案については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第45号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△議案第46号上程

○議長（川越信男）　日程第８、議案第46号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（濵　久志）　議案第46号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）案について御説明申し上げます。

補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の主な補正は、ふるさと納税制度事業、新型コロナウイルス感染症対策、道路改良工事、図書館改修工事、白山林道地滑り災害復旧等に係る増額補正でございます。

今回、歳入歳出とも３億1,273万円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は113億979万6,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページからの第１表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、５ページの第２表、地方債の補正を御覧ください。

追加の内容でございますが、林地崩壊防止事業は、中俣高峠地内において、小規模な山腹崩壊が発生しており、早急にのり面保護を実施するために要する経費に地方債を充当するものでございます。

過年発生補助災害復旧事業は、昨年７月の豪雨災害により被災しました白山林道につきまして、地滑り災害として調査委託を行っておりますが、その復旧工事に要する経費の国庫補助裏に地方債を充当するものでございます。

６ページをお開きください。

変更の内容でございますが、砂防施設整備事業は、辺田川の県営事業負担金について、公共事業等債を充当するものです。

道路整備事業は、元垂水原田線及び内ノ野線の社会資本整備総合交付金の内示に伴い、補助裏である辺地債を増額するものでございます。

林業基盤整備事業は、山村強靭化林道整備事業の内示額の見込みに合わせて、補助裏である過疎債を増額するものでございます。

都市公園施設整備事業は、公園遊具長寿命化対策工事に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴い、補助裏である過疎債を増額するものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を７億6,880万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細について、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

11ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費10目企画費の役務費は、企業版ふるさと納税ポータルサイトの利

用に係る手数料でございます。

次に、委託料は垂水市新庁舎整備基本条件調査研究に係るもので、外部検討委員会で必要となる検討資料や新たな条件整理の取りまとめ、現庁舎敷地と市民館敷地に対するプランの実現性の検討に必要な基本条件調査を実施するためのものでございます。

同じく負担金、補助及び交付金は、各地区公民館が策定した地域振興計画に基づく事業に対するまちづくり交付金でございます。

18目ふるさと納税制度事業費の旅費から使用料及び賃借料は、ふるさと納税事業の事務経費に係るものでございます。

３款民生費１項社会福祉費13目介護老人保健施設費の繰出金は、介護老人保健施設コスモス苑での集団感染収束後、さらなる感染対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供する体制構築のための、感染症対策用品の購入に係るもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

12ページをお開きください。

４款衛生費１項保健衛生費８目健康増進費の報償費中、商品等は、健康チェックが２年ぶりに開催となること、また新型コロナの影響で参加控え等が考えられるため、参加機運を高めるため、参加特典の提供に係るものでございます。

３項病院費１目病院費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルスの院内感染対策をより強化するための院内整備に要する経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

６款農林水産業費１項農業費５項農業振興費の事業費、役務費、負担金、補助及び交付金の営農継続緊急支援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、市内で農業を経営している法人及び個人を対象に、営農継続と回復、並びに経営の維持発展を図るため、平成30年度分または令和元年度分と令和２年分を比較して、販売金額が20％以上減収している経営体に給付金を支給するために要する経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

11目農地費の委託料は、農業水路等長寿命化・防災減災事業で、米山ため池のハザードマップ作成に係るもので、財源につきましては全額県支出金でございます。

13ページをお開きください。

２項林業費１目林業総務費の委託料は、大隅森林管理署と垂水市との分収造林契約に基づき、令和元年11月に、一般会計で歳入として受け入れておりましたが、当該国有林につきましては、昭和35年１月に垂水市と大野振興会で歳入額の９割を大野振興会へ支払う内容で、分収造林契約が締結されておりましたことから、今回補正を行うものでございます。

７目林道整備事業の工事請負費は、山林強靭化林道整備事業の内示額の見込みに合わせて増額を行うものでございます。

７款商工費１項商工費３目観光費の委託料は、千本イチョウ園シャトルバス運行委託に要する経費でございます。

８款土木費２項道路橋梁費１目道路維持費の工事請負費は、市道４路線の舗装工事、排水路設置工事に要する経費でございます。

３項河川費３目砂防施設整備費は、辺田川の県営事業負担金に係るものでございます。

14ページをお開きください。

10款小学校費２項小学校費２目小学校教育振興費の備品購入費は、垂水小学校の通級指導教室用の教材購入に係る経費に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延による学校の臨時休業等に対応するための環境整備として、教師がタブレットの操作ではなく、電子黒板で操作できるようにするための経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

３項中学校費２目中学校教育振興費の備品購入費は、小学校費で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応に係るものでございま

す。

５項社会教育費６目図書館費の委託料及び工事請負費は、図書館空調及び証明の改修工事に係る監理委託料、高圧から低圧への電圧切替えに伴う工事費負担金及び工事請負費でございます。

６項保健体育費１目保健体育総務費の財源組替は、垂水フェンシングカップ開催に要する経費について、企業版ふるさと納税を充当することに伴うものでございます。

４目国民体育大会準備費の備品購入費は、フェンシングの審判器等の購入に要する経費で、財源は企業版ふるさと納税でございます。

15ページをお開きください。

11款災害復旧費１項農林水産施設災害復旧費１項農林水産業施設単独災害復旧費の委託料は、白山林道地滑り災害復旧に係る観測延長に伴う調査委託、工事管理委託及び中俣高峠地内の林地崩壊に伴うのり面工事に係るものでございます。工事請負費は、中俣高峠地内の林地崩壊に伴うのり面工事に係るものでございます。

補償、補塡及び賠償金は、白山林道地滑り災害復旧に伴う道路復旧のための立木補償に要する経費でございます。

３目林業用施設補助災害復旧費は、白山林道地滑り災害復旧に伴う地滑り対策工事、道路復旧工事に要する経費でございます。これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、７ページの事項別明細書の総括表及び９ページの歳入明細にお示ししてありますように、国県支出金、寄附金、繰入金、10ページの市債を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男）　ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○持留良一議員　農業費の関係で、一つは営農継続緊急支援給付金、この問題と、あとハザードマップ、この委託料との関係ちょっとお聞きしたいんですけど。営農継続給付金、先ほど出たとおり、克服するための、新型コロナ対策ですね、これと、支援金ということだったんですけども。以前、国のほうで、一昨年ですかね、去年、持続化給付金、農家に対して持続化給付金では、本市は最終的にどうだったのかちょっと分からないんですけども、今、農家をめぐる状況は大変厳しい状況があって、長雨と、なおかつ新型コロナの関係で、もうインゲンなんかはストップしていてくれという声も届いているという声も聞いているんですが。そういう中で、この一つは、どういう形でお知らせするのか、その実態ですね、ここでは300経営体というふうに示されているんですけども、実態はどのように把握されているのかということ。あと、手続上の問題だというふうに思うんですけれども、以前、大崎町は窓口を農林課サイドでやって、それがいいか悪いかはあるんですけども。そういう形での手続等の支援も行ったということで、この実態把握と支援をするためにどんな形でこの支援金、給付金を活用できるようにしていくのかというのが一つです。

あと、ハザードマップの問題ですけども、米山ため池ということで出されているんですけども、一つはこの基準とまだ対象池がほかにもあるのか、今たしかホームページ上では４つ示されているというふうに思うんですけども、まだこれ以上にもその対象となる基準はあるのかどうなのか。それとあと、この時期にこの予算を提案された内容、これについてお聞きしたいと思います。

○農林課長（森　秀和）　１点目の営農継続緊急支援金についてお答えいたします。

まず、実態をどのように把握されたかでございますが、販売農家戸数をセンサスの中から拾い出して、それにその数字を使わせていただいております。

次に、ハザードマップでございますが、ハザードマップにつきましては、現在、垂水市では10のため池があり、御承知の、先ほど議員仰せのとおり、平成30年、感王寺下奥ため池と上奥ため池、令和２年、三角ため池、飛岡ため池のハザードマップを作っております。

今年、なぜこの時期であるかということでございますが、県と調整しながら、初年度で予算の確定ができなかったため、県から連絡が、新年度に入りまして連絡があったため、補正での対応となりました。

以上でございます。

○持留良一議員　営農継続緊急支援給付金、前回の対応ということがありますけども、今言いましたとおり、実態との関係でも非常に新たな形で農家の方々が厳しい状況に陥っているということの関係で、では、実態というのはどう把握されているのかということで、この目的などは、若干２つの面があると思うんですけども。特に給付金等については20％落ち込んでいるというところがありましたけど、ここの関係でいくと、例えば国の制度だと、一月でもあれば、それに対して農家を支援していくというような形で、以前、前回の持続化給付金は大変利用しやすい、農家にとっては非常にもう、農林大臣が言うとおり、もう100％給付対象なんだということだったんですけども。今回、その辺りでのその情報の提供、それから手続での対策、そしてまたこの案内する県での農林課サイドのその辺りの視点があるのかどうなのか。基本は、農家を救済して、事業を継続してもらうということだろうと思うんですけども、その点については問題ないのかお聞きしたいと思います。

○農林課長（森　秀和）　ただいまの営農継続緊急支援金のまず周知からお答えいたします。

議会で議決された場合は、あらゆる手段で農家には周知、また申告内容によって減収している方の大方の目安をつけて周知を行っていくということにしております。

なぜ、国と補助金とか補助率とかそういうのがございますが、なぜ20％なのかということでございますが、減収率20％の根拠といたしましては、新型コロナ対策支援事業や国の国保減免規定が減収30％以上であり、それらに、事業に該当しない事業者も救わなければならないということ、また本市の他産業と足並みをそろえる必要があることから20％とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川越信男）　ほかに質疑ありませんか。

○池山節夫議員　すみません、委員会でやればいいんでしょうけど、ちょっとだけ聞いておきます。

11ページの企画費のこの垂水市新庁舎整備基本条件のここのところの説明が、財政課長、その市民館と現在地のプランの実現性の調査というようなことを説明されたんだけど。これ、まず、そのどんな、そのプランの実現性、その内容は言えるものならその辺を一つと、それからその新庁舎の整備ということで、この２つの実現性について整備するということは、とりあえずこの２つをするのか、それともこの２つに限ったのか、その辺をちょっと教えてください。

○企画政策課長（二川隆志）　まず２つ目の質問のほうからですけども、この現庁舎と市民館のことについてですが、まずこちらについては、外部検討委員会、さきに、３月に開催されました外部検討委員会において、まず審査会の方々から提案されましたプランについて、少なからずですけども可能性、現庁舎に建て替えた場合、そして市民館に建て替えた場合というところも踏まえて、では、どういった条件を整備していかなくてはならないのか、そういったところを提言としていただきましたので、まずはそういったところの検証を行いたいというところでの条件、様々な検討資料の収集でありますとか、

また意見交換、そういったところをまずやりたいというところで、今回、御提案させていただいたところであります。

とりあえず、また今回、その場所の選定についてですけれども、市民館、この現庁舎と市民館に限ってというところを、今、お尋ねだったと思いますけども。少なからずですが、まずは２つのプランについて御提案がありましたので、ここを基本としてまず、基本という言い方じゃないですけど、まずはここを検証した上で、またさらに外部検討委員会の中で、新たな候補地についても、様々な意見を頂きながら検討していかなければならないというふうに考えております。ですので、今現在、現庁舎と市民館だけに限って、今後、検討を進めていくということではないということだけ御了解頂きたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）　少し分かりにくいので補足をします。

全体的なこととして申し上げます。先般、新たな外部検討委員会、発足をして協議が始まったわけですけれども、前外部検討委員会の取りまとめの中で、具体的に３つの提案を頂きました。

まず１つ目に関しては、現庁舎に対しての、当分使い続けるということになりますから、耐震診断を含めて調査検討して、どういう方法があるか、安全対策ですね、そのことが第１番目と。２番目の項目として、新しい庁舎をどう検討していくかということも同時にやっていくということになりますので、その際に関しては、規模とか機能とか、これまで同様の考え方で、１回リセットして整理をしなければいけない、また考える会の皆さんから具体的なＡ案・Ｂ案の、23億円程度の御提示がありますので、そのことを、実現の部分を検証していこうというような内容だろうというふうに思っておりますので、少しそれが優先、それで決まるのかということではなくて、まずはその２番目の項目に関しての次の調査ということに関しては、具体的な御提案というものがありましたので、そのことを検証していこうということをたたきにしながら、協議を進めていこうということでございます。

○池山節夫議員　ということは、しばらくはその検討委員会もこの２つの、この基本条件のこれをまず検討しながら、それと並行してどこかほかにいい場所はないかというのを検討される、こういう考え方でいいのかな。我々も特別委員会を設置するということで、その特別委員会としては、その辺のことを踏まえた上で、どんな議論をすればいいかよく分からないもんだから。並行して、まずこの２つをたたき台にしながら、まだほかにもあるんですよというのを検討しながら、議会としても議論をしていけば、まず質問がちょっと漠然としているけど、市長でも副市長でも。

○市長（尾脇雅弥）　御提言頂いたのは３つで、先ほどお話ししました、１番目として、現庁舎を使い続けるというのはもう、これはもう皆さん共通認識だと思いますので、まずは、今、耐震診断を出しておりますから、その結果というのが非常に重要になってくるということでございますので、結果を受けてから本格的に、いろんなことが進むんだと思いますけれども。２つのテーマがあって、今申し上げたように、当面ここを使い続けるというのは、どの程度というのは、その結果とかによると思いますけども。これはもう皆さん御理解頂けることで、将来にわたって、またポスト庁舎という問題も出てくるんだろうというふうに思います。

これがいつどんな形でというのは、もろもろの条件を検討しなければならないわけでありますけれども、その辺のところでも考え方としては、前のその提言書を見ていただければお分かり頂けると思いますけど、規模とかそういった

機能とか、前回と同様、仕組みとしてはそういうプロセスを踏むという前提になっておりますが、その上で、我々も前回幾つかの中から絞り込んで、Ａ案・Ｂ案・Ｃ案となって、比較して、Ｃ案ということで御提案をさせていただいたわけですけれども、それが白紙化になりまして、Ａ案・Ｂ案のほうに対しての幾つかの提案がありますので、その辺のところも検証するということで、そういうための予算ということだというふうに思っております。必ずしもそれを優先してということではないということですね。

○議長（川越信男）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第47号・議案第48号一括上程

○議長（川越信男）　日程第９、議案第47号及び日程第10、議案第48号の議案２件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。説明を求めます。

議案第47号　令和３年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）　案

議案第48号　令和３年度垂水市病院事業会計補正予算（第１号）　案

○保健課長（草野浩一）　議案第47号令和３年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症について、４月25日、国は緊急事態宣言を、５月７日には、鹿児島県においても感染拡大警報を発令するなど、全国において感染者が急激に増加し、再び感染が拡大しております。そのことから、老人保健施設コスモス苑において、これまでの感染対策にさらなる強化を図り、集団感染等を防止するものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ160万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を６億4,497万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳出からでございます。

７ページをお開きください。

１款事業費１項１目老人保健施設事業費の委託料は、コスモス苑において感染対策をさらに強化するため、来苑者に対する体温測定をモニターで測定するサーマルカメラの設置、施設内の換気状況をモニタリングするための二酸化炭素濃度測定器や飛沫防止用パネル、可動式パーティションなど、感染対策用資機材の購入経費として、指定管理料を増額するものでございます。

なお、同苑における新型コロナウイルス感染症への感染対策については、これまでも防護服、使い捨て手袋、消毒液、非接触型体温計、オンライン面会用タブレットなどを整備し、感染防止対策を講じてきているところであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして、６ページを御覧ください。

６款繰入金２項１目一般会計繰入金は、先ほど申し上げました、歳出の財源として、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を、一般会計から老人保健施設特別会計へ繰り入れようとするものでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第48号令和３年度垂水市病院事業会計補正予算（第１号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、議案第47号と同様、新型コロナウイルス感染症について、全国において感染者が急激に増加し、再び感染が拡大していることから、垂水中央病院において、さらなる感染対策の強化を図り、院内感染等を防止するものでございます。

今回の補正は、病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ660万円増額するものでございます。

２ページをお開きください。

実施計画でございます。収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

収益的収入において、１款病院事業収益２項医業外収益２目他会計負担金を660万円増額し、支出の１款病院事業費用１項医業費用１目経費を政策的医療交付金として、同額の660万円増額するものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

４ページをお開きください。

初めに、収益的収入から御説明申し上げます。

１款病院事業収益２項医業外収益２目他会計負担金の一般会計負担金でございますが、新型コロナウイルスの感染が全国的に再拡大し続けているため、垂水中央病院において、さらなる感染対策強化を図ることを目的とし、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を一般会計から病院事業会計へ繰り入れようとするものでございます。

次に、支出につきまして御説明申し上げます。

１款病院事業費用１項医療費用１目経費の政策的医療交付金でございますが、先ほど収入で申し上げました、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、垂水中央病院における、さらなる感染対策の強化として、救急及び発熱外来の感染疑い患者に対し、迅速な対応を行うため、リアルタイムエコー診察を行う超音波画像診断装置や病院内に非接触型センサー式消毒液ディスペンサーを導入するとともに、病院内の水道蛇口を非接触型センサー式の自動水栓に交換しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男）　ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員　今、重要な時期にこの新型コロナ問題というのは来ていると思うんですね。第４波等から変種株の問題があるというふうに思うんですが、当然、施設、病院等も神経を尖らせながら対策に精いっぱい、本市もそれに対する対応ということで取組をされておると思うんですが。そういう中で、一つは当然、病院、施設ともお話をされてきたと思うんですが、その中で十分、これで十分足りたのか、それともまだ要望、またしなきゃならない、お金的な問題もあるものですが、単純にはいかないと思うんですけど、そういうのはあったのかということと。もう一つやっぱりその両方とも、その、反対にＰＣＲ検査等含めて、いわゆる院内感染対策ということも含めて、そういう点での対策は、こういう関係で、市との関係ではそういう支援とか取組というのは行わなくていいのか、この２つの点についてお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一）　この補正で対策が足りるかということに関しましては、今、感染が拡大する中で対策がどういうことができるかという形で、病院側と、先生側といろんな意見交換をした中で、取り急ぎというか、この形で病院側から必要だという要望があって、その中身を精査して、今回、上程させていただいたところではございますので、この感染状況の広がり具合によっては、またさらなる病院側のほうから要望が上がってくるかと思いますので、そこはまたお互いに協議をしながら今後進めていきたいと考えております。

それとまた院内感染の防止の観点ですが、これも同様に現時点での対策としてこういうふうに上がってきておりますので、実際に病院側は病院側、それぞれの対策を現時点では最善を尽くしているところでございますが、その中で病院側のほうからまた要望があれば、そこを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員　特に抑える、それから発見する、そういう意味ではＰＣＲ検査が非常に重要視されて、今、国のほうも積極的な対応、まず高齢者についても、今度、県のほうで予算化するようですけども、そういう対策を取るわけですよね。そうしちゃうとやっぱり本市としてもこの間の教訓に立った場合、その辺りを含めて病院との関係で、そういうところのほかに、反対にですね、その辺りができないのかというところでの要望というか、もしくは取組の提言というのか、そういうのも一つはあったんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点ではそういう議論はなかったんですか。

○保健課長（草野浩一）　そのＰＣＲ検査の部分についてでございますが、いろいろと協議をする中では、特に市に対しての要望というのは上がってきていないところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員　最後になります。

その、今、だんだん広がってきている変種株に取って代わっているという中での、その辺りの議論というのは、今回の予算のこの関係の中では何ら議論なかったんでしょうか、対策とか調査とか含めて。

○保健課長（草野浩一）　その変異株に対する部分について、これまでの対策ではなかなか厳しいと、さらなるだから強化をしないといけないということで、今回この補正を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案２件については、いずれも産業厚生常任委員会に付託いたします。

△請願第５号・陳情第10号一括上程

○議長（川越信男）　日程第11、請願第５号選択的夫婦別姓制度導入の意見書提出を求める請願及び日程第12、陳情第10号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを一括議題といたします。

ただいまの請願及び陳情については、総務文教委員会に付託いたします。

△庁舎整備検討特別委員会の設置について

○議長（川越信男）　次に、日程第13、庁舎整備検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。最初に、現庁舎及び消防庁舎の課題、その他を含め、併せて新庁舎の課題を検討するために、目的達成まで13名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、現庁舎及び消防庁舎の課題、その他を含め、併せて新庁舎の課題を検討するために、目的達成まで13名の委員をもって構成する庁舎整備検討特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました庁舎整備検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、新原勇議員、森武一議員、前田隆議員、池田みす

ず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上の13名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を庁舎整備検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました庁舎整備検討特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎整備検討特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

庁舎整備検討特別委員会委員長に感王寺耕造議員、副委員長に池山節夫議員。

以上でございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男）　明29日から６月９日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は６月10日及び11日の午前９時半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第２項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から６月１日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散　　会

○議長（川越信男）　本日は、これをもちまして散会いたします。

午前11時33分散会

令 和 ３ 年 第 ２ 回 定 例 会

会　　議　　録

第２日　令和３年６月１０日

本会議第２号（６月１０日）（木曜）

出席議員　１４名

１番	新原　勇	８番	感王寺　耕造
２番	森　武一	９番	持留　良一
３番	前田　隆	１０番	北方　貞明
４番	池田　みすず	１１番	池山　節夫
５番	梅木　勇	１２番	徳留　邦治
６番	堀内　貴志	１３番	篠原　靜則
７番	川越　信男	１４番	川畑　三郎

欠席議員　０名

地方自治法第１２１条による出席者

市長	尾脇　雅弥	生活環境課長	紺屋　昭男
副市長	益山　純徳	農林課長	森　秀和
総務課長	和泉　洋一	併任	
企画政策課長	二川　隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田　昌幸	事務局長	
財政課長	濵　久志	土木課長	東　弘幸
税務課長	橘　圭一郎	水道課長	森永　公洋
市民課長	松尾　智信	会計課長	港　耕作
併任		監査事務局長	福島　哲朗
選挙管理		消防長	後迫　浩一郎
委員会		教育長	坂元　裕人
事務局長		教育総務課長	野村　宏治
保健課長	草野　浩一	学校教育課長	今井　誠
福祉課長	篠原　彰治	社会教育課長	米田　昭嗣
水産商工	大山　昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園　雅司	書記	瀬脇　恵寿
		書記	末松　博昭

令和３年６月10日午前９時30分開議

△開　　議

○議長（川越信男）　おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第49号上程

○議長（川越信男）　日程第１、議案第49号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第４号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（濵　久志）　おはようございます。議案第49号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第４号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る増額補正でございます。

今回、歳入歳出とも906万1,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は113億1,885万7,000円になります。補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページからの第１表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。

７ページをお開きください。

３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、独り親子育て世帯を除く低所得の子育て世帯に対して、児童１人当たり５万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費でございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、４ページの事項別明細書の総括表及び６ページの歳入明細にお示ししてありますように、全額国庫支出金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男）　ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（川越信男）　日程第２、これより一般質問を行います。

１回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁時間を含めて１時間以内とし、質問回数については無制限といたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、６番、堀内貴志議員の質問を許可します。

［堀内貴志議員登壇］

○堀内貴志議員　おはようございます。ちょっとフライングしましたけど、失礼しました。おはようございます。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

コロナ禍の中で、北海道と東京都、そして２府６県に出されていた緊急事態宣言が、６月20日まで延長されました。当県においても新型コロナウイルス感染症の警戒基準ステージ３が継続し、県独自の感染拡大警報が国と同様に６月20日まで延長されました。県内で確認された感染者数、昨日現在で3,535名、うち変異株による感染者数も871名と増加傾向にあります。

垂水市においては、72名の感染者を確認し、依然として予断を許さない状況が続いていますが、今年に入ってから大きな変動はなく、感染者抑止につながっているのではないかと思います。これは、ひとえに市長をはじめ、保健課または各課の職員全員が、常に危機感を持って職務に専念していることからだと思います。この場をお借りして、皆様には感謝を申し上げますとともに、引き続き感染拡大の防止に万全の体制で臨んでいただきたいということをお願いしておきます。

さて、前回、令和３年第１回定例会においては、介護施設でのクラスターの発生の状況を見て、議会においても執行部に対して、感染拡大防止に万全の体制で臨んでほしいという観点から、全面協力する体制づくりをするために、一般質問の時間短縮を決めました。そのために、私自身も前回は一般質問を控えさせていただきました。

平成23年４月に初当選して以来、連続で一般質問をしてきましたが、この連続記録も前回で途切れてしまいましたが、本日は、３期目、40回目という節目の一般質問になります。引き続き緊張感を持って質問していきますので、関係各課の皆様は、本日も積極的かつ明瞭な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、大きな１つ目、新型コロナワクチンの予約と接種状況について質問をいたします。

この新型コロナウイルス感染拡大防止対策とともに、市民が今一番注目をしているのは、新型コロナワクチンの予防接種であります。高齢者、65歳以上に対してのワクチン接種は既に始まっていますが、まずは新型コロナワクチンの予防接種を高齢者全員に実施することが最優先であり、その後に64歳以下の市民全員に接種することが今後の大きな課題ではないかと思います。

まずは、65歳以上に対する予防接種の予約の方法と状況についてお伺いいたします。

大きな２つ目は、学校内における新型コロナウイルス感染症予防対策についてお尋ねをいたします。

全国的には、学校でのクラスター発生との記事もありますし、特に沖縄県では感染者が低年齢化し、約２割が10歳代となったことから、県立の学校では休校措置が取られました。学校でのクラスター発生は県内でもありましたし、つい最近では、県内の高校総体の大会会場がクラスターになり、各学校に戻ってからの学校内で不安や混乱が生じたケースもあります。

学校内で１人の感染者が出ますと、教職員をはじめ、他の児童生徒に感染する危険性が増すことにもなり、学校内においてもより一層の感染防止対策が求められます。学校での感染防止対策をどのように講じているのかお尋ねをいたします。

また、昨年から中止が相次いでいる学校行事ですが、児童生徒にとりましても、学校の思い出となる行事が実施できないでいることに寂しさを感じていることだと思いますし、気の毒でなりません。今後の学校行事をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

大きな３つ目は、市庁舎に関する外部検討委員会の在り方について質問をいたします。

垂水市の庁舎の在り方については、この６月議会から新たなスタートになりました。議会では庁舎整備検討特別委員会が立ち上がり、また、有識者で構成する外部検討委員会も、これまでの委員会を検証した上で、新たな委員構成で５月28日に初会合を開き、会をスタートさせました。

その名称も新庁舎建設検討委員会から垂水市庁舎等のあり方検討委員会に変更され、名称にもありますように、前の検討委員会は新庁舎建設を目的とした会議でありましたが、今度からは県からの耐震診断の命令を受けて、庁舎の在

り方を含めて検討するものであります。本庁舎のみならず、別館や消防庁舎も含めて、庁舎の在り方、方向性を検討していただけるものと理解しています。

厳しい言い方をすれば、前回の検討委員会の意見が住民投票で否決されたということですから、この点は議会も含めて反省しなければならないと思いますし、その経験を生かした議会としての特別委員会、そして外部検討委員会になっていかなければならないと思っています。

今回の委員構成を見ますと、前の委員会との違いは、メンバーも増員になり、その中には学識経験者も増えて専門性も増したと思いますし、また一般公募枠を設けたこともあり、工夫されたメンバー構成になっているのではないかと思います。

そこで、気になることは庁舎建設を考える会の意見ですが、彼らが市民に配布したチラシの中で、新庁舎は移転費も解体費も含めて約23億円で建設できるなどと訴えていましたが、それが実現できるのであれば、こんなすばらしい提案はないと思っています。彼らの意見を反映させるためにも、新たな検討委員会のメンバーにはぜひとも入ってもらいたいと思いますし、入らなければいけないと思います。

そこで、庁舎建設を考える会の関係者は、検討委員会のメンバーの中にいらっしゃるのかお尋ねをいたします。私が見た感じでは、メンバーの中にいらっしゃらないように思いますが、執行部は委員会への参加、アプローチはしなかったのか。アプローチをしたにもかかわらず、参加を拒否したのかをお尋ねいたします。

庁舎の在り方について、県からの耐震診断の命令書が出ていることから、まずは現庁舎の耐震診断から実施することになりましたが、市民の一部の方の中には、新たな計画で新庁舎建設を進めるべきという声もあります。住民投票でＣ案は否決されたわけだから、Ａ案かＢ案で検討すればいいと簡単に考えている人もいますが、新たな新庁舎の建て替え計画には、その計画づくりに相当な期間がかかるのは当然です。

そして、何よりも有利な地方債がなくなったわけですから、財源的な問題が大きくのしかかりますし、建設規模や構造面、場合によっては仮庁舎の問題など、検討しなければならない事項が山積みであることは素人でも理解できます。

そして、合意形成の問題。市民の大多数の共通認識が図られた計画づくりでなくてはならないわけで、新庁舎を建て替えるにしても、これまで以上に慎重に決めていかなければならないと思っています。

このたびは、県の命令に従い耐震診断をします。現在の庁舎は築60年が経過し、現在の建築基準を満たしていないわけですから、耐震をしなければならないということは耐震診断の結果を見なくても分かります。要するに、どこまで耐震をして、何年間、この庁舎を使うかということが重要になってきます。私個人としては、最低でも10年以上は使わないといけないと思いますし、その安全性も現在の建築基準を満たしたものでなければなりませんし、そうすると、震度６から７程度の地震に耐え得る建物にしなければならないと思っています。

そこで、この庁舎を使用し続けることを前提に考えた場合に、現庁舎の施設整備をどの程度までにするかということが問題になると思いますが、現時点でどのような施設整備項目が想定されるのかお尋ねをいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○保健課長（草野浩一）　おはようございます。ワクチン接種予約の方法と状況につきましてお答えいたします。

本市におきましては、昨年度、全世代の市民を対象とした季節性インフルエンザ予防接種の一部助成事業を実施した際、各医療機関での予約受付を行い、大きな混乱もなかったことから、

今回の高齢者向けの新型コロナワクチン接種につきましても、肝属郡医師会との協議の結果、インフルエンザ予防接種と同様に、かかりつけ医での接種を基本とした各医療機関での予約受付としたところです。

しかし、４月12日の１回目となった接種予約の受付において、垂水中央病院などについては予約開始初日に、接種を希望する方が同病院に割り当てられたワクチン数を超えてしまったことから、受付初日に予約を終了する事例が発生したところです。

そのことから、この事例を踏まえ、混乱を避けるためにも、医療機関以外で予約を受け付ける予約コールセンターを設置するなど、予約方法の改善を図ったところです。また、自宅に電話がない方や、目や耳が不自由な方への対応としまして、市役所窓口でも受付ができるよう行ったところです。

これまでの市内医療機関でのワクチン接種予約の状況につきましては、今月８日現在で82%、5,279名となっているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（今井　誠）　学校内外における児童生徒に対する感染症予防対策と学校行事への影響につきましてお答えいたします。

現在、全国的に第４波の状況下で、県内でも変異型ウイルスの割合が９割を超えるなど、本市においても今後も予断を許さない状況が続くものと思われます。

そこで、各学校に対して、文部科学省の最新の学校衛生管理マニュアルや各種通知文等に基づき、学校クラスターを発生させないを合い言葉に、管理職研修会や養護教諭研修会等での指導や機会を捉えて公文を適宜発出するなどして、対策の徹底を繰り返し指導しているところでございます。

特に先月、県内で感染拡大警戒基準がステージ３に引き上げられた際には、近距離で一斉に大きな声を出す活動や児童生徒が密集する運動などの特に感染リスクが高い教育活動について、実施を延期したり、代替手段で実施したりするなど、ステージ２に引き下げられるまでは、原則として行わないよう指示したところでございます。

また、変異型ウイルスの広がりへの対応としても、これまでの基本的な集団感染防止対策の徹底が有効とされておりますが、最近では、３密、密閉、密集、密接のいずれか１つの１密でも感染拡大のおそれがあることから、全ての小・中学校に対して、感染防止対策のさらなる徹底をお願いしているところでございます。

なお、児童生徒の全国的な感染状況を見てみますと、小・中学生の大半は家庭内感染によるものとされておりますことから、学校では、児童生徒への指導とともに、ＰＴＡの場や学校だより等の文書も使って、家庭における感染防止対策等の啓発を行い、保護者の意識を高め、実践化を図っているところでございます。

次に、学校行事への影響につきましては、ウイズコロナの発想で、昨年度の学校行事の経験を生かし、規模縮小や時間短縮、実施方法の見直し等を行い、感染防止対策を講じながら、できるだけ実施できるものは実施する方向で進めており、大きな支障はないものと考えているところでございます。

例えば子供たちが一番楽しみにしている修学旅行でございますが、行き先を県内に変更した上で、訪問先の感染状況を確認しつつ、旅行業者と綿密に打合せを行い、十分に感染防止対策を講じた上で実施することとしております。

先日、８日から９日に垂水小学校が実施できましたことから、既に小学校３校と中学校が実施済みであり、６月中には全ての学校が実施する予定でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志）　おはようござい

ます。それでは、初めに、新庁舎建設を考える会のメンバーの方が委員に入っているかについてお答えさせていただきます。

新たに設置しました新庁舎等のあり方検討委員会委員でございますが、企画政策課が把握しております、新庁舎建設を考える会の代表の方や事務局の方々は入っておられません。

また、本市からの案内でございますが、４月16日、４月22日の２回、担当係のほうから考える会の事務局に対して、募集締切日お伝えする電話連絡を２回行ったところでございます。

次に、公募委員の選考についてお答えいたします。

今回新たに設けました公募委員でございますが、本外部委員会の設置要綱のとおり、今後の庁舎等の在り方について、市民目線による多様な意見を反映し、専門的、総合的に検討を行うために設けたところでございます。

公募委員の選考につきましては、非常に市民の関心も高いことから、公平性、透明性を持った選考を行う観点から、副市長を委員長とし、外部から鹿児島銀行垂水支店長、ＪＡ鹿児島きもつき垂水支所長、庁内職員から総務課長、財政課長とする選考委員会を設置いたしました。

第１回委員会は５月７日に開催し、選考基準や選考手順を決定、第２回委員会は５月12日に開催し、各委員の評価の合計点が高いほうから上位５名を決定いたしました。この選考基準による個別評価でございますが、公募委員申込書の応募理由に記載されました、委員会への熱意や意欲、庁舎等の現状把握、今後の課題、解決の方策に対して、熱意、意欲、理解度、問題意識、発想力、文章構成の視点で委員それぞれが評価を行い、また、選考会においては公正性を期すため、応募申請者の個人情報等を伏せて、個人が特定されないよう十分に配慮を行った上で、各委員の評価シートを委員の目の前で事務局が集計し、その順位を決定したところでございます。

以上のように、この公募委員の選考は、申込書の応募理由に記載されました、委員会への熱意や意欲、庁舎等の現状把握、今後の課題、解決の方策等を評価されて選考されておりますことから、本外部委員会においても、新たな多様な考え方を反映した検討がなされるものと考えております。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸）　耐震診断と現庁舎の施設整備の在り方についてお答えいたします。

一般的な耐震化事業の流れにつきましては、耐震診断を行い、耐震補強が必要となった場合は、耐震補強計画を立て、次に実施設計、そして耐震工事の実施となります。堀内議員の御指摘のとおり、庁舎建物の安全性の確保とは、震度６強から７で倒壊しないという新耐震基準を満たす必要があります。そのため、耐震診断の結果が出次第、外部検討委員会にお諮りし、耐震補強計画が必要かどうかも含めて検討していただくとともに、その検討結果を特別委員会においても議論していただくことになると考えております。

また、仮に耐震補強が必要であろうという結果に達しました場合、今後、どの程度現庁舎を使用するのか、期間を設定する必要があり、そうなると耐震改修に併せ施設の整備、長寿命化を検討しなければならないと考えております。

現庁舎の施設整備、長寿命化につきましては、今後、どの程度使用するかという条件の下で、機能面、利便性、維持管理面と、大きく３つの視点で検討が必要となります。

まず機能面でございますが、庁舎は防災拠点としての機能が求められます。このため、72時間のライフラインの確保のための機能を備えるかどうか。利便性においては、エレベーターの設置、バリアフリー改修、トイレの改修、子育

て世代の利用者のための授乳室の設置などが考えられます。維持管理面では、電気設備、空調設備などの更新等が考えられます。更新時期が間近に迫った施設であれば、省エネやゼロカーボンに対応することを考慮する、照明のＬＥＤ化やサッシの改修などの検討が必要になると考えられます。

いずれにせよ、外部検討委員会からの意見や特別委員会での御議論を踏まえ、庁舎等の在り方については慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員　それでは、一問一答方式でテーマの１から、新型コロナワクチンについての質問の第２回目を行います。

今現在、82％ということですから、創意工夫を凝らして、要は予防接種の予約を受けて実施しているということですから、82％をまた上回るように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

65歳以上、ワクチン接種が着々と進んでいること感謝いたしますが、全国的に見ますと、ワクチンの接種後、副反応、例えば接種部位の痛みだとか、頭痛だとか、熱が出るケース、いわゆるアレルギー反応を訴えている人が多くいらっしゃいます。そういった症状も、特に若い人、そして女性に多く見られると言われています。

現在、垂水市で医療機関、医療従事者を除いて、65歳以上の方々に接種しておりますけれども、こういった症状、アナフィラキシーの症状とか、ワクチン接種後の副反応出ているのかどうか、その状況について、まずお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一）　アナフィラキシー等のワクチン副反応につきましてお答えいたします。

副反応につきましては、接種をしていただく肝属郡医師会の先生方も当初から懸念されていたところです。市といたしましては、重篤な副反応が生じた場合に備え、接種していただく各医療機関に、応急措置として必要な薬品や医療資機材等を備えていただくとともに、購入費用を負担し、環境整備を図ったところです。

また、高齢者入所施設や訪問診療等で接種した際には、より円滑に救急搬送や救急受入れができるよう、各先生方が施設等に出向いて接種する日時、場所、接種人数の予定を事前に市へ提出していただいており、その情報を垂水市消防本部及び垂水中央病院に情報提供しているところでございます。

その中、本市においては、これまで重篤な副反応は発生しておらず、接種部位の痛みなどの軽度な副反応はあるものの、診療に至る件数はないと医療機関から報告を受けているところです。

この副反応につきましては、接種後15分から30分間、接種した医療機関にて経過観察を行うことになっておりますが、その後、万が一自宅等で症状が現れた場合に備え、対処方法の指示や医療機関にすぐに連絡することを伝えるなど、接種者と医療機関との連携が図られていると考えているところです。

また、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応につきましては、確率は非常に低いものの、一定の割合で発生することが厚生労働省より報告されていることから、郡医師会の先生方の専門的な御意見を伺いながら、市民の皆様がより安心して接種していただけるような体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員　ワクチンの副反応、特に重い症状は垂水市では出てないということですから、これはありがたいことだと思います。全国的に見ますと、軽い副反応を含めて約50％の人が、接種部位の痛みだとか、あと疲労感だとか、頭痛を訴えているようです。10％から50％の人が

筋肉痛や悪寒、発熱が出ているというデータがあります。引き続き副反応には十分注意していただきたいと思います。

そして、千葉大学でファイザー社のワクチンの効果を調べたデータがありまして、２回接種した1,774名に対して1,773名、約99.9％の人が十分な抗体ができたというデータを発表しております。市民の安心・安全のためにも、ぜひとも全市民にこのコロナワクチンを打っていただくように、接種していただくように促すべきではないかというふうに思います。どうか、その点もよろしくお願いします。

そして、その効果ですけれども、特に年齢の若い方と女性に効果的だそうです。そして、毎日お酒を飲む人、私は２日に一遍ぐらいですかね。その人は効果が薄いということですから、飲まれる方は少し控えたほうが、打つ前に控えたほうがいいのではないかなと思います。

垂水市のワクチンの接種状況、１回打った人、２回打った人それぞれですけれども、現在のその接種状況、１回打った人、２回打った人、その接種状況についてお聞きいたします。

そしてまた、一番気になるのは、全国的に見られますワクチンの保存、そしてキャンセルが出たことで廃棄処分にしたという記事をよく見かけます。本市においては、そのようなミスはないと思いますけれども、仮に予約していた人がキャンセルした場合の対応について、チャート的なものを作成しているのか、無駄のない、効果的な接種の取組をしているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一）　接種状況の現状とキャンセルの場合の対応につきましてお答えいたします。

初めに接種状況でございますが、まず医療従事者につきましては、２回目の接種まで完了された方の割合は、今月８日現在で接種対象者全体の91.8％でございます。また、65歳以上の高齢者につきましては、接種券を発送しております6,436人に対しまして、１回目の接種が完了された方の割合は、今月８日現在で38.1％の2,451人、２回目の接種が完了された方の割合は15.1％の972人でございます。

次に、キャンセルの場合の対応でございますが、先月28日付で鹿児島県からワクチンの余剰が発生した場合の対応指針が示されたところですが、本市においては、既に国からの接種順位の考え方に基づき、高齢者の次の接種順位である基礎疾患患者や高齢者入所施設の従事者に接種していただくことを各医療機関に通知させていただいており、実際にそのような状況が発生しているところです。

基礎疾患患者につきましては各医療機関で把握されているところですが、高齢者入所施設の従事者につきましては、事前に市が各施設から同意をいただいた上で名簿を作成し、各医療機関へ配付しているため、医療機関から高齢者入所施設へ電話連絡をすることによって、余剰ワクチンを有効に活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員　最後の質問にしますけれども、今後の予防接種の状況、年代別の接種見通しについてお聞きいたします。

今、65歳以上については、１回目が38％、２回目が15％ということですから、まずはここを優先することだと思います。要は65歳以上が完了してから、64歳以下の方々へのワクチンの接種はどのように実施するかということであります。

全国的に見ますと、64歳以下のワクチン接種開始しているところもありますが、その中で鹿児島市は昨日、64歳以下について、今月30日から接種券を順次発送するということで、年齢別のタイムスケジュールみたいなのも明確に出しました。本市においてはどのように考えている

のかお尋ねいたします。

もう一つは、市長にお伺いいたします。年齢的に接種可能な方というのは、ファイザー社のワクチン、接種する日に12歳以上の方となっております。12歳以上の方も対象に考えなければいけません。

沖縄県では、感染者の約20％が10歳代ということで、感染者の低年齢化も進んでいる。そんな中で岡山県の総社市では、早ければ７月中にも、市内の小・中学校生約2,700人を対象として集団接種すると発表しております。県内でも、一昨日の新聞に、姶良市と十島村がいち早く中学生の集団接種を検討していることを掲載していました。

本市において、年齢12歳の児童生徒については、唯一の中学校で集団接種することを検討してはどうかと思いますけれども、市長の見解をお聞きします。

あわせて、全市民に対する接種完了の見通しについてもお聞かせください。

○保健課長（草野浩一）　64歳以下に対する接種見通しにつきましてお答えいたします。

高齢者の接種につきましては、７月末までに接種を完了するよう尽力しているところでございます。この後の高齢者に次ぐ接種順位につきましては、国が今月４日に改定した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きの中の接種順位により、令和３年度中に65歳に達しない者であって、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者とし、その次にそれ以外の者となっております。

また、これまで接種対象者を16歳以上としておりましたが、先月31日の厚生労働省専門部会において、新たにファイザー社ワクチンについては、12歳から15歳までの接種を予防接種法上の臨時接種に位置づけることが承認され、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての指示が一部改正し、今月１日から適用されたところでございます。

これらの方々の接種時期については、今後、配送されるワクチン量を鑑みながら接種計画を策定していきたいと考えているところです。

また、今後のワクチンの種類につきましても、現在のファイザー社のワクチンがいつまで供給されるのか、先日、薬事承認されたモデルナ社ワクチンがいつから一般に供給されるのか、情報を早めにいただけるよう、国に対して県を通じて要望を行っているところです。

これらの情報を整理した上で、接種会場や接種時期について、郡医師会の先生方や関係機関と協議し、接種を望まれる市民の皆様ができるだけ早くワクチン接種できるよう接種計画を策定し、接種を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）　全市民の皆さんの接種完了の見通しということについてお答えいたします。

まずは、現在実施しております高齢者の皆様への接種を、しっかりと７月末までに完了させることが重要であると考えております。その後、次の接種順位となります基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の皆様や、それ以外の市民の皆様方につきましてもスムーズに行えるよう、ただいま担当課長が答弁いたしましたように、肝属郡医師会の先生方と協議を重ねてまいりたいと考えております。

その協議に当たりましては、ファイザー社やモデルナ社といったワクチンごとの供給体制、コールセンターやインターネットなどによる予約方法、接種会場などについて、様々な検討を行う必要があると考えております。

このような一つ一つの課題を着実に解決し、また、その時点の接種を確実に完了させることによりまして、希望する市民の皆様全員ができる限り早期にワクチンの接種を受けられるよう

に、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、医師会の先生方の専門的な御意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○堀内貴志議員　今日の新聞でしたかね、国は今年10月か11月までには全国民に対して接種を完了させるというような報告もありますので、垂水市も計画的にしっかりとして、遅くても11月までには全市民が完了できるように実施してほしいと思います。

もう一つ質問抜けていましたので、中学生の集団接種についてはどのように考えているのか、その点だけ再度お聞きします。

○保健課長（草野浩一）　中学生の接種につきましては、接種される先生方と、その接種できる体制がまだ十分にできておりませんので、その点につきましても協議を重ねながら、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員　私、子供の頃、よく学校単位でいろんなワクチンの接種を受けました。今回も新型コロナワクチン、保護者の同意を得た上で実施すれば、集団接種は可能ではないかなと。当然、ドクターは垂水市などで派遣してすれば可能じゃないかなと思いますので、前向きな検討。何か教育長が手を挙げていますので、教育長の意見があるそうですから、ちょっと聞きたいと思います。

○教育長（坂元裕人）　今堀内議員からございましたとおり、保護者の同意を得てということになろうかと思います。そうしますと、例えば中学生の中で打つ子、打たない子がいるわけですね。それを集団接種という場でできるのかという、ここも非常に問題だと思うんです。あの子は打った、あの子は打ってないという。これは、まさに差別、偏見、誹謗中傷を生む可能性もあります。

ですので、教育現場では、そういうことに十分配慮しながら、希望接種というところで進むのか、他市町等の動向もまた見据えながら、今後、保健課とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員　それでは、次のテーマに行きたいと思います。

学校での感染対策、十分工夫を凝らした感染対策ができているというふうに理解しました。学校行事についても、昨年、軒並み中止だったですけれども、今回は、今年は感染防止措置を取った上で、できるだけ実施するということですので、私個人としても実施することに賛同いたします。引き続き感染防止には十分に配慮した上で、可能な限り実施してほしいと思っています。

学校関係で気になる記事があります。大阪府の高槻市の小学校で、体育の授業で持久走をした、当時５年生の男子児童が死亡していたことが、５月27日、教育委員会に対する取材で分かったという報道がありました。

死因は特定できていませんけれども、男の子は新型コロナウイルス感染対策のために、マスクを着用したまま走った可能性があるということです。マスクと因果関係が気になりますけれども、本市ではどのような取組をしているのかについてお聞きします。

○学校教育課長（今井　誠）　体育の授業中のマスク着用等の取扱いについての本市の対応につきましてお答えいたします。

スポーツ庁からの令和２年５月21日付、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性についての事務連絡を受け、市教委でも昨年５月22日に通知文を発出いたしました。

その内容でございますが、体育の時間におけるマスク着用は必要ないこと、マスクを外す際は身体的距離の確保や授業前後の手洗い等を徹

底すること、さらに、児童生徒がマスク着用を希望する場合は、N95マスク等の医療用や産業用マスクではなく、家庭用のマスクを着用することとし、呼気が激しくなるような運動は控えさせ、呼吸が苦しい様子が見られる場合は、マスクを外し、休憩するよう指導することと等につきまして、学校に具体的に指示したものでございます。

その後も管理職研修会等で継続的に指導し、部活動等も含めてマスクの適切な着脱が定着しており、本市では現在まで事故の報告は受けていないところでございます。

さらに、大阪府での事故を踏まえ、先日の校長研修会におきましても改めて注意喚起をしたところでございます。

併せまして、これから夏場にかけては、マスク着用による熱中症の心配もございます。熱中症も新型コロナウイルス感染症と同様に命に関わるものであるとの認識で、昨年度から、登下校中も含めて、身体的距離が取れる場合はマスクを外してもよいことを指導するとともに、学校生活においても、必要に応じて身体的距離を取る、マスクをとる、水分をとるの３とるの励行を学校に紹介し、熱中症予防にも努めさせているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員　今課長が答弁されましたように、これから夏を迎えます。暑さとマスク着用義務、そして熱中症対策と感染症拡大防止、相矛盾する取組をしていかなければなりません。ケース・バイ・ケースで考え、適切な対応をお願いしておきます。

次のテーマに入ります。外部検討委員会についてでありますが、委員会の構成、学識経験者を増やすことで専門性が増したということ、そして新目線を考慮して一般公募枠を設けて、厳正な審査の上で適切な人を選考したということから、十分に評価できる委員会構成になったのではないかと思います。

ただ、考える会の方にアプローチしたにもかかわらず参加しなかったということですけれども、どうしても印象強いのは、彼らが住民投票の活動期間中に市民に対して、新庁舎は移転費も解体費も含めて約23億円で建設できるなどと絵を描いて、チラシを配布したことです。市民の中には、市が提案している予算に比較してこんなに格安でできると、賛同した方も多くいらっしゃると思います。

私は、この点について、しっかりと説明責任を果たしてほしかったと思いますし、今回、会に対して応募すらしなかったことに非常に残念な気持ちでなりません。このことはこれで終わりにします。

話を変えます。新たな垂水市庁舎等のあり方検討委員会は、市長の諮問機関という位置づけであり、重要な役割を担うものであります。前回の新庁舎建設検討委員会も市長の諮問機関としての位置づけだったはず。

諮問機関とは何ぞや。調べてみました。諮問機関とは、行政庁の求めに応じ、または自ら進んで調査審議を行い、行政庁に対し参考となるべき意見を陳述する権限を持つ行政機関とあります。

前回、この諮問機関の意見が議会と市民に否定された結果となったわけですが、今回は、議会の中で庁舎整備検討特別委員会が設置されました。前回と同じ過ちを起こさないためにも、議会でしっかりと審議を尽くし、場合によっては、外部検討委員会の委員からの直接意見聴取をできる場を設けることが必要ではないかと思います。その点について、どのように考えているのかお聞きいたします。

○企画政策課長（二川隆志）　外部検討委員会から直接意見を聞く場を設けることについてお答えさせていただきます。

堀内議員から御指摘いただきました、外部委

員会の委員から直接意見を聞く場を設けることにつきましては、現在の外部検討委員会委員長も議会の皆様に対し御説明していきたいという意向も確認しておりますことから、今後、要請をいただきました場合には調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員　３回目の質問です。総括監の答弁に対しまして、耐震補強以外の施設整備項目ということで、機能面、防災拠点としての機能。あと利便性、エレベーター等やバリアフリー化の設置、そしてトイレの改修。維持管理面では、ＬＥＤ化等の電気設備、空調設備などの改修などなど、予算との兼ね合いがありますけれども、あらゆることを検討していかなければいけない。

恐らく外部検討委員会の意見を聞いて、さらには市民の意見を聞きながら、一つ一つ選択されていくことになると思いますが、議会としても情報交換をしっかりした上で、議会としても積極的な意見をまとめることも必要であるかと思います。その点、新たに立ち上がった庁舎整備検討特別委員会の感王寺委員長を中心にしっかりと取りまとめていただきたいということを、この本会議場でお願いをしておきます。

最後に、今後の方向性について、市長にお伺いします。

４月６日付の南日本新聞に、庁舎建設を考える会との話合いの記事が掲載されていました。この中で、新たな候補地は、住民投票の結果により白紙撤回になった海沿いの案はないと明言されています。この判断に至った理由についてお聞かせをください。

○市長（尾脇雅弥）　４月６日の新聞報道についての質問にお答えいたします。

私といたしましては、昨年８月９日に行われました住民投票の結果と、その後、３月12日に提出されました外部検討委員会の提言を踏まえて、Ｃ案はないと判断したところでございます。

この３月12日に提出されました外部検討委員会の提言書には、１番目に現庁舎への対応について記されています。新庁舎建設計画が白紙となった今、市民や職員の安全を確保するため、現庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けた対策を早急に行うべきである。

なお、耐震診断の結果を受けた対応については、新庁舎建設までの暫定的な耐震補強と小規模な改修とするか、地球環境の保全も鑑みた大規模なリノベーションを実施し、長寿命化を図るか、その方向性について十分検討を行う必要があると記されています。

また、２番目に、候補地の調査検討について、候補地の選定は、市民の利便性、安全性、経済性など総合的に判断しなければならないと考えるが、そのためには新たな庁舎に必要とされる機能や規模の設定、特に行政デジタル化に伴う市民サービスや、防災対応の将来像を十分に把握した上で設定すべきであるとされておりますことから、必要であると考えているところでございます。

○堀内貴志議員　再度確認のために質問しますけれども、海沿いの案、Ｃ案、つまり旧フェリー乗り場前の駐車場跡地のことでよろしいのか、それだけ最後に確認したいと思います。

○市長（尾脇雅弥）　堀内議員の海沿いはＣ案かという問いに対しましては、議員のとおり、Ｃ案というのは旧フェリー跡地のことでございます。

○堀内貴志議員　新たな新庁舎建設、庁舎整備に当たっては、市民の安心・安全が第一、それを一番に考えて、市民サービスの向上のためには機能を十分に満たさなければいけない。そして、一番重要なのは市財政への影響であります。事業費を適切に設定しなければならないと思います。

これまでの計画については、財政への影響を

考慮し、交付税のある地方債を活用するために、この活用期限内に何とか間に合わせようとして、執行部は最大限努力してきました。そのことは我々議会も承知していたはずです。

何度も繰り返しますけれども、既に設計費と地盤調査費などに約２億円を無駄にしています。しかも、約10億円の財政的な支援がなくなったわけです。そのことからも、前の計画からすると大きなハンディキャップをもらい、スタートすることになります。

新庁舎建設を検討する場合において、Ｃ案がなくなったからと、Ａ案かＢ案、つまり現庁舎用地と市民館用地から選択するという考えは、この計画づくりが始まった３年前と比べて状況は変わってきています。

市民館は耐震工事をしました。現庁舎用地については、仮庁舎を設置するなど、間接的経費が相当かかると見込まれています。その点は皆さん御理解していると思います。事業費を抑えるためにも、その間接的経費を抑えることが重要ですから、新たな候補地を選定する場合においても、外部検討委員会の提言のとおり、機能や規模をしっかりと設定し、何よりも財政面を考慮して、適切な候補地を選択してほしいと私自身は考えています。

そして、これから調査検討するためには、相当に時間をかけて議論を、議会も含めて議論を深めて、慎重の上にも慎重に新庁舎を検討する必要があるのではないかと思います。その間は、この現庁舎を使わざるを得ないわけですから、まずは現庁舎の耐震診断をして、その結果に基づいて現庁舎を整備する、そのことが優先するのではないかと思います。

最後は要望で終わりますけれども、庁舎で働く職員、そして利用される市民の安心・安全のためにも、耐震診断後の安全面への対応は十分に行っていただきたいということを強く強く要望して、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩いたします。次は、10時40分から再開します。

午前10時26分休憩

午前10時40分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番、新原勇議員の質問を許可します。

［新原　勇議員登壇］

○新原　勇議員　おはようございます。６月５、６日に垂水市体育館において、県高校総体のフェンシング大会が行われており、熱戦が繰り広げられていました。コロナ禍で中に入ることはできませんでしたが、会場と設営がすばらしいと喜ばれているそうです。

商工業においても、市独自の持続化補助金を追加していただき、ありがとうございます。

また、支え合おう垂水市こもんそ商品券プレミアム率100％も申込みが高く、６割ぐらいの方が申込みをされて商品券に交換されています。一旦締切りは終わりましたが、まだ申込みをしていない方に対して、今月16日からの一斉配布するチラシが配られます。追加申込みができますので、ぜひ申し込んでください。

ＧｏＴｏイートキャンペーンの垂水食事券も７月28日まで延長となりました。4,000円で5,000円の食事券があと600冊ほどあります。飲食店を盛り上げるためにも、皆さん早めに購入して飲食店を盛り上げてください。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁をよろしくお願いします。

５月15日の昼間に30分ぐらい集中的に大雨が降りました。その大雨によって、あちこちで小さな土砂流出が起きました。そのときの雨量はたしか24ミリぐらいと聞いております。今50ミリから100ミリの雨が当たり前のように降りま

す。台風大雨対策について、以前も川越議長が一般質問されましたが、現在、寄り洲除去等が行われていますが本城川を見てみますと、今川原橋より下本城橋付近まで中洲や寄り洲、ヨシなど草が多くあり、住民の方が大雨のときの災害を危惧されております。今年の本城川寄り洲の進歩状況はどこまでやるのか教えていただきたい。

避難所について。変異ウイルスが猛威を振るう中、新しい変異ウイルスについては1.5倍の感染力があると言われる中で、避難所における人数制限をはっきり決めておく必要があり、前回も質問しましたが、今年も変わりはないかお聞かせください。

また、避難住民の多い水之上地区、中央地区の避難所ごとの人数を教えてください。

次に、コロナワクチンの接種について。日々変わる状況はないか。モデルナ製の集団接種が了承され、政府は接種促進に向けた医療機関などへの財政支援策を決めました。国が促進を促すということは、ワクチンの在庫は今あると解釈するのだが、垂水市のワクチンの供給状況は、注射をされた方を含め現在何名分が確保されているのか、お聞かせください。

垂水中央公園について。競技場、体育館、児童広場が改修されましたが、今年度の改修計画についてお聞かせください。

これにて１回目の質問を終わりたいと思います。

○土木課長（東　弘幸）　本城川寄り洲除去の進捗状況につきましてお答えいたします。

寄り洲除去につきましては、昨年９月議会において川越議員より御質問を受け、平成28年度から令和２年度までの実績としまして合計９万2,760立方メートル、大型ダンプトラックに換算しまして約１万5,500台の寄り洲を除去し、要望につきましても大隅地域行政懇話会や土木事業連絡協議会においても、引き続き要望していく旨の答弁を行っております。

また、本年４月25日に文化会館にて開催されました知事とのふれあい対話終了後、市長ともども上本城橋付近と今川原橋付近の寄り洲状況を説明し、さらなる予算化と実施の要望を県知事に行ったところでございます。

本年度の寄り洲除去計画につきましては、大隅地域振興局建設部河川港湾課によりますと、下本城橋から上本城橋までの間、約220メートル、3,500立方メートルの工事が既に発注され、さらに今川原橋下流や上本城橋下流、下本城橋下流の３か所につきまして、８月から９月の発注予定であるとのことでございます。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一）　避難所につきましてお答えいたします。

まず、市全体の避難所の収容人数でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策としまして、１人当たりの避難所の収容面積を従来の2.2平方メートルから3.3平方メートルに拡大したことから、本市の指定避難所22か所の収容人数はこれまでの3,925人から2,373人に減少しておりますが、今年度も新型コロナが収束していないため、昨年度と同様の運用をしてまいります。

次に、垂水地区、水之上地区の避難所のコロナ禍での収容人数は、垂水地区が垂水市市民館、垂水市体育館、垂水小学校体育館、環境センターの４か所で合計972人。水之上地区が水之上地区公民館、水之上体育館、水之上小学校体育館の３か所で、合計359人でございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一）　ワクチンの供給状況につきましてお答えいたします。

本市における新型コロナワクチンの供給状況につきましては、４月25日にファイザー社ワクチンが鹿児島県の高齢者向けワクチン配分計画の第３クール配分として、１箱975接種分が配

送され、翌日26日から一部の高齢者施設で接種を開始しております。

その後、第４クール配分として、先月１日に１箱、６日に１箱、合わせて1,950接種分が配送され、６日から医療機関における個別接種を開始し、翌週の10日からは本格的に各医療機関での接種を開始しているところです。現在では、２週間ごとにワクチンが配送され、一定の余裕を持って計画的な接種が可能となっております。

このファイザー社ワクチンの接種につきましては、議員御存じのとおり２回接種を必要とすることから、１回目接種の後、確実に３週間後、２回目接種ができる在庫数を確保しながら接種する接種計画を立てる必要がありますが、この４月においては国からの高齢者向けワクチン供給スケジュールが具体的に示されなかったことから、国の配送スケジュールに応じた接種計画を立てざるを得ない状況でございました。

その中、４月末日になり、国から６月末までに全ての高齢者分のワクチン配送を完了する。７月末までに接種を希望する全ての高齢者の接種を完了させることとの通知を受け、５月に入ってから集団接種の具体的な日程案を策定し、これまでよりもペースを早めて７月末までの接種完了に向けて各医療機関と様々な調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（米田昭嗣）　本年度の垂水中央運動公園改修計画につきましてお答えいたします。

本年度、垂水中央運動公園の各施設につきましては、大規模な改修の計画はございません。しかしながら、突発的に経年劣化等で発生する施設、器具などの修理に関しましては、利用者の安全を最優先しなければならないことから、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　それでは、一問一答方式で行いますので、よろしくお願いします。

知事が、この前、本城川については見に来られて、また８月、９月と状況が進んでいるということですので、台風もいつ発生するか分からないので、予算措置されたら早くまた行ってもらいたいと思います。

ダムのない本城川では、寄り洲除去をしてもすぐたまるので、近辺の住民は川底の掘削を希望されているが、水位以下の掘削は可能なのか、また中央分だけの水位以下の掘削はできないのか、お尋ねいたします。

○土木課長（東　弘幸）　水位以下の掘削につきましてお答えいたします。

河川の整備につきましては、平成18年に多自然型川づくりの基本方針が策定され、その定義としまして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境及び多用な河川環境を保全、創出するとなっております。

重要なポイントとしまして、災害復旧において、河岸、水際部への配慮を徹底する、河畔樹木や淵等の重要な環境要素がある場合には保全を原則とする、重要種が生息する可能性が高い箇所は特別な配慮を行うなどとなっております。

寄り洲除去につきましては、議員が申されますとおり、水面から30センチ程度を残し除去しておりますが、その理由といたしまして特に本城川は野鳥が多く営巣地の可能性が高いため、土砂除去をなるべく早い期間で水際植生を再生させる。なるべく広い範囲での寄り洲除去を実施するため、治水上、河積断面が確保できる範囲での除去を行うためなどの理由により、水面から30センチ残しているとのことでございますが、30センチ残すことで河積断面を確保できない箇所につきましては、水面下からの除去を行うとのことでございました。

以上でございます。

○新原　勇議員　河積断面を確保できないとこ

ろは掘削できるということで、毎年のことなので地域住民にできるだけ不安感がないように干渉していただき、また今までのように県とも綿密な連絡を取って除去をお願いします。

また、聞いたところによると、追神川と本城川と合流する箇所は、大雨のとき本城川へ水が流れずバックウォーターにより越水することがあり、付近の住民はそのたび避難し、田んぼや畑が冠水する情報もありますので、土木課としては調査して今後注意していただきたいと思っております。

そのほか河川で修復が済んでいないところの状況などがありましたら、教えてください。

○土木課長（東　弘幸）　その他の河川での修復につきましてお答えいたします。

昨年度の梅雨前線豪雨による災害復旧につきましては、河川災害を３件発注しております。３件のうち２件は年度内に完成し、３月に完成検査を実施しておりますが、追神川につきましては、標準工期が不足したため本年度に繰越しして施工を行いました。この箇所につきましても５月26日に完成検査を行い、令和２年災害は全て完成しております。

今年度は例年より時期を早め、河川の点検を実施いたしました。今後も安全点検を行い、補修が必要な箇所がありましたら拡大崩壊防止のための対策を講じてまいります。

以上でございます。

○新原　勇議員　大雨が降るたび、あちこち点検が大変だと思いますが、しっかりとお願いいたします。

防災・減災国土強靱化対策も５年間延長されました。本城川の治水工事をはじめ国道以下の海側の冠水を早く解決するよういろんなことを試行錯誤して頼みたいと思います。

次の質問にまいりたいと思います。

先ほど水之上と中央地区の避難所の人数を言われましたけども、個別にちょっと教えてください。

○総務課長（和泉洋一）　コロナ禍における垂水地区と水之上地区の個別の避難所の収容人数につきましてお答えいたします。

垂水市市民館が92名、それから垂水市体育館が612名、垂水小学校体育館が251名。

水之上地区におきましては、水之上地区公民館が43名、水之上体育館が158名、水之上小学校体育館が同じく158名。

以上でございます。

○新原　勇議員　ありがとうございます。水之上地区においては、前回冠水して小学校に行けなかった方が、避難場所は垂小と言われて垂水小のほうに行かれたと思うんですけども、私が去年垂小にお見舞いに行った際、人が多いと蒸し暑いこともあり、できれば垂小じゃなくて体育館のほうが広くてソーシャルディスタンスも取れて、トイレも使いやすいので、できれば体育館のほうがいいとは考えておりますけれども、それはどのようにされていますか。

○総務課長（和泉洋一）　昨年、水之上地区の避難所が垂水小学校体育館であったことにつきましてお答えいたします。

昨年９月、鹿児島県に接近した台風10号は、史上最強レベルで九州に接近するとの事前の情報が気象庁から発せられており、特に鹿児島県においては特別警報の発表も予想されましたことから、９月５日16時の避難情報を発令した際には、浸水想定区域内にある水之上地区の避難所は開設をせずに、水之上地区の方には予備避難所である垂水小学校体育館への避難をお願いをいたしました。

翌６日には、市民館の避難者が収容可能人数を超えたため、さらに予備避難所である垂水市体育館を開設し、市体育館においてはピーク時には169人の受入れをしております。市体育館の収容可能人数は先ほど申し上げましたとおり612人ですので、垂水地区に加え水之上地区の

避難者の受入れも十分可能であるというふうに考えております。

今後も水之上地区の避難所が開設できない場合は、水之上地区の方には垂水小学校体育館に加え、垂水市体育館のどちらでも御利用が可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　換気のほうも体育館のほうは十分できると思いますので、できれば体育館のほうに勧めてほしいなと私は思っております。

それでは、次の避難所の換気についてですけども、避難所においてコロナ禍の中、換気は非常に大切であるが、二酸化濃度計などを使い常に管理をする必要があるが、大きな避難所においてはそういう二酸化濃度計などがあるのかお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一）　避難所の換気につきましてお答えいたします。

避難所の換気につきましては、コロナ禍での避難所運営上、大変重要であると認識いたしております。昨年度は感染予防対策としまして、１人当たりの避難所の収容面積を従来の2.2平方メートルから3.3平方メートルに拡大し、ソーシャルディスタンスを確保すること。また、地方創生臨時交付金を活用してワンタッチパーティションや大型扇風機を配備するなどの対策を講じているところでございます。

避難所における新型コロナ対策としては、国から示された定期的な消毒や十分な換気など基本的な感染予防対策を講じております。

なお、二酸化炭素濃度測定器は、特に換気の悪い狭い空間等においては、新型コロナ対策として有効であるとのことでございますが、まずは各避難所において、基本的な感染予防対策を継続して講じていくことが大事であるというふうに考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　台風時など避難所の換気については、とても難しいと思いますが、どのようにやっているのかお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一）　先ほども申しましたとおり、ソーシャルディスタンスを確保すること、またはワンタッチパーティション等である程度そこの空間を閉鎖をすること等によって、あと大型扇風機を配備をしているということでございますが、その他、風雨の状況に応じてではございますが、状況に応じて外との換気をしたり、そういうことは各避難所において実施されているところでございます。

以上でございます。

○新原　勇議員　ワクチン注射が市民の皆さんに行き渡るまで、今年は大分大変だと思いますので、気をつけて避難所については運営をお願いしたいと思います。

福祉避難所の受入れなんですけども、コロナ禍の中で一般の人たちもなかなか介護施設に面会ができない中、５月24日の南日本新聞の記事には、国は大規模災害に配慮が必要な人が過ごす福祉避難所に一般の住民が殺到しないよう、高齢者や障害者、妊産婦といった受入れ対象を市町村が決め、事前に住民に知らせる制度を政府が新たに設けるとありましたが、これは台風時での避難勧告が出されたときの介護施設側が受入れをするのかお聞かせください。

○総務課長（和泉洋一）　福祉避難所の受入れにつきましてお答えいたします。

福祉避難所につきましては、災害時に配慮が必要な方が避難する施設でございます。現在、養護老人ホーム垂水華厳園、垂水市立介護老人保健施設コスモス苑、特別養護老人ホーム恵光園など、市内９か所の福祉・介護施設と協定を結んでおりまして、現在の受入れ可能な人数は９施設の合計で51人でございます。

今年度の取組といたしまして、４月下旬に総務課防災担当と保健課介護担当が福祉避難所を訪問いたして、各施設の代表者の方等に対しま

して、今年度の受入れについても協力の依頼をしているところでございます。

多くの施設で新型コロナウイルス対策のため、施設入所者との接触を避ける等の形を取って受入れに協力をするというふうなことでございます。

以上でございます。

○新原　勇議員　安心して避難できる体制をこれからもまたよろしくお願いいたします。

次に、ＦＭたるみずを使った情報提供はできないのかということなんですけれども、災害時に避難された方々が言われるのが情報が少ないということでした。防災無線ではなかなか聞こえないため、避難場所の受入れ状況とか道路状況など割り込み放送もありますけども、ＦＭたるみずを使い、時間を決めて、きめ細かい情報は流せないのかお伺いします。

○総務課長（和泉洋一）　ＦＭたるみずを使った情報提供はできないのかにつきましてお答えをいたします。

現在、本市では、避難情報発令等の防災情報の伝達に関しましては、市ホームページに掲載されている災害情報やスマートフォン等に電子メールが届くほっとメールに加えて、防災行政無線及びＦＭたるみずの割り込み放送で市民の皆様に情報をお伝えしているところでございます。

避難者等に最新情報を伝える手段として、コミュニティＦＭの活用をとの議員の御提案につきましては、平成22年の奄美豪雨災害の際に、情報伝達方法として有効であったということは聞いております。

今後、ＦＭたるみずを運営しているＮＰＯ法人たるみずまちづくり放送とどのような対応が可能であるかも含めまして、協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　今、課長が言われましたとおり、10年前の奄美豪雨でも地元のＦＭラジオが終始道路状況や冠水情報などを流し、重宝されたと聞いております。

垂水も台風など避難したときには、ＦＭたるみず周波数77.7をもっと利用することをお願いいたします。

次に、コロナワクチンの供給状況ですけれども、今の段階で２週間ごとに入ってくると。大分供給状況がよくなったと思っております。集団接種の１日のワクチン最大接種人数と接種の打ち手確保の状況について質問したいと思います。

市民の皆さんは、早くワクチンを接種したい思いがありますが、垂水市に１箱供給されれば現在６回接種だと思うんですけれども、1,170回分なら中央病院での集団接種は市で、１日最大何名接種できる体制なのか教えてください。

菅総理も５月28日の記者会見で、ワクチンについては６月中には予約状況を踏まえ、高齢者への接種見通しがついた市町村から、基礎疾患のある方々を含めて広く一般にも接種を開始すると述べられております。

６月以降の一般の人や基礎疾患を持つワクチン接種の開始ができると見通しを示され、もっとたくさんの方が64歳以下の職場の人たちへの集団接種等を求められていると思います。

５月31日の新聞に「鹿児島県歯科医師が接種研修」の見出しがありましたが、垂水市では接種の打ち手に歯科医師など確保は考えていないのか教えてください。

○保健課長（草野浩一）　初めに集団接種の１日の最大接種人数につきましてお答えいたします。

まず、集団接種の最大接種人数の前に、集団接種の日程でございますが、接種業務を依頼しております肝属郡医師会と協議を行い調整させていただきました結果、今月19日から７月25日までの毎週土曜日と日曜日、全12日を予定して

おります。

接種期間中、950名程度の接種が可能であります。

また、接種会場につきましては、垂水中央病院としておりますが、その理由としましては、これまでの郡医師会の先生方との協議の中で、万が一、重篤な副反応が発生した場合に早急に対応ができる救急救命体制が整った垂水中央病院で実施する方針が示されたことによるものでございます。

御質問の集団接種での接種人数でございますが、土曜日につきましては、一般診療が終了した後の午後２時半から５時までの１日当たり４ブース、120人の接種を予定しております。

また、日曜日につきましては、午前９時から午後５時までの２ブース168人で、日によっては最大で３ブースを設け、１日当たり252人の接種を予定しているところですので、１日当たりの最大接種人数は252人となります。

次に、接種の打ち手の確保状況につきましては、これまでの郡医師会との協議の中で、最終的には郡医師会の先生方やその医療従事者で対応可能であると返事を頂いたことから、集団接種においては、接種会場である垂水中央病院の医療従事者だけでなく、市内開業医の先生方やその看護師の方々にも交代で接種業務を行っていただくことになり、郡医師会の皆様の大きな御協力を頂きながら接種を実施することとなっており、人員の確保ができているところです。

そのため、議員御質問の歯科医師につきましては、郡医師会において対応が可能となっていることから、現時点では調査自体行っていないところでございます。

以上でございます。

○新原　勇議員　土日に集団接種を行うということで、土曜日、４ブースで120人ということは１人30人ですよね。これが多いのか少ないのか。この前うちの母親が２回目の接種をかかりつけ医に行ったときに、「今日は何名ですか」と聞いたら60名と言われたんですよね。

だから、もっとたくさんできるんじゃないかと思っているんですけども、そこのところは人間は。当然ワクチンが量に応じてだと思うんですけれども、ここはそういうのを考えて120人と決められているんですか。

○保健課長（草野浩一）　ここは先生方と協議を行いながらした人数でございますが、まず医療接種過誤が出ないように、事故が起きないようにということで、しっかりと一人一人の接種時間を確保して、安全を確保した数で計算しているところでございます。

以上でございます。

○新原　勇議員　私も、土曜日、日曜日、集団接種をしてほしいというのは考えていたところなんですけれども、次の質問も関係あると思うんですけれど、64歳以下のワクチン接種について。企業、会社等の集団接種は希望日を調整するのか、それとも従来どおり年齢で分けるのか、接種券の発送を含めて教えていただきたいと思います。

○保健課長（草野浩一）　64歳以下のワクチン接種の区分けにつきましてお答えいたします。

初めにワクチン接種の接種順位につきましては、先ほど堀内議員に答弁いたしましたが、国が今月４日に改定した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に示されており、現在、接種が始まっている令和３年度中に65歳以上に達する高齢者の後は、令和３年度中に65歳に達しない者であって基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者とし、その次にそれ以外の者となっております。

その中で接種の区分けにつきましては、国の通知、高齢者に次ぐ接種順位の者への接種の開始等についての３項目めに記載してある接種券の送付に基づき、今後、郡医師会とも協議しながら検討を進めることとしており、会社や企業

の接種の話についても、それぞれ県の動向を踏まえ、郡医師会や関係機関と協議をし、検討することになると考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　企業においての接種なんですけれども、皆さんも知っているように１回目より２回目のワクチン接種で、だるさや熱が出たり、仕事を休まざるを得ない報告があります。

先日、米盛病院の新聞記事が掲載されていました。その中で２回目の接種で、４割が副反応で休暇を取ったと。会社においても大量の休暇は、特に生産ラインの仕事の影響が出る可能性もあるが、それを考慮して、土曜日の一日、できれば金曜日の午後からと、土日の集団接種をするような考え、そういう話とかは出てこなかったかを教えてください。

○保健課長（草野浩一）　集団接種の接種日を金曜日の午後、土日にできないかにつきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、64歳以下の方の多くは平日仕事に従事しており、接種日を高齢者と同様、平日にすると、報道等で国から特別休暇の要請の動きもありますが、現在のところ、仕事を休まないといけない点や発熱、倦怠感などの副反応についても、若い人ほど出やすいことが国から報告されております。

そのことから、議員が言われるとおり接種日を週末にかけて行うことは、接種するに当たり休日となる方は仕事を気にしなくてよいことや、倦怠感などの軽い副反応が出現した場合でも、休日の場合、仕事への支障が少ないといういい面もある一方で、週末に仕事をされる方はどうするのか。接種業務を行っている医療従事者は休みが取れないなど、多くの課題もあると考えております。

いずれにせよ、64歳以下の接種に向けて何が最善策かを郡医師会と協議を重ねながら、早急に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　このワクチン接種に関しては、非常事態という考えがあると思います。そのためにもみんなで協力して、いい方法を探ってもらいたいと思っております。

河野大臣も65歳以上は７月中に終わる、自治体は独自にワクチンを優先して都合すると。ワクチン確保ができる体制であれば、スケジュールを前倒ししてでも早くワクチン接種をお願いいたします。

また、外国人実習生も垂水にはたくさんいます。副反応で無理して働くと、けがや事故の可能性がありますので、雇用者には接種する前に十分な説明をして、実習生の健康にも配慮していただきたいと思います。

次の中学生、高校生のワクチン接種なんですけども、今現在、変異ウイルスは子供たちへの感染も報告されていますが、ワクチン接種も国も年齢を下げる状況です。しかし、親としては、ワクチン接種で将来どうなるか不安も払拭できないでしょう。先ほど堀内議員も質問しましたが、中学生、高校生のワクチン接種はどのように考えておられるか見解をお願いします。

○保健課長（草野浩一）　中学生、高校生のワクチン接種につきましてお答えいたします。

中学・高校生のワクチン接種につきましては、先ほどの堀内議員への答弁を繰り返しますが、先月31日に厚生労働省の専門部会において、新たにファイザー社ワクチンについては、12歳から15歳までの接種を予防接種法上の臨時接種に位置づけることが承認され、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての指示が一部改正し、今月１日から適用されたところで、そのことを踏まえ今後接種希望者に対し接種を行うことになります。

この中・高校生への接種につきましては、今後、国や県からの新たな方針等を踏まえ、接種時期も含め検討することとなります。

以上でございます。

○新原　勇議員　先ほど教育長が言われましたが、中学生までは親の許可を得て任意で行うとしても、ワクチンを接種した、しないで、いじめの原因になるかもしれませんので、学校側にも配慮をよろしくお願いいたします。

また、この問題に関して、市外からのいたずら電話も来てニュースとなっておりますので、集団接種に関しては慎重に判断していただきたいと思います。

そして、高校生なんですけども、愛知県の東郷町では、就職試験や大学受験を安心して受けるように、18歳に限り優先して接種を夏休みにしてもらう計画をしてもらっております。垂水市としては、このような考えはないのかお聞かせください。

○保健課長（草野浩一）　夏休みを利用してのワクチン接種ができないかにつきましてお答えいたします。

先ほどの答弁と堀内議員への答弁の一部繰り返しになりますが、中高生に限らず64歳以下のワクチン接種につきましては、今後配送されるワクチンの種類、供給量を鑑みながら、接種会場や接種時期について郡医師会の先生方や関係機関と協議・検討を重ねながら、できるだけ早くワクチン接種ができるよう接種計画を策定し、接種を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　高校生については、人生のかかった受験や就職試験を安心して受けられるよう、ワクチン接種の順番を配慮してもいいんじゃないかと私は思っております。また、市の独自の判断として、その辺りは考えてもらいたいと思います。市長は、そのことについてはどう思いますか。

○市長（尾脇雅弥）　新型コロナウイルス全体に対しての有効な施策としてワクチン接種があるというのは、共通認識だと思います。通常のインフルエンザ等で有効性が６割なのに対して９割を超えるということでありますから、感染抑止対策としてワクチン接種の普及というのは大事なことだと思います。

ルールに従って、現在65歳以上の方を７月までにと。今、新原議員御提案の人生の節目に際しての方々に対してどうしていくのかと。これはワクチンの供給量、国の采配の部分もありますので、昨日、鹿児島市が発表しておりますけれども、我々も先ほど堀内議員の答弁にもお答えしたように、現状を踏まえた上でそういったことも考慮しながら、総合的にどういう順番で進めるべきかということを考えていきたいというふうに思っております。

○新原　勇議員　18歳において全員が打つというあれじゃないんですけれど、県外で試験を受けたり、就職試験を受ける人間というのは、そんなに多くないので希望を取って十分配慮していただきたいと思います。

垂水中央運動公園について聞きたいと思います。

今回、今年度は大きな改修はないということで、児童広場の死角についてなんですけども。皆さん御存じのとおり、運動公園内の児童広場が完成したときに産業厚生委員会で視察に行きましたが、公園はすばらしいが運動公園の端にあり、体育館の裏手になります。広場のトイレや中学校へ抜ける裏道など周りから死角となり、子供たちだけで遊ぶとき不審者が出てもすぐ逃げられると話題が出ました。

また、車で遊びに行くとしても、体育館をぐるりと回る必要があり、北側の道は狭く対向車が現れたときにはっとする思いです。文化会館側の道路からも児童広場は見えない位置にあります。児童広場を見守りをする上でも文化会館側からの民有地を借りるか買うかして、駐車場として整備をし景観もよくなるが、そのような考えはないかお聞かせください。

○社会教育課長（米田昭嗣）　児童広場の死角につきましてお答えいたします。

児童広場は、令和２年６月25日にリニューアルオープンし遊具等を新しくしたことなどで、週末を中心に多くの親子連れなど幅広い年代の利用者でにぎわっております。

議員御指摘のとおり、児童広場は体育館管理事務所からは死角になっており、直接児童広場の様子を見ることはできませんが、毎日定期的に会計年度任用職員と垂水市公営施設管理公社職員が防犯や施設管理の一環として巡回を行っております。

リニューアルオープン以降、駐車場や通路での事故、不審者等による被害、目撃情報等はございませんが、利用者が安全に利用することができるよう、これまで以上に巡回を強化し対応してまいりたいと考えております。

また、駐車場として、文化会館側の民有地の購入、借用についてでございますが、これまで垂水中央運動公園で開催された各種スポーツ大会、学校行事等が現在の駐車スペースで十分足りていることや、さらに大きなイベント時におきましては、文化会館駐車場を活用することで対応可能なことから、新たな駐車場の確保・整備につきましては、現時点においては考えていないところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、防犯対策や景観上、文化会館前民有地の雑草等の除去は大事なことと考えております。隣接地が民有地でありますことから、個人が所有する土地の清掃管理を所管とする生活環境課と協議を行い、所有者の方々へ御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　せっかくきれいな児童広場ができました。安心して遊べるよう、児童広場の東側に、まあ私の意見ですが、駐車場をつくり、駐車場をつくれば文化会館周りの景観もよくなります。先ほど環境のそういった後、草木の除去などを考えていらっしゃるということでしたので、ぜひその辺りも進めてまいりたいと思います。

国体も仕切り直しで２年後には開催されます。駐車場としてもぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、武道館のトレーニング機器についてですが、武道館のトレーニング器具はライオンズクラブが寄贈されてから７年たち、経年劣化により使用できないもの、また体に調整できないものなどがあります。使用状態においてはけがのおそれもあり、器具の変更・追加は考えていないのか。

また、何年前に寄贈されたものか教えてください。

○社会教育課長（米田昭嗣）　文化会館のトレーニング機器につきましてお答えいたします。

文化会館に設置してありますトレーニング機器につきましては、平成12年10月１日に、垂水ライオンズクラブ様より御寄贈いただいたものでございます。内訳につきましては、足の筋肉を鍛えることができるレッグカールなど５点でございます。

この機器につきましては、毎年、専門業者による保守点検を行っておりますが、令和２年11月の保守点検の結果、レッグカールの修理が不可能であるとの報告を受け、利用される方々の安全面に配慮しまして、現在、使用を禁止としております。ほかの機器につきましては、全体的に劣化しておりますが、専門業者等のメンテナンス等で使用は可能でございます。

なお、現在、使用禁止としているレッグカールにつきましては、今後の利用者からの要望等も参考にしながら、必要に応じ、その更新等を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　スポーツ合宿など近年増えて

きつつあり、スポーツ分野ではウエートトレーニングは欠かせないものであります。充実した施設の垂水で合宿してもらうためにも、機器を毎年１台ずつでも予算措置をしていただきたいと思います。

意外と市民の皆さんも利用頻度が高く、年間800人から900人の人が利用しております。教育長はこの古いトレーニングの機器についてどう思われますか。

○教育長（坂元裕人）　先日、武道館にありますトレーニング機器が備えてあるところを、私も実際見にいってまいりました。かなり経年劣化が進んでいるなというふうに感じましたし、一方で使用禁止という、レッグカールですね。これもきっと使用頻度が高いがゆえに劣化が早く進んでいる機材なんだろうなと思うところでございます。

今、課長から答弁があったように、そういう安全面というのが一番優先でございますので、安心して使えるようにということで、まずレッグカールにつきましては、今後、関係課とも連携しながら更新等検討する必要があるのかなと思っております。

その他の機器につきましても、今後また長いスパンで検討していければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○新原　勇議員　検討するということで、こういうときにふるさと納税で頂いたお金で市民の皆さんの健康増進に役立てていけるのではないですか。ぜひ市長、予算措置の検討をお願いいたしたいと思います。

要望ですけれども、前回、牛根の公民館かどこかでトレーニング機器を募集して、住民の方に寄贈してもらったという話を聞きましたが、市民の皆さんの中でも眠っているトレーニング機器があれば提供してもらうなど、一度呼びかけというのもあるんじゃないかと思います。それで使えるか、使えないかは、また判断してもらって、これは引き取ります、引き取りませんというのもよろしいんじゃないかと思っております。

防犯カメラの設置についてですが、現在の中央運動公園内のカメラ設置状況についてお聞かせください。

○社会教育課長（米田昭嗣）　すいません、先ほどの新原議員の答弁の中で、「武道館」というところを「文化会館」というふうに言ってしまいました。訂正いたします。申し訳ございません。

それでは、防犯カメラの設置につきまして、お答えいたします。

防犯カメラの基本的な役割は映像の記録でございますが、防犯抑止力を高める目的や利用者の安心感につながること等の期待もできます。先ほどの御質問でもございました児童広場の死角についてのところでも答弁をさせていただきましたとおり、運動公園は非常に広く、管理事務所から利用者の状況や公園内の様子を見ることができない場所が多くございますが、毎日定期的に会計年度任用職員と垂水市公営施設管理公社職員が、防犯や施設管理の一環として巡回を行っております。

防犯カメラを設置することにより、利用者の方々の安全、安心につながり、また防犯抑止やトラブル防止などに効果があると考えますが、まずは現在行っている巡回の回数を増やすなどの方法により、防犯などへの対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原　勇議員　今の課長の説明では、防犯カメラはないということでよろしいですか。

○社会教育課長（米田昭嗣）　防犯カメラにつきましては、体育館の事務所の中に１基設置しております。

以上です。

○新原　勇議員　巡回を多くされているということですが、キララドーム武道館、児童広場は目の届かない場所であります。運動公園内での器具の使用で、もし事故やけがに対して賠償のおそれもありますが、そのときどういう使い方をして事故に至ったか検証する上でも、防犯カメラの設置が必要であります。

そして、10年以上前に運動公園内に器物破損などもあったりして、運動公園自体死角がたくさんあり、防犯上でも防犯カメラの必要性があるが、今、巡回すると言いましたけれども、防犯カメラの必要性についてはいかがお考えかお聞かせください。

○社会教育課長（米田昭嗣）　先ほども申し上げましたが、防犯カメラを設置することにより、利用者の方々の安全、安心にはつながるとは思っておりますが、現在のところ、会計年度任用職員と垂水市公営施設管理公社職員の巡回によってまいりたいと、行っているところでございます。（発言する者あり）

○新原　勇議員　市長に聞けということで、市長も（発言する者あり）よろしくお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）　垂水中央運動公園全般のことと、その個別の質問に対してお答えいたしたいと思います。

皆さん御承知のとおり、30年近くなって老朽化あるいは安全上問題があるということでございましたので、たしか当時川畑委員長だったと思いますけれども、特別な会を設置して業界の各種団体の皆さんに集まっていただいて、どのような順番、どのようなところまでやるかということで、運動公園全体のことを考えてきたというふうに記憶をしております。

その中で、まずは陸上競技場を多目的に使えるようにということで、今、天然芝に改修をして多くの皆さんが利用されておられます。その次に国体等に合わせて体育館ということで、先ほどもお話がありましたけれども新築のような、非常にリニューアルで喜んでいただいているという現状がございます。

その次に、子育て支援の観点からも、老朽化した古い施設でありましたから新しくしているということでございます。

今後テニスあるいは野球場、その他もろもろいろんな施設をやっていかなければいけないということで、必要に応じて議会の先生方に提案をしながら進めてきているわけでありますけれども、おかげさまでスポーツ合宿等も飛躍的に伸びております。関連しての経済効果も大きく発揮されております。

コロナ禍で少し今、止まっておりますけれども、アフターコロナを見据えてしっかりとした対応をする必要があると思います。その中で御指摘の安全上の問題、確かに今、担当課長が申し上げたように、巡回等を強化したりとか、いろんなことでできるだけリスクを低減させるということは検討するわけでありますけれども、御指摘がありました誰もいないときあるいは運動器具を使った中でのトラブル、老朽化あるいは使用の下でのいろんなものも考えられますから、どうするということは今の段階で申し上げられませんけれども、まずはその問題箇所を指摘をしながらどういう方法があるのか。場合によっては御提案いただいたようなことも検討させていただきたいと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

○新原　勇議員　防犯カメラは本当担当職員も、借り手の様子や時間が終了したときに事務所での確認もできます。国体もありますし、人の流れも防犯カメラで確認できます。

県内でも声かけ事案が５月、６月に増える傾向があると報告されています。ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○総務課長（和泉洋一）　先ほど私の答弁の中

で、垂水地区の避難所の収容人数で、垂水環境センターの17名が漏れておりましたので、お詫びして修正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川越信男）　次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

［池山節夫議員登壇］

○池山節夫議員　休憩を挟むのかと思いましたけれど。

それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、さきに通告しておきました順に質問をしてまいります。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政について。錦江湾横断道路について。

昨年７月の知事選で新しく塩田知事が就任されました。鹿児島市長選挙は森市長が勇退をされ、下鶴新市長が誕生いたしました。知事と鹿児島市長が新体制になり、政策転換の節目と感じております。

このことを踏まえ、大隅の悲願であります錦江湾横断道路建設に向けた議論を活発化し、行政と議会が一丸となって建設の機運を盛り上げる必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

湾岸道路について。これは先ほど北方議員から御指摘をいただきましたけど、臨港道路というほうが正しいということですので変えてもいいんですけど、私の中では湾岸道路だったものですからね。（笑声）

湾岸道路、臨港道路という言い方で、20年ぐらい前に計画がありましたが、議会の反対で建設計画は頓挫いたしました。しかしながら、国道整備促進特別委員会では、大隅横断道路建設の陳情をしております。道の駅はまびらもオープンをし、交通量も増えつつあると思いますが、再度湾岸道路、臨港道路建設に向けた議論を行い、県にお願いすべきと考えますが、見解を伺います。

公共施設等個別施設計画についてと、次の垂水市新庁舎整備基本条件調査委託費については、関連がありますので一括して質問してまいります。

この計画での直近10年の個別施設の実施計画を見てみますと、市役所庁舎に関しては長寿命化として1,700万円、別館は600万円、消防本部は810万円が予定されております。

垂水市新庁舎整備基本条件調査委託費によって、現在地での「考える会」のプランが50億あるいは60億円かかるという試算がもし出た場合に、今後の個別施設計画全体に影響を及ぼし、計画の見直しが必要になると考えますが教えてください。

少子化対策と出生率については、割愛をいたします。保健課もね、忙しいから。

インボイス制度について。令和５年10月１日より適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入が始まりますが、登録申請は今年10月１日から可能となります。インボイス制度について、まず内容、その他、お伺いいたします。

教育行政について。わいせつ教員対策法成立について。このような法律が成立せざるを得ないほど教員によるわいせつ事件が多くなっている現状がございます。今後、基本方針が示されることになりますが、子供を持つ親の漠然とした不安は解消されるのか。学校現場や教育委員会の対応が重要になりますが、見解を伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩します。次は、１時５分から再開します。

午前11時41分休憩

午後１時５分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（尾脇雅弥）　錦江湾横断道路について

お答えいたします。

桜島から鹿児島間の錦江湾横断道路は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光資源としての活用など、大隅をはじめとする九州南部地域の産業、経済、観光の発展を寄与するとともに、近年、激甚化傾向にあります自然災害への対応や救急医療体制の確保など防災・医療の観点からも有効であることから、早期事業化が必要であることは議員の皆様も御存じのことと思います。

これまで国・県をはじめ、鹿児島県選出の国会議員の方々への積極的な要望活動などの結果、平成21年から平成23年に鹿児島県により実施された錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査へとつながったものと考えております。

また、令和元年11月と令和２年11月の２回、鹿児島県主催による関係機関及び関係自治体の事務レベルでの錦江湾横断交通ネットワークに係る勉強会が開催され、これまでの経緯と現状の共通認識が図られたところでございます。

先般、鹿児島県の新広域道路交通計画案にも、錦江湾横断道路が記載されましたので、今後、本格的な事業化へ向けての検討が進展していくものと考えております。

私自身、当時、垂水市議会議員として、同時に垂水経済同友クラブの一員として、また、現在、垂水市長として、垂水市の発展、大隅半島の浮揚、さらに鹿児島県全体の発展を考えたときに、その実現に向けて、同志の皆様方とともに努力を重ねてまいりました。これまでの主な活動を御紹介いたします。

平成17年２月に、財団法人海洋架橋・橋梁調査会に約504万円の委託で、桜島架橋基礎調査報告書を完成していただきました。同じく平成16年８月27日に、ホテルさつき苑において、約380名の皆様の御出席の下、桜島架橋推進決起大会が開催されました。

さらに、平成18年３月17日、15万1,858名の署名をもって、鹿児島県知事へ桜島架橋推進を申し込まれて同行させていただきました。同じく平成17年４月２日、鹿屋市文化会館において約1,200名の皆様の御出席の下、桜島架橋推進総決起大会が開催をされました。

平成19年２月19日には、東京、福岡へ、国道224号桜島架橋の実現に関する陳情ということで同志の皆様方と活動を行っております。

これらの主な活動を含め、平成16年から現在まで約50回にわたりまして推進のための活動を行っております。現在は、錦江湾横断道路と位置づけて、地元代議士の先生と連携し、歴代の知事や関係首長の皆様方とも協力して、国土交通省や財務省などへ必要性を訴えながら実現へ向け、努力を重ねているところでございます。

最後に、今年の４月25日、開催されました知事とのふれあい対話の中でも、３名の参加者から錦江湾横断道路や大隅横断道路に対する要望があったところでございます。今後も粘り強く取り組んで、実現へ向けて努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○土木課長（東　弘幸）　臨港道路の必要性につきましてお答えいたします。

潮彩町から荒崎までの臨港道路につきましては、垂水新港の整備に合わせ、物流機能の向上や交通混雑回避及び元垂水地区の防災面の必要性から計画され、様々な議論がなされましたが、実現せず、今日に至っております。

臨港道路の再要望につきましては、垂水新港完成後、約20年を経過しており、議員が申されますとおり、まちづくりや元垂水地区の防災面からの計画については一定の必要性は認識しておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、これまで様々な議論がなされているところでもあり、いずれにせよ臨港道路につきましては、このような状況を踏まえ、今後の取組を考えていく必要があるものと思っております。

以上でございます。

○庁舎建設総括監（園田昌幸）　垂水市新庁舎整備基本条件調査委託費についてお答えいたします。

この委託業務につきましては、さきの庁舎整備検討特別委員会において御説明いたしましたとおり、外部検討委員会で必要となる検討資料や新たな条件整理の取りまとめ、現庁舎敷地と市民館敷地に対するプランの実現性の検討に必要な基本条件調査を実施するためのものでございます。

前の外部検討委員会の提言では、候補地の調査検討について、候補地の選定は市民の利便性、安全性、経済性などを総合的に判断しなければならないと考えるが、そのためには新たな庁舎に必要とされる機能や規模の設定が重要である。特に庁舎規模については、行政デジタル化に伴う市民サービスや防災対応の将来像を十分に把握した上で設定すべきである。しかしながら、意見聴取の際に新庁舎建設を考える会から、現庁舎敷地と市民館敷地に対するプランが提案されていることから、その実現性について、まず確認を行う必要があるとありました。

今回、この提言に基づきまして、新たに設置された外部委員会で２つのプランの実現性の確認を行う必要があり、このため、この２つのプランで示されています参考イメージ図、事業費、本体建設概算費積算のための延べ床面積、屋内車庫面積、坪当たりの建設費を基に、平面計画をはじめ、イメージを実現するためにどのような工事が想定されるのか、また、どういった工事行程にあるのかなど、項目の洗い出しと事業費を算出する仕様書作成の調査研究を想定しているところでございます。

なお、今回の調査研究委託業務では、考える会から示された２つのプランの事業費までは分かりません。

以上でございます。

○財政課長（濵　久志）　仮に、庁舎建設事業費が50億から60億円必要な場合の公共施設等個別施設計画への影響につきましてお答えいたします。

庁舎につきましては、今回の計画案には、耐震診断の費用のみ計上しているところでございます。現時点で今後の方針が定まっておりませんので、状況を見据えて、方針が決まり次第、この計画に反映させる必要があると考えております。

また、庁舎だけではなく、地区公民館の耐震診断も実施しているところでございますが、地区公民館も優先して考える必要がございますので、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事が必要な場合は、この計画に反映させていく考えでございます。

計画に反映させる場合でございますが、規模の大きな施設につきましては、多額の費用が見込まれることから、単年度に事業費が偏らないよう考慮の上、適宜計画を見直していく考えでございます。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎）　インボイス制度につきましての御質問にお答えいたします。

まず、インボイス制度につきましては、消費税に係る制度で、議員のおっしゃるとおり、正式名称は適格請求書等保存方式というもので、消費税の納税に関する書類の保存義務を指すものでございます。

売り手と買い手の契約の中で、これまでも仕入れや経費に関する請求書等の保存義務がありましたが、今後は取引の買い手となった事業者は消費税の仕入税額控除を受けるために、売り手側からの適格請求書の交付を受けなければならなくなるというものでございます。

仕入税額控除とは、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引くものであり、例えば、売上げの消費税額が50万円で仕入れの消費税額が20万円の場合、仕入れに係る消費税

額を差し引いた30万円を国へ納めることになります。これまでも仕入れに係る消費税は経費として控除することができましたが、今後は適格請求書がない限り、控除としてはみなさないとするものでございます。

このインボイス制度が必要となった理由としましては、軽減税率によって複数の税率が存在するようになり、同じ事業者から商品の仕入れを行った場合でも消費税率が８％のものと10％のものがあり、軽減税率の対象となっている商品については、当然に区分して計算しておく必要がありますが、大変煩雑で、正確に消費税率や消費税額を把握することが困難であったことから創設された制度となります。

導入時期は、議員のおっしゃるとおり令和５年10月１日で、本年10月１日から登録申請が可能と公表されております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井　誠）　わいせつ教員対策法成立につきましてお答えいたします。

議員御指摘の新法は、５月28日、参議院本会議で全会一致により可決、成立したもので、わいせつ行為で免許を失効した教員の再取得を都道府県教育委員会が拒めるようにする議員立法であり、文部科学省が今後、各教育委員会が統一的な判断をするための指針を策定するものでございます。

わいせつ行為は、人としての尊厳を傷つけるものであり、教職員が絶対に行ってはならない重大かつ深刻な非違行為で、発生した場合の児童生徒、保護者が受ける個々の傷の大きさは計り知れず、社会全体からの学校教育そのものに対する信頼を著しく損なうものでございます。

しかしながら、昨年度、本市では発生しておりませんが、本県におきましては、懲戒処分の件数が、ここ数年の減少から増加に転じ、特に、わいせつ・セクハラ事案、飲酒運転などの事案が発生するなど、より高い品格と規範の遵守が求められる教職員への信頼を揺るがす不祥事が発生しました。教職員の服務規律の厳正確保につきましては、かねてから学校長を通して、全体及び個別の指導を徹底し、各学校においては、教職員に自分のこととして一層自覚を高めさせるための事例を基にした職員研修等の真剣な取組がなされているところでございます。

また、今年度は、例年８月、12月の不祥事防止強化月間に加え、新たに４月から５月までを個別服務指導強化月間とし、危機感を持って個別面談や体験型研修を実施し、教職員一人一人の身上を把握した上で具体的な対策を立て、教育に携わる者としての使命感、職責感を高める本質的な指導や、より働きやすい職場環境づくりを継続的に行っているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員　もう大体分かったから１回でやめようかと思ったりもするけど、ちょっとだけいきましょうかね。

市長、この新聞ですよね、南日本新聞さんの３月19日のやつ。これを見て、私の今回の一般質問は、この字ずらに表れてないですけど、錦江湾横断道路と臨港道路、湾岸道路をなぜ聞いたか。

私の１期目のときに、この臨港道路は議会の反対でなくなったわけですよ。その当時の構想というかな、あのね、私の記憶の中では、まだ議員にもなっていらっしゃらなかったですけどね、平成11年の県議選だったと思うんですけど、水迫前市長ですよ、この方は、まだその平成11年当時、桜島架橋というか、錦江湾横断道路と今言いますけど、桜島架橋の声を上げるというのは、議員の中でいなかったんですよ。あの大隅半島でもいないし、ほとんど誰も言えない。選挙戦になればですよ、南海郵船に働いている方、多分いらっしゃいますし、やっぱりもう桜島架橋なんか言ったら、もうその票は来ないんだから。

それと、またほかにもいろんなしがらみが、ここで言えませんけどね、あって。なかなか選挙戦に立候補する人が、桜島に橋をかけようと言える人、いなかったんですよ。そのときに、初めて水迫さんが桜島に橋をかけたいと。で、大隅半島を活性化していきたいと。私、この選挙戦でこれ聞いたときね、水迫さんって偉いなって思ったと同時に、この人、勇気あるなと思ったんですよ。誰も言わないこと、とうとう言ったなと思ってね、そのときの何て言うのかな、その選挙に懸ける意気込みというか、心底、街を思う気持ちが出ているんですよ。偉いと思うより、この人、度強あるなと思ったほうが正しいかな。私は感動しましたもの。

水迫市長は、その後、市長になられて１期目後半かどっかだと思いますよ、今度は高隈トンネルを言われるんですよ。これもまだ誰も言わなかったんですよ。その当時、今の尾脇市長も、まだ市会議員だったと。ですよね。そのときに、水迫市長が、高隈トンネルを言われるわけですよ。やっぱり政治家というのは、先を見ながら、自分の選挙の票とかそういうことに関わらずに、やっぱり言っていく、この姿勢に私は感動しましたし、政治家というのは大なり小なりこうでなければいけないと思っているわけですよ。

今、錦江湾横断道路、もうここにきて、水迫市長がその当時言われてから、もう二十何年になります。やっとこうやって、ここにちゃんと構想として乗れるようになった。高隈トンネル、いわゆる大隅横断道路の前身ですよ、これを、もう言われてから十数年になるわけですよね。

私が何で、この錦江湾横断道路と湾岸道路、臨港道路を取り上げたかというと、以前できなくなった湾岸道路というのは、大隅横断道路を造って、志布志から鹿屋と串良のジャンクションを通って、そこから引っ張ってきて、それで今の新港のあそこからこっちへ通すと、そして錦江湾横断道路をつなげて鹿児島に、今の東九州、あれ志布志から車で走ると２時間かかる、それを１時間で行けるようにしようというのが構想なわけですよね。

それで、市長と私も、さっき土木課長にちょっと確認したんですけど、我々国道の整備特別委員会がいつから、その国道整備の特別委員会に、この大隅横断道路をちゃんと明記して載せたかというと、どうも平成30年なんですよ。その前から文言は入れているんですけどね。

その前、なぜ入れなかったかというと、やっぱり国道整備のほうの予算を確保したいというのがあって入れなかったと。それで、今、四、五年、完全に明記して、ここにあるんですけどね。

今回残念なのは、この鹿児島県が、これから二十何年間かかってする構想の中に、大隅横断道路が入っていないと、皆さん申し訳ないけどね、質問の趣旨が違うと思われるかもしれないけど、私的には湾岸道路の整備と錦江湾横断道路の整備は、この大隅横断道路も含んでいたわけですよ。ここへ来て、この薩摩半島横断道路は構想に入っているけど、この大隅横断道路が入っていない。そうすると、私も臨港道路の構想というか、質問の趣旨もちょっと弱くなるわけですよ。

ただ、それを踏まえた上で、市長に、答えられる範囲でお伺いしたい。今回、我々は議会の特別委員会として、もう３年以上、４年ぐらい前から、ここにちゃんと明記しているわけですよ。ここにね。大隅横断道路の早期実現についてということで、物流、もう読みませんけどね、これだけ九州地方整備局にも行っている、大隅の整備局にも陳情をしている。これ全部お願いしているわけですよね。国にも行きました。これ、なぜこの構想から、こっち外されたのか、私、よく分からないもんだから、市長に、まずこの感想をちょっとお伺いしたい。なぜこれが乗らなかったのかなと。言える範囲でいいです。

○市長（尾脇雅弥）　その外された感想ということに関しては、県の判断なので、感想に関しては、コメント申し上げられないということですね。

○池山節夫議員　まあね、残念なわけですよ。これ、鹿児島県が28年ぶりに新広域道路計画を発表して、６月３日の新聞に、もう何か承認されたと。こうなってくると、こういうものを、例えば、大隅半島全体で、再度持ち上げて、これが構想に乗せられるかということは可能だろうか、土木課長。

○土木課長（東　弘幸）　今回の新聞紙上に載りました、県が発表しました新広域道路交通計画案でございますけど、先ほど議員が申されましたとおり、この中で横断道路という名がつく構想、路線、実施中も含めまして３路線ございまして、北薩横断道路はもう既に実施中でございます。新しく追加されましたのが、錦江湾横断道路、薩摩半島横断道路ということでございまして、残念ながら大隅横断道はこの中には入っておりません。

今後、これが記載されるかどうかというのは、明確にはちょっと言えないところでございますけど、まずは、この行政、市議会の皆さんで、各業界・団体、市民が一体となって活動を盛り上げて、その声を届けていくと。本市と鹿屋市、志布志市を中心とした大隅地区全域の声を国や県に今後どんどん届けていくということが重要ではなかろうかと考えているところでございます。

○池山節夫議員　まあね、そういう答弁でもいいんですけど。そうするとね、錦江湾横断道路は、もう構想に乗ったから、何とか実現に向かっていくんじゃないかと。私の考えていた、そういうのがちょっと遅れてくるとなると、ここで臨港道路の質問をしてというのもなかなかなわけですよ。

ただ、私としては、元垂水に大きな道路がなくて、救急車も消防も入らないと、そういうことを踏まえた上で、何とか臨港道路を整備してもらえないかなという趣旨の質問なわけなんですけど。こうなると、例えば単独で臨港道路だけ整備してくださいということは、なかなか要望もしづらいのかなと思うけど、それについてはどうですか。

○市長（尾脇雅弥）　個別の質問があるんですけど、全体的なこととして申し上げてよろしいですか。先ほど来、前市長のお話も含めて話がありました。私も36で市会議員に当選をさせていただいて、43で水迫市長の継続と挑戦ということで、今３期目を務めさせていただいております。

時代の流れの中でいろいろ変わるわけですけれども、私自身も市会議員のときに経済同友クラブの一員として、この、当時、桜島架橋ですね、そういったものを、先ほど申し上げたような形で勉強させていただきながら、43歳の初めての挑戦のときには、桜島架橋のこともしっかりとうたっております。

例えが申し訳ありませんけれども、東九州自動車道が数年前から本格的に稼働して、次はこの道路だというような、勢いのある流れになっておりますけれども。さかのぼりますと、40年ぐらい前からの活動ということなんですね。錦江湾横断道路も、私の知り得る中で、まだ20年ないけれども、そういうことの中で、必要性を、皆さんの御協力もいただきながら、ここまで非常にやってきているという現状だと思います。

鹿児島県、もちろん垂水市もそうなんですけども、私も政治家の端くれとして考えますことは、桜島、あるいは錦江湾というのは、観光、あるいはいろんな意味で魅力なんだけれども、海を渡るということが非常にハンデなんですよね。だから、先ほど言いました経済性、利便性ももちろんなんですけども、安全上においても、今でも400台ぐらいの救急車が、この大隅から

渡っていくという現状があります。そういうことを解消したいということが原点でありまして、しかしながら、先ほど申し上げたような時間軸という点におきましては、ある程度時間がかかると。しかし、そういう位置づけがされたということは非常にすばらしいし、どんどん加速をしていかなければいけないというふうに思っております。

テクニカル的な部分で言いますと、現在の技法でいきますと、沈埋工法でブロックを積み重ねる方式だとするならば、１年半から２年ぐらいででき得るということもありますが、いかんせん、桜島、鹿児島市ということで、まずは鹿児島市がどう考えるか、県がどう判断をするか、国の事業として、どういう位置づけをするかということがありますので我々は、多分垂水が一番最大の恩恵を受けるんだという思いで、先ほどありました垂水市の発展、市民の皆さんのことを考えたら、やるべきだというふうに思います。なので、長期的なビジョンを掲げてやっていく、しかしながら同時に足元の魅力的なまちづくりとか、いろんなことをやっていくということになろうかと思います。

あと一言だけ、その臨港道路に関しては、当時、約40億円の予算、当時の行政の皆さんが国交省あたりと調整をしながら、ある程度、内々御承諾をいただいていたということですが、実現に際して、地元の商店街の一部の皆様方の御心配とかいろいろあって、実現に至らなかったと。ここへ来て、先ほど御指摘がありました元垂水の安全上の問題とかあれば、大分変わったよねということは、そのとおりだと思いますけれども、ただ単にそれだけの陳情要望なのか、大きなグランドデザインの中で志布志港を活用する横軸の大隅横断道、そして臨港道路、そして、錦江湾横断道路ということになれば、鹿児島市内まで１時間のパッケージができるわけですね。アジアの成長とリンクした中で、この道路整備というのは、いろんな意味で大事だというふうに思っておりますが、スケールが大きいだけにしっかりとした時間軸、計画が必要だと思いますので、決して後ろ向きではないし、前向きにどんどんやっていくために、我々ができる足元のことをしっかりと進めていくというのが現状だというふうに思っております。

○池山節夫議員　ありがとうございます。あまりスケールがでか過ぎると何十年もかかるんですけど、やっぱり声をまず上げると。私はこの薩摩半島のほうの横断道路が入ったのは、だから、やっぱり声の上げ方が我々より早かったんだろうなという理解なんですけど。

ただ、今、市長も言われたように、元垂水の道路の現状は今もあるわけですよ。それで、これをやっぱり一つ解消しないと、住民のそれこそ安全安心につながらないという思いで、ここに挙げているんですけど。

これ、企画政策課長か土木課長、国道はあるんですけど、国道のバイパスを造るというのは無理かな。企画政策課長でいい。答えられる範囲でいいや。どっちでもいい。

○企画政策課長（二川隆志）　御指名いただきましたので、できる範囲で答えさせていただきますけど。

まず、バイパスという考え方なんですけども、まずその道路整備においては、どういったまちづくりが必要になってくるかというところが大前提になってくると思います。ですので、まちづくりがあって、そしてそのまちづくりにおいて道路をいかに活用していくか、そして道路の必要性、また道路の必要性においては、バイパスとなりますと、やはり既存の道路の交通量、そういったところも影響してまいります。

ですので、少なからずですけども、量としましては、国道220号において、東回り自動車道ができたことによりまして、少なからず通行の車両台数は減っております。そういったところ

を含めますと、今、早急にそのバイパスという考え方は、要望という活動ではなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員　まあそうでしょうね。一応聞いておかないとね。まあそうだろうなとは思ったけど。だから、県にお願いする、国にお願いする、行く場所で違うんですけど、我々としては、やっぱりこういうことを議会で出して、それでお願いをすると、それでやっとやっぱり陳情に行ったときに、そういう議論があるんだなということになるということで、今回の質問は、ちょっと外れた部分もありますけど、お許しを願いたいと思います。これで道路については終わります。

次に行きます。この新庁舎の整備基本条件の調査委託費と、この公共施設のこの個別計画はある程度リンクをすると思って質問をしたんですよ。それで、私が今回聞きたいのは、ある程度の金額が出るかなと思ったから聞いたんですけど金額は出ないと。それならそれでいいですけど。

ただですね、市長、市長が住民投票で敗れた後ね、市長のコラムで、反対派の方々の意見を聞く、そういう仕組みをつくりたいと、たしかそんな感じで言われたと思うんですけど。今回の検討委員会に堀内議員の質問で、考える会の方々は入っていないと。たしか公募にも応募されなかったように聞いたんだけど、これでそういう仕組みづくりというかな、あの方々の意思ですからね、公募があったんだから。自分たちもこの新聞にですよ、これまで聞かなかった、我々の声を聞かないとか言いながら、住民投票の要望もされたわけですよ。それで、この新聞にも、そういう趣旨のことが書いてある。当然、公募に応じるなり何なりして自分たちも外部検討委員会に入るというのが筋だと思うんですよね。それも公募をされなければ、朝の質問で締め切りも言いましたと、企画政策課長が。それでも公募をされないと。この仕組みづくりはできたと思いますか、一応。

○市長（尾脇雅弥）　少し正確性は欠くかもしれませんけれども、先ほど手法の中で、反対派の意見を聞いて云々ということがあったと思いますけども、恐らく市長日記のことだと思います。そこの中を、一言一句正しくは覚えておりませんけれども、私が申し上げましたのは、二元代表制で進めてきたんだと。二元代表制の一翼を担う議員の先生方のそこの御意見を伺うところから始めたいという表現はあったと思います。

そのほかにも、いろいろ考える会の方もいらっしゃれば進める会の方もいらっしゃって、多様な御意見がありますので、そのことを前回、ある意味、外部検討委員会の構成の中で、まずは専門的な皆さんを２名というのを５名にして、各部会から、商工会でありますとか、いろんなこの10名は変わらないんですけども、市長推薦枠ということで、前回は５名だったんですけれども、それを公募という形をとりまして、その募集に際しては約10名近い方の御応募があって、名前とかそういったものを伏せて、純粋にその意欲だとか、先ほど申し上げたようなことを判断しながら採点をして決めていったということであります。

そこの中に、考える会の皆さん、先ほどありました２回ですね、締め切りまでの期間がありましたから、お忘れであったりしてはいけませんでしたので。そういった形で確認をさせていただきましたけれども、結果的には、今回御応募がなかったわけですから、外部検討委員会のメンバーというのには入っていないというのが事実でございます。

○池山節夫議員　公募に応募してね、外れるかもしれないけど、名前が分からないようにして選考するんだから。それでもやっぱり入るべき

だし、入らないとおかしいんですよね。それを、また、この新聞には書いてあるんですよ。今後もまた何かあったら、今度は今回解散するけど、また何かあったら、また再度、新たな会を再結成するなどして戦うと。きっともう私の頭からすると、ちょっと考えられないわけですよ。

それで、この新聞に、新聞というかチラシかな、これにあることで、ちょっと一番気になるのが、私も今回、この考える会の方々が解散をすると。それは解散はいいですよ。その理由が、場所と予算規模だと書いてあった、新聞に、これにも書いてある。私が一番納得できないのは、場所はいいですよ、みんな反対があって意見があるんだから、場所は、あそこは反対だったって反対はいいですよ。予算規模で所期の目的を達したから解散するという予算規模を言われて今回この質問を入れているんだから。予算規模を入れられたらね、交付税措置のある８億、７億幾ら。それで、今度は国から借りられるので、その利子が安くなる分が２億幾ら。ほぼ10億近いお金を無駄にしたんですよ。私、この去年の９月議会でも言っているんだ。

それでですよ、23億で建てるとかいう新聞記事、ありますよ。それは後で言うけど。それで23億円で建てるなら建てるで、詳細な図面を引いて、駐車場まで書いてあるけど、あの駐車場の整備費まで入れて、それで23億円でできるというんなら、それでコンパクトで安いんだというなら、それならそれでいいですよ。だけど、その辺はアバウトに漠然としておいた新聞を出してですよ、それで住民投票やったんですよ。それで我々は、私はあそこでいいと思っているし、あの建物もいい建物だったと今でも思っている。それで住民投票で負けたから、そのことは言いませんよ。だけどね、やはりその予算規模で所期の目的を達したからと言われた。私は、自分としては納得できないわけですよ。

この予算規模という点について、質問するのにも当たらないんだけど、（発言する者あり）質問じゃないだろう、予算規模でどうで所期の目的を達した、この文言について、じゃあ市長でいいや。場所はいいよ、反対して。予算規模の所期の目的を達した、この文言に対して、私は納得できないけど、市長は市長だからね、答え方が大変だろうけど、私は所期の目的を達したなんて言われたらね、本当、怒り心頭なんですよ。市長、この点について。

○市長（尾脇雅弥）　そのチラシ、これまでのチラシ、私も自宅にも入っておりましたし、詳細、確認をさせていただきました。まず、そのチラシに関して、私の立場で言うと、大分正確性を欠くというふうには言わざるを得ないけれども、そこはもう考える会の皆さんの責任において出されることでありますから。

今ありましたその場所の問題、財政的な問題、その他も含めて、いろんな中での御判断で、結果として住民投票の結果が出たわけでありますので、そのことは真摯に受け止めたいと思っておりますが。

新聞記事でしたかね、いつぞやの新聞記事の中で、急がば回れという南日本新聞さんのコメントがあったんです。その中身を見ますと、要するに、築60年だから、そういうことを検討するというのが１点と、やはり財源の問題、熊本震災後の５年間の時限措置というところで交付税措置、加えて利息の有利性も含めて、私としては、「約10億円近い財政のメリット」と表現をしておりますけれども、そういう財政的な我々の当時の計画に対してのメリットがあったことは事実でありますから、それに対しては、現状においては消えておりますので。今後、いろんな形で耐震診断の結果を受けて補強をするのか、あるいはポスト新庁舎のことも進めていくわけですけれども、財源の問題というのは重要な部分になりますので、その辺も含めて、今後はいろいろ検討していかなきゃいけないなと

いうふうには思っております。

○池山節夫議員　あのね、済んだことだと言えば済んだことですよ。だけど、また今から新しい庁舎を造らないといけない。それで、このチラシによるとね、耐震診断をするまでもなく、築60年経過した、危険で老朽化した現庁舎を一刻も早く建て替えろ、こういう趣旨なんですよ。

あのね、あの新しい庁舎の建設計画は、ここに去年の９月議会の議事録です。私はね、当時の長濱副市長に振りましたよ。どこまで自分の気持ちを言われるかなと思って。ちょっとでやめられるんだろうかな、どのくらいしゃべられるかと思ったら、私が思ったぐらい、まだ、もうちょっと足りなかった、ちょっと話していただきましたよ。その中に、もう本当に、だから長濱副市長、見ているかな、あれですよ、「副市長の立場から言いますと、当然ながら残念」、これはいいですよ、残念でしょうね。「残念、無念であります。」、無念がついたんですよ。残念じゃないんです、残念無念であります。私はね、本当に泣きたかったと思いますよ、長濱副市長。

それで、その後に続けて言われたのは、最初に庁舎を建てよう、外部検討委員会を立ち上げた頃、平成24年当時も白紙の段階から造ろうとしましたと。今も今度のこのおかげで白紙になりましたと。「それでは、何がどう違うのかというのは、もう一言で言いますと財政の見通しが立たないということです。」、言われた。本当にそうなんだよ。そんでね、そういう議論もずっとしてきて、反対もしなさいよ、賛成をしなさいよ、反対するならそれぐらいの覚悟は必要なんだよということを言ってきて、それで反対だ。それで今になってね、耐震補強の費用は置いておいて、耐震をしながら新庁舎計画を進めるみたいなことは書いてあるんです、ここに。まあ、反対の住民投票を指導された方もおられるの、ここに。どう思うか。本当だよ。10億近く。

私はね、これからも１年に１回ぐらいこのことを言おうと思っている。市民の皆さんは、全部は分かって賛成反対を投じたわけじゃないと私は思っているんですよ。だから、先ほどもあったような、こういう現庁舎跡地に建てた場合の参考イメージだと。今回もこのチラシにね、我々が出した、この庁舎のこの図面を参考にしてほしいと書いてあるの、ここに。それならばそれで、これを見て反対に入れた人も結構いるんだと思いますよ。住民投票、結果だから、それはいいけど。だからね、もう少し、考える会の皆さん、聞いてらっしゃったらね、もう少し責任のある方法をしてほしいという私の要望です。

質問として、このチラシ、市長も読まれたと、今言われましたけどね、耐震診断と並行しながら新しい計画を進めるべきだみたいなことが書いてある。この点についてどう思われます、意見。

○市長（尾脇雅弥）　正確性は欠きますが、堀内議員の質問にあったとおり、外部検討委員会の最終的な御提言として、まず１番に、この現行調査の耐震診断をしてしかるべき措置をするということでございます。

２番目として、ポスト新庁舎ということであれば、規模とか機能とかをしっかりと検討した上で、しかしながらということで、Ａ案、Ｂ案というふうな一つのイメージ図ということで出ておりますので、今後、まずは安全対策だというふうに思いますし、これがどれぐらいの予算、あるいは何年もたすのかということによって前提が変わってまいりますが、その先にある考え方のベースをつくるものとしては、予算を提案させていただいて基本的なものを検証していくと、その上の話だろうというふうに思っております。

○池山節夫議員　これからの庁舎の議論につい

ては、そんな分かっているような議論は、もうやめましょうよ。新庁舎を造らないと、この建物を使い続けられなくなる、耐震診断をしないといけなくなる、だから新庁舎を造りましょうっていって平成24年から始まっているわけだ。それがずっときて、住民投票の結果なんですけどね。この平成29年３月に、我々議会に渡された新庁舎建設の検討結果報告書、これ、この中にね、現庁舎を継続的に利活用できる耐震補強工事は、耐震壁の新設構造体の補強だけでなく、杭打ちを行っていない本館の杭基礎の補強が不可欠であるが、建設当時の詳細な図面がなく、杭基礎工事には大きな課題があると考えられる、今後、耐震補強工事を実施した場合は、耐震壁や補強材のため、事務室がさらに狭小になるなど執務環境の悪化、さらには来庁者への行政サービスの低下などが影響が大きい。だから新庁舎を造りましょうという報告書なんですよ。これをね、今の１期生の方々、これは見ていないだろう。でも、その前の人は見ている。考える会の共同代表になった池之上議員、元、あなたも見ている。このことをはっきり申し上げておきたい。

それでね、終わるかな。本当ですよ。まとめ。次の質問に行きましょうか。インボイスか、インボイスだけどさ、次に行くわ。課長、ちょっとね、聞く。これは持留議員からこういう資料もあるよってもらったから、せっかくだから。

大変だとは思うんですよ、小さなあれはね、会社は。1,000万以下だと、そこから仕入れても消費税、経費に落ちなくなるから、そしたら、やっぱりここにもあるように、持留議員がくださったこの資料にもあるように、例えばですよ、お年寄りの働く場となっているシルバー人材センターも、そして、例えば、ウーバーイーツの配達も対象になると。こんな小さなところまで対象になっていくんだけど、これは小さな、その業態を潰しにかかっているんじゃないかというようなこの記事なんだけど。少なからず当たっていると思うわけですよ。こうなると、年がたつに連れて、小さなところは、もう納入業者から外される。それで、商売の廃業を余儀なくされると。長い目で見て、これ税収が悪くはならんかな。あんまり変わらんかな、そこだけでいいや。

○税務課長（橘圭一郎）　税収の面でございますが、別な答弁書を準備はしていたところではございますので、その面でいきますと、所得税と市県民税のほうへの影響はないというふうに私どもは考えております。これ自体はあくまでも消費税の部分の、仕入れに係る税の控除の部分でございますので、あくまでもその免税、課税という部分の区切りではなく、その適切、その証明書発行、発行しないという部分、拒否する、拒否しないという部分での経費の取り方につきましては、所得税とか市県民税への影響はございませんもんですから、その税への影響、私どもの垂水市への影響というのはないものと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員　最後ですけどね、教育長、最近、こういう詳細ないろんな問題が多いですよね。私、我々の子供の頃、どうだったのかって。まあまあ少なかったんじゃないのかなと思うんだけど。これ、私の考えですよ、違ったら違ったでいいですね。やはり先生たちの、何て言うのかな、仕事量が増え過ぎていて、ストレスが多くなり過ぎていて、こんな事案が多く発生しているのかなと思ったりもするんですけど。

そういうのも含めて、教育長はこれから、垂水にこういうことは、まだないし、一遍、教員資格を外された方を、今度のこの法律で県でも排除できると。再取得させないとかいうこともできるようになるというんですけど、何となく、やっぱりこういう時代になってしまって、やっぱり不安がぬぐえないと思うんですよ、子供を

お持ちのお父さんお母さんね。教育長的には、これからも、まあまあ垂水に現にないことなんだけど、ストレスなのか、そういうものからなのか、その感覚等が一点と、垂水の教育長として安心させるような発言というかな、できる範囲の答弁がいただけたら。

○教育長（坂元裕人）　池山議員から御指摘の、いわゆるわいせつ行為ですね。これ非常に、もう県内で起きていることを残念に思います。おっしゃるとおり、保護者のほうも大きなものがあるというふうに推察いたします。

こういうわいせつ事犯を起こした教員の特徴として、その前兆、見えないんですね。前兆が見えないんですね。極めてまじめだと。非常に優秀だというようなことで、なかなか予測できにくいという側面がございます。

つまり、99％は本当に教育が好きで教えることが好きで教壇に立っている。しかしながら、その中の何％かが、やはりこういう事犯に走る教員が出るというのも事実なんですね。ですので、先ほど来、出ておりますいわゆるストレスということもあるかもしれません。それをどう軽減すべく業務改善していくかということは、今教育界の大きな課題でもあります。

本市においても、そういう働き方改革、これに取り組んでおりまして、大分仕事、例えば会議を合理化したり、勤務時間を、定時退庁日ですね、そういうのを設けて早く帰る日をつくったりとか、部活動も時間制限したりとか負担軽減化を図っているところでございます。

ですので、人間、どこかで、やはりうまくストレスを発散できれば、それは教員であれば、例えば映画を見るとか、美術館に行くとか、本を読むとかそういうところでうまくストレスマネージメントができればなと思っております。

ただ、この事案につきましては、大変重とうございますので、県内の市町村の教育長会でも、やっぱり重要案件ということで、今後、協議をしてまいりたいと思っております。子供たちのために、ぜひいい教員を、そして、垂水からそういう不祥事が出ないように、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎）　大変申し訳ございません。先ほどの私のほうで、税の部分で影響がないと断言してしまいました。現状につきましては、そのように見えるんですが、今後、動きがありましたらということで若干ぼかしていただければと思います。どうぞよろしく。すみません。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩します。

次は、２時10分から再開します。

午後２時０分休憩

午後２時10分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番、前田隆議員の質問を許可します。

［前田　隆議員登壇］

○前田　隆議員　お疲れさまです。本日４番手になります。よろしくお願いいたします。

さて、今６月議会より、議長、副議長が代わり、また委員会構成も一新され、スタートしました。また、今回より、庁舎整備検討特別委員会が新たに設置され、そこで庁舎等の問題を協議することになりました。垂水市議会も、さらに活発な議論が展開されるものと期待しております。

私も、一議員として建設的な議論に参加して、いい結論が導き出されるよう努めていきたいと思っております。

それでは、本題の一般質問のほうに入っていきます。

人口減少対策は喫緊の課題であります。本市の人口減少対策として移住促進事業があります。前回の一般質問では、時間の関係で中途半端に

終わりましたので、再度取り上げ、質問いたします。

本市の移住人口を増やすための移住促進事業は、１、空き家バンク移住促進事業補助金。２、住宅取得費等助成金交付事業。３、民間賃貸住宅家賃助成事業の３事業があります。広報たるみずの５月号にも紹介されております。その３事業の令和２年度実績と直近の現況について伺い、その結果についてどう評価し、今後の取組に生かしていくかただし、また、他市の取組等紹介し、検討を要望いたしたいと思います。

まず、令和２年の移住者実績について、世帯数と人数を３事業それぞれ教えてください。同じく、移住者のうち、若者、子育て世帯が幾らか、世帯数も教えてください。若者、子育て世帯が移住することが重要ですから。同じく、移住元が県外からの世帯数も教えてください。

次に、２番目の桜島・錦江湾ジオパークエリア拡大と高隈山・猿ヶ城渓谷について質問に入ります。

今年の２月、桜島・錦江湾ジオパークのエリア拡大で、垂水市も対象地域に認定されました。本市の埋没鳥居や森の駅たるみずの周辺の猿ヶ城渓谷や、高隈山の自然がジオサイトに加えられております。ジオパーク認定で、山や川の自然を愛する来訪者がさらに増えることが期待されております。

ジオパークは、貴重な地形や地質の保護に加え、地域振興を目的としたエコツーリズムや遊歩道の整備など環境に配慮した活用を認めるとしております。しかし、残念なことに、以前は高隈山への登山道として利用されていた、森の駅から高隈山に向かう猿ヶ城ルートが現在、閉鎖となっております。自然災害で落石があり、崖崩れ等で通行止めになったままになっております。

そこで質問ですが、いつからどんな状況、理由で通行止めになり、復旧が放置されているのか、理由をお聞かせください。

次に、３番目の、本市の農業の担い手について質問いたします。

今後の農業を展望するとき、担い手の確保は非常に大事な問題です。新規就農希望者に対する受入れ態勢や政策について伺いたいと思います。

本市の農家出身者が帰郷して、新規就農者として再出発することが条件的にはいいですが、そうでない方が新規就農者として希望し、相談されることもあると思います。そういう方が担い手としてスタートし、自立するまでの過程については、条件的に厳しい面が予想されます。

私の出身、水之上は、水田の広がる稲作地帯です。ここに次世代を担う新規就農者が来てくれることを願い、以下の点について伺います。

まず、住む家や農地の問題はどうするのか。

次に、技術指導や農機具操作、農機具の準備問題はどうするのか。

３点目は、自立するまでの経済的な支援や生活はどうするのか。

以上の点について、新規就農者がスタートするのに一番気になり、重要である受入れ態勢や支援策について、現状を教えてください。

以上で、１回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志）　令和２年度の移住者世帯数と人数、若者世帯数や移住元区分についてお答えさせていただきます。

まず、空き家バンク移住促進事業補助金につきましては、平成28年度から実施しておりまして、垂水市へ移住される方に対しまして家賃を補助することにより、移住の促進及び空き家の有効活用を図ることを目的とした事業でございます。

令和２年度の移住者の実績は、５世帯の13人でございます。

これら移住された方々の中で、40歳未満の若者・子育て世帯数につきましては、３世帯の10

人でございます。

移住元が県外からの世帯数につきましては、１世帯の２人でございます。

次に、住宅取得費等助成金交付事業は、平成26年度から実施しておりまして、本市への移住促進を図るため、転入者が住居を新築または購入された際に取得費用の一部を助成する事業でございます。

令和２年度の移住の実績は、４世帯の10人でございます。

これら移住された方々の中で、40歳未満の若者・子育て世帯数につきましては、２世帯の７人でございます。

移住元が県外からの世帯数につきましては、１世帯のお１人でございます。

次に、民間賃貸住宅家賃助成事業は、平成29年度から実施しておりまして、転入者が民間賃貸住宅へ入居された際に家賃の一部を助成する事業でございます。

令和２年度の移住の実績は、７世帯の11人でございます。

これら移住された方々の中で、40歳未満の若者・子育て世帯数につきましては、６世帯９人でございます。

移住元が県外からの世帯数につきましては、２世帯４人でございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山　昭）　高隈山登山の猿ヶ城ルートの通行止めの現状につきましてお答えいたします。

猿ヶ城渓谷森の駅たるみずから、大箆柄岳登山道入り口へつながる猿ヶ城コースにつきましては、梅雨や台風等の災害により、約20年前から土砂や落石が道を塞ぎ、約２キロの間通行止めとなっている状況であり、さらに平成28年の台風により道路の流出など被害が拡大したところでございます。

本市といたしましても、被災当時から関係機関に復旧の要望をしておりますが、被害の規模も大きく、道路や山腹の復旧には莫大な費用を要することから、現在まで復旧されていない状況となっております。

そのようなことから、現在、大箆柄岳登山道入り口までは、垂桜集落から大野原林道を通るコースを推奨ルートとして案内しており、登山客の安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森　秀和）　新規就農者の受入れ態勢と支援策につきましてお答えいたします。

少子高齢化に伴う人口減少により、担い手が年々減少して、将来的な荒廃農地化や農業の衰退などが問題となっており、このような諸問題を解決していくため、昨年６月に垂水市農業創生未来会議を設置し、次世代を担う農業者の確保及び担い手の育成を重点に、定期的な協議を行っております。

就農前研修受入れ事業と指導農業士による特別支援巡回指導の２事業を創設し、令和３年度から新たな取組としてスタートしております。

さて、新規に農業を始めるにあたって、様々な問題があると認識しており、農地はつてがなければ確保することが困難であり、多額の費用がかかる機械は新規就農者にとって入手困難となるものもございます。

何とか農業を始めたとしても、すぐに収入があるわけではございません。生活を維持していくためにも、ある程度の預金が必要となります。

このような新規就農のためのハードルの高さをいかにして低くしていくかが、本市の新規就農者確保の課題となっております。

それでは、御質問のありました１点目の、農業を始めるにあたっての住居や農地問題はどうするのかについてお答えいたします。

住居につきましては、空き家バンクを活用した移住・定住促進事業や公営住宅の空き部屋などの活用が考えられますが、安心して就農して

もらうためにも、住宅や子育て環境など、関係課と連携して丁寧な対応に努めてまいります。

農地につきましては、農業委員会で所有している市内の農地情報を個人で探索もできますが、まず相談いただき、農業委員と推進委員が現地に案内して農地を紹介しているケースもございますので、まずは御相談いただきたいと考えております。

次に、２点目の技術指導や農機具の操作、農機具の準備問題はどうするのかについてお答えいたします。

農業未経験者が、就農に必要な知識や技術を習得するため、就農前研修受入れ事業と就農後も継続して支援する仕組みとして、指導農業士による特別支援巡回指導を御活用いただきたいと考えております。機械・設備導入のための経費の一部助成、さらには防災営農対策事業の上乗せ助成事業などを活用して支援しております。

３点目の、自立するまで経済的な支援や生活はどうするかでございますが、国の農業次世代人材投資事業の活用を軸としながら、平成24年度以降21名の方を対象に育成・支援に取り組んでおります。

また、平成28年度からは国の要件に該当しない認定新規就農者の方々に対し、市独自の新規就農者支援給付金など、就農直後の経営不安定な時期を下支えするため、生活支援金の助成を行っております。

農業を始める若い世代の就農者に対して、初期の生活面での不安を少しでも払拭できるような新たな施策により担い手となるべき人材を確保することが、本市農業の持続にかかっていると考えておりますので、次世代を担う農業者の確保や育成を重点課題と掲げ、新規就農者が農業を開始する場合のハードルを少しでも低くできるよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

また、相談しやすい環境の構築に努めるとともに、大隅地域振興局農政普及課やＪＡ鹿児島きもつきの営農指導員の方々との橋渡しなど、新規就農者の確保や経営支援をお手伝いするため、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田　隆議員　それでは、一問一答で２回目の質問に入ります。

移住促進３事業の事業内容や実績等の状況は分かりました。移住実績は、３事業合計で16世帯34人。そのうち、若者世帯が11世帯26人。また、県外からの移住は４世帯７人とのことです。１世帯当たりの人数が、平均2.1人。若者世帯でも、平均2.4人となっております。

移住者、移住世帯数はともかく、１世帯当たりの平均人数が妥当かどうか、検証と対策が必要と思います。また、進捗状況は、目標や目的に対してどうなのか。順調なら、現状のままで進めばいいし、そうでないならその結果をどう評価し、今後の取組に生かしていくかが大切です。

第２期総合戦略もスタートして１年が過ぎましたので、移住促進事業に対し、評価コメントをお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志）　移住者の実績をどう評価し、今後の取組に生かしていくかについてお答えさせていただきます。

第２期総合戦略がスタートしまして１年が経過いたしましたが、移住・定住促進事業の業績評価指標のＫＰＩは、空き家バンクの登録件数を指標として設定しており、移住・定住促進事業を推進することにより、令和２年度の空き家バンクの登録件数実績は、年度目標値どおりの20件でございました。

また、移住促進３事業における実績につきましては、事業開始から令和２年度末までの移住者の累計と、事業を利用された移住者のうち、令和２年度末現在も本市に定住している割合をお示しいたしますと、空き家バンク移住促進事

業が24世帯63人で、定住率は75%。民間賃貸住宅家賃助成事業が41世帯の72人で、定住率は72%。住宅取得費等助成金交付事業が35世帯の80人で、定住率は97%でございます。

３事業の実績の評価につきましては、事業を活用された移住者の方はいずれも増加傾向にありますことからも、一定の成果が現れていると考えておりますが、受給途中で離職や転勤等により、やむを得ず転出される方もおられます。

今後も、さらなる同制度の利用促進を図り、より多くの方々に垂水市に目を向けていただき、移住・定住につながりますように注力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田　隆議員　移住促進事業のＫＰＩは、空き家バンクの登録を指標とし、計画どおり20件の実績で推移し、移住実績も増加傾向にあり、一定の成果が現れているとのことです。

ただ、先ほどの実績で指摘しました１世帯当たりの平均人数2.１人を実績件数20件に当てはめると42人です。移住人口を増やすためには、移住件数を増やすか、子育て世代を増やして平均人数を増やすかの検討と対策が必要です。ぜひ行ってほしいと思います。

また、賃貸住宅の定着率が少し気になります。今後は、入居時に意思確認を徹底し、改善を図ってほしいと思います。

移住促進は、全国の各自治体が取り組み、競争が激しいので、他市の動向を注視して移住促進の好環境を整え、垂水市移住ガイドブック「垂水日和」は大変有効ですので、ＰＲにさらに注力して成果を上げることを期待いたします。

次に、本市の県外からの移住は、定年後に帰郷する人や、家庭の都合で帰郷する人が多く、若い世代の移住は少ないと聞きます。仕事先が少ないのが一因です。去年の県外からの移住者は、先ほどで４世帯７人でした。しかし、市内の農業、土木建設業、商工業など若手の人手不足を聞きます。ここにミスマッチがあります。

そんな中、地方への移住促進策として、地元の実情に沿う特定地域づくり事業協同組合が全国で展開され、取り組んでいる自治体が多数あると聞きました。

本市も、移住促進と人手不足解消、若手人材確保に寄与する特定地域づくり事業協同組合を関係者と検討し、展開してはと思います。就地としても意義ある特定地域づくり事業協同組合への認識と見解をお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志）　就地としての特定地域づくり事業組合についてお答えいたします。

まず、特定地域づくり事業協同組合制度について御説明させていただきます。

この制度は、令和２年６月４日に地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律として施行されております。

雇用の確保や定着を課題とする複数の事業者の方々が組合を設立し、知事の認定を受けられれば、通常、国の許認可が必要な労働者派遣事業が届出で実施可能となり、運営経費の半分を国・県・市町村から財政支援が受けられるというものです。

県内の動向でございますが、先般、和泊、知名、両町のホテルや農園など８事業者で組織されるえらぶ島づくり事業協同組合が６月４日に特定地域づくり事業協同組合に、県内で初めて認定証交付が行われ、全国で13番目の認定であり、６月以降に８名が雇用される予定とのことであります。

農業、観光業等の季節ごとの繁忙期を平準化し、雇用と収入の安定が事業主と雇用者双方で図られることが見込まれているようです。

この制度が、地域の担い手確保や地域の活性化を目的としている制度でありますことから、先進自治体からの情報収集により、本市におけるこの制度の優位性を見極めた上で、市内事業

者の方々に情報提供などを行いまして、必要に応じて関係者の方々と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田　隆議員　ぜひ、調査検討して、取り組んでいかれるよう要望いたします。

この事業は、移住促進、雇用確保、地域活性化のどの観点からも、まさに本市にとりましても望まれているものと思います。地元の関係者に提案と呼びかけを行い、設立の運びとなることを期待いたします。

次に、前回の一般質問では時間の都合で聞けませんでしたが、近隣市の若い世代をターゲットに通勤費補助を出して、垂水市に移住を促す提案をいたしました。薩摩川内市は、鹿児島市への通勤に新幹線代を補助して移住定住促進を図っていると聞きました。

本市も、フェリー代の通勤費補助等を検討して、移住の促進を図られてはと思うのですが、これに対して見解をお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志）　フェリー代等補助についてお答えいたします。

薩摩川内市の通勤費補助でございますが、転入者に対しまして３年間、市外へ通勤している方に対し、新幹線通勤の定期代金の20％を補助する事業でございます。

議員御提案でございますフェリーの定期券代の一部を助成すると想定した場合、フェリーの定期券の購入費用１万5,000円のうち20％であれば3,000円の補助金を交付することとなります。

このような補助事業を実施するとした場合、既存の移住・定住促進事業と組み合わせて実施することにより、既存の事業がより活用される可能性もございますけれども、補助金額の妥当性を含め、一方、近隣市へバスや自家用車で通勤される方々との平等性等を考慮しますと、適用範囲など慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○前田　隆議員　財源の問題もありますが、補助金額の妥当性、バス、自家用車通勤との平等性を含めた範囲を検討し、移住促進のため、近隣市への通勤補助を取り入れてほしいと思います。

人口増に対する支援や補助に投資しても、それ以上に見返りはあります。地方交付税の対象人口が増え、また少なからず市税や地元消費も増えます。活気も出ます。人口増への事業には惜しみなく投資をされることを要望いたします。

次に、人口減少対策として、若年層定住促進事業と婚姻増対策があります。

本市は、若年層定住促進事業として、１、子育て世帯住宅取得費助成金交付事業、２、結婚新生活支援事業を準備、展開しております。この事業の令和２年度の実績について、件数と金額をそれぞれ教えてください。また、実績に対してどう評価され、今後の取組を検討されておられるかもお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志）　子育て世帯住宅取得助成金事業並びに結婚新生活支援事業の実績と評価、今後の取組についてお答えさせていただきます。

こちらも、事業内容を御説明の上、実績を御報告させていただきます。

まず、子育て世帯住宅取得費等助成金交付事業につきましては、市内在住の子育て世帯の方が家を新築または購入された際に、取得費用の一部を助成することにより、子育て世帯の市外への転出を抑制することを目的とした事業でございます。

令和２年度の事業実績は、28世帯で、転出抑制者数は118人、事業費は1,400万円でございます。

次に、結婚新生活支援事業は、市内への定住促進及び地域における少子化対策の強化を図る

ため、婚姻され、本市に新居を構える夫婦世帯に対しまして住居費及び引っ越し費用、または新生活準備に係る費用の一部を補助する事業でございます。令和２年度の事業実績は10世帯で、事業費は150万円でございます。

事業の評価につきましては、事業を活用された移住者の方は増加傾向にありまして、現在のところ定住率100％を維持しておりますことから、本市への移住や定住を希望される方々に直結した事業であって、一定の成果が現れていると考えております。

今後も、同制度のＰＲにさらに努めまして、定住・移住者の増加に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○前田　隆議員　事業内容と実績等の動向は分かりました。

子育て世帯の方は28世帯で、転出抑制者数は118人、結婚新生活は10世帯と成果が出ていることも分かりました。

結婚新生活を始めるカップルや子育て世帯に助成や支援を行う事業は若い世代に重要であり、転出抑止と定住率につながりますので、引き続き推進をお願いいたします。

ところで、人口増対策として、婚姻率アップも重要です。本市は、去年、一昨年と出生数が68人と少なく、また未婚率も高いと聞きます。若い人が結婚し、新婚世帯を増やすことが急務です。新婚カップルを増やすため、婚活イベントを商工会青年部が行っております。

これに加えて、現在、注目を浴びているＡＩ婚活を活用するのも一案と思います。鹿児島県もＡＩ婚活を取り入れた出会い、結婚相談事業「かごしま出会いサポートセンター」で行っております。この成婚支援に向けた事業にも、近隣市と連携して取り組み、婚姻率のアップを図られることを提案いたします。

この提案に対して、見解をお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志）　ＡＩ婚活事業への取組参加で、婚姻率のアップへの取組についてお答えさせていただきます。

内閣府は、未婚化、晩婚化が少子化の主な要因であるとし、結婚を希望する人を後押しするために、2021年度から人工知能ＡＩやビッグデータを使った自治体の婚活事業の補助を拡充し、システム導入、運営費補助を現行の２分の１から、複数自治体単位でのＡＩやビッグデータを活用した婚活を実施した場合は３分の２に補助率を引き上げて導入の促進を図っております。

ＡＩ婚活のイメージとしましては、各自治体の結婚支援センターに会員登録して、ＡＩが性格や価値観など、より細かく膨大な会員情報を分析して相性がよい人、お薦めの人を選び出し、興味があればお見合いを申し込み、面会へと進めていくシステムになっております。

ＡＩ婚活の成果も現れているようで、お見合いを申し込んだ相手に会ってもらえる確率も、これまでの倍に上昇しており、埼玉県のセンターでは2018年に設置して以降、４割強がＡＩ婚活で出会ったとの結果が出ております。

議員御提案のかごしま出会いサポートセンターのサテライトオフィスが鹿屋市のリナシティ内に設けられておりますので、運用に関するノウハウや垂水市の方々の登録件数などの情報収集などを行いまして、連携、協力して進めなければならない４市５町で構成されます大隅定住自立圏の自治体の動向などもお聞きしながら、検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○前田　隆議員　ぜひ、大隅定住自立圏の近隣自治体と連携、協力し、ＡＩ婚活に取り組み、また本市未婚者に登録を促し、婚姻率アップの後押しができるようにお願いいたしまして、人口減少対策については終わります。

次に、２番目の高隈山登山の猿ヶ城ルート通

行止めについて答弁をいただきました。20年前から落石等で通行止めになり、関係機関に復旧の要望はしたが、被害規模は大きく、莫大な費用を要し、復旧がなされていないとのことでした。しかし、登山愛好者は猿ヶ城ルートの危険箇所を迂回して登山しております。このまま通れなくても人が登山できるように修復をと願っております。

また、森の駅たるみずをベースにした登山コースの出入口として通行止めを解除し、ルートの復活を期待している人も多いと思います。通行止め解除を林野庁に働きかけ、登山道として利用ができるように進達をお願いいたします。

次に、流されたままの猿ヶ城キャンプ場のばくちつり橋と鉄山つり橋について伺います。

猿ヶ城キャンプ場も、渓谷を愛する人でシーズンはにぎわっております。しかし、ここのつり橋２か所が平成28年の台風災害で流されたままになっております。

まず、つり橋が流されたまま、復旧工事がなされていない理由をお聞かせください。それから、大隅自然休養林としてキャンプ場を開設し、つり橋、遊歩道を整備した経緯、目的を教えてください。

○水産商工観光課長（大山　昭）　猿ヶ城キャンプ場のばくちつり橋、鉄山つり橋の現状と、猿ヶ城キャンプ場を開設した経緯と目的につきましてお答えいたします。

猿ヶ城周辺は、平成17年より平成28年に猿ヶ城渓谷整備事業として一体的に整備しており、ばくちつり橋並びに遊歩道につきましては、平成17年度に国の事業であります生活環境整備事業により、森林整備と併せて森林の保健休養機能の高度発揮を図る目的で整備しております。

しかしながら、平成28年の台風災害により被災しており、その後大隅森林管理署にばくちつり橋を含めた周辺地域の災害復旧について要望を重ね、協議を進めておりますが、つり橋の設置、整備につきましては、今のところ必要性を見いだせず、森林整備等の事業実行に必要な林道の復旧を優先したい。自然休養林の利用にあたっては、下流の第１永久橋を渡っての歩道利用が賢明との回答をいただいており、ばくちつり橋につきましては、本年度中に鉄塔並びにワイヤーロープを撤去することとなっております。

鉄山つり橋並びに周辺遊歩道につきましては、平成21年度に地域振興推進事業により整備したものであり、ばくちつり橋と同様に平成28年の台風災害により、周辺の遊歩道も数か所被災し、鉄山つり橋につながる安全なルートが確保できない状況でございます。

今年度、ばくちつり橋の撤去が決定されましたので、鉄山つり橋を含めた周辺の遊歩道復旧につきましても大隅森林管理署や関係機関と協議し、有効な対策について検討したいと考えているところでございます。

猿ヶ城キャンプ場につきましては、昭和46年10月に林野庁から自然休養林に指定され、昭和53年に自然に親しむ場所として開設しております。

以上でございます。

○前田　隆議員　流されたままの理由とキャンプ場開設の経緯、目的は分かりました。

大隅自然休養林として自然に親しむため、猿ヶ城渓谷キャンプ場を開設し、遊歩道やつり橋を架け、整備したにもかかわらず、災害でそのままになっているのは非常に残念です。ましてや、復旧どころか今年度中に鉄塔やワイヤーロープを撤去するという決定に驚きとショックを受けております。

金をかけ、設置した鉄塔やワイヤーロープを撤去するのはもったいないので、撤回を望みます。

先日、遊歩道の一部を歩きましたが、随所にすばらしいところがあります。遊歩道の全てが通れたらと思うところです。遊歩道の整備とつ

り橋の復旧を再度進達していただき、猿ヶ城キャンプ場の遊歩道が以前の姿に戻れるように、有効な対策の検討をお願いしておきます。

最後に、桜島・錦江湾ジオパークの自然エリアとして、高隈山や猿ヶ城渓谷を今後どのようにＰＲし、観光振興を図っていかれるのか、市長にお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥）　桜島・錦江湾ジオパークの自然エリアとしての高隈山・猿ヶ城渓谷をどのようにＰＲし、観光振興を図っていくのかの問いについてお答えいたします。

雄大な桜島、自然の恵み豊かな錦江湾は、世界に誇る鹿児島、垂水の観光資源、宝だと認識しており、これから世界へ向けて戦略的な情報発信を展開してまいりたいと考えております。

鹿児島市の下鶴会長の下、私自身、桜島・錦江湾ジオパークの副会長として、また、九州・沖縄道の駅の会長として、さらに鹿児島県観光連盟の理事にも就任させていただきましたことから、ウイズコロナ、アフターコロナに向けてしっかりと連携をしてＰＲしてまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、本市におきましては、ブリやカンパチなどの豊富な水産資源や、温泉水や焼酎などの桜島・錦江湾の恩恵を受けた魅力が豊富にございますので、エリア拡大認定を機に、これらの魅力をより一層発信するために地域活動団体等と連携して取組を推進してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍においても、猿ヶ城渓谷のキャニオニングや高隈山系の登山、錦江湾のマリンスポーツなど、本市の自然を生かした体験プログラムは大変魅力的で有効なコンテンツと考えておりますので、観光需要の回復に向けて、さらに付加価値の向上を図るとともに、今回の日本ジオパークの認定を広域的な観光振興対策の大きな機会として、アフターコロナを見据えた効果的な情報発信と誘客促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、余談ではありますけれども、私自身、個人会員として環錦江湾観光連絡会議にも参加しております。その会の中で、今月６日、鹿児島大学名誉教授の大木先生のお話を伺いました。その中で、鹿児島の宝である桜島、錦江湾を国内や世界へ向けて本当に魅力的だと売り込むための最大のキーワードとしては、ジオパークの活用ということでありましたので、今回、拡大エリアに入らせていただいて、今、申し上げたようないろんな環境が整っておりますので、猿ヶ城を中心としながらいろんなものの開発、マネジメントを連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○前田　隆議員　どうもありがとうございます。ジオパークの活用、推進、よろしくお願いいたします。

今回のジオパーク認定を好意的な観光振興対策の機会として捉え、効果的な情報発信と誘客促進に努めてまいりたいとのことでした。高隈山と猿ヶ城渓谷の自然の素晴らしさをさらに広くＰＲしていただき、今後の展開を期待いたしまして、ジオパークエリアの拡大と高隈山、猿ヶ城渓谷については終わります。

最後に、本市の農業担い手についての新規就農希望者に対する受入れ態勢と支援策について答弁をいただきました。この対応は十分でないと、移住して従事するのに迷うと思います。

垂水市農業創生未来会議等で、新規就農希望者の受入れ態勢と支援策をきめ細かに整え、新規就農者へのハードルを下げ、次世代の農業を託し、希望者が安心して就農できる環境整備づくりをお願いいたします。

とにかく、若い農業の担い手を確保、育成することが一番優先課題です。農業に関しては、ほかにもたくさん問題はありますが、若い担い手の確保で農業が維持、発展することを願いまして、以上で質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩いたします。

次は、３時10分から再開します。

午後２時59分休憩

午後３時10分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番、森武一議員の質問を許可します。

［森　武一議員登壇］

○森　武一議員　議長の許可を頂きましたので、１回目の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、近頃夜遅くまで残られていたり、休日出勤をされている職員を散見します。様々な理由があるとは思いますが、職員あっての市民サービスですから、過重な業務量とならぬよう、業務量調査も済んでいるとのことでしたので、課長の皆様においては業務管理をしっかりと行っていただくようお願いし、質問に入らせていただきます。

私は、２年前の選挙に出馬するに当たって、独り親と子供への支援強化を公約の一つに掲げさせていただきました。今回の一般質問は、図らずも全ての質疑が子供に関連する課題となりました。

価値観の多様化などにより家族形態も変化し、多様化しています。そのような社会環境においては、私は、子供は家庭のみで育てる社会から、家庭とともに社会が一緒になって育てていく姿へ変わっていくことが必要だと考えています。

多様性が叫ばれる中において、多様な価値観を基に個々人が様々な選択をしても子供の権利が守られ、安心して子育てできる環境整備が生み育てやすい社会につながり、ひいては少子化への解決策の一つにつながると考えています。

まずは、産後ケアの充実についてということで、本市の産後ケアの取組状況等や現状の課題について伺います。

次に、子供の権利としての養育費、面会交流の取組について伺います。

昨今、子供の貧困が大きな社会課題として認識されています。子供の貧困においては、特に独り親家庭の貧困が課題となっております。日本においては約３組に１組が離婚すると言われており、離婚に伴い貧困に陥ることが様々な調査によって明らかになっています。

そのような中において、重要となるのが養育費です。しかし、養育費はともすると夫婦の離婚時の清算のためのお金と捉えられている向きもあります。しかし、本来は教育費や医療費など子供が自立するまでに必要な費用であり、子供の成長に欠かすことができない費用、子供の権利であるからこそしっかりとした取決めが必要です。

また、面会交流についての取決めも子供の成長のためには重要です。我が国は1994年に子どもの権利条約を批准しています。子どもの権利条約には、子供にとって最もよいことを第一に考えるという一般原則があり、第９条には親子不文律の原則が定められています。これは、面会交流が、親が子供に会う権利ではなく、子供が親に会う権利、両親に育ててもらう権利があるということです。

しかし、この養育費と面会交流の取組については、離婚時の感情的な理由で放棄をしたり、取決めを行わなかったりすることが多いとお聞きします。確かに、離婚をするということは感情的な面で反発するものがあり、いっときでも早く別れたい、関わりたくないという感情が働くことは理解できます。だからこそ、この部分に関して行政としての慎重なアプローチ、継続的な取組が必要になってくると思います。

そこで、副市長は前職が県のこども家庭課におられ詳しいとのことですので、御存じの範囲内で結構ですので、養育費、面会交流に関する

国・県の取組状況、また、所見を伺います。

あわせて、本市の取組状況について、担当課長に伺います。

次に、現状を踏まえた取組についてということで、昨年12月議会での感王寺議員の質疑で明らかになっておりますが、本市の傾向として、子供の数は漸減してきており、特に牛根３校においては、令和９年度には３校合わせても12人となります。

12月の時点では確定しておりませんでしたが、市全体の昨年の出生数は68人であり、牛根３校はもちろんのこと、市全体としても学校のよりよい在り方についての議論を始める時期に来ていると思っています。

念のためではありますが、私は、この質問を通して早急に合併に向けて考えていく必要があるということを訴えていることではないとおことわりさせていただきます。

さて、これまで多くの場面で担当課とは現状の認識、また、現在の取組について議論してきており承知しております。

そこで、まず、現状を踏まえた取組についてということで、今後の牛根３校並びに全市的な方向性についてどのようなお考えをお持ちになっているのかお伺いし、１回目の質問とさしていただきます。

○保健課長（草野浩一）　産後ケアの本市の取組状況につきましてお答えいたします。

産後ケア事業は、議員御承知のとおり、出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安や、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムが分からない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、心身のケアや育児などの支援が必要な方を対象として、産後も安心して子育てできるよう支援するもので、本市では、令和元年度から取り組み始めた事業でございます。

その中、昨年度まで事業対象者を産後３か月以内としておりましたが、母子保健法の改正により、本年４月１日から産後１年以内と改めたところでございます。

実施する利用形態につきましては、垂水市では出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子を助産所等に宿泊させ、母体の保護や、産後の母体の体力の回復及び母体ケア並びに乳児ケアを行う短期入所（ショートステイ）型と、助産師等の専門職が産婦の自宅を訪問し、心身のケア及び育児のサポートを行う居宅訪問（アウトリーチ）型の２つとしているところです。

利用できる事業所は、鹿児島市の鹿児島中央助産院、霧島市のみつおＨＯＵＳＥ、肝付町の助産院ここいやしの３か所でございます。これまでの利用状況は、事業開始の令和元年度から昨年度までの２年間において、令和元年度に短期入所（ショートステイ）型の利用が１件のみで、利用者の少ない状況となっております。

この事業につきましては、広報誌やホームページに掲載するとともに、母子健康手帳交付時に趣旨や目的をお一人お一人に説明させていただいておりますが、さらに幅広く周知に努める必要があると考えているところです。

以上でございます。

○副市長（益山純徳）　子供の権利としての養育費・面会交流の取組についてのうち、国・県・本市の取組状況につきましてお答えいたします。

子供が両親の離婚を乗り越えて健やかに成長していくためには、親として子供の成長に必要な教育費・医療費の負担など経済的な責任を果たし、子供の社会的自立を支えることは、議員御発言のとおり重要なことであると考えております。

また、面会交流によりまして、どちらの親からも愛されている、大切にされていると子供が感じることで安心感や自身につながり、それが生きていく上での大きな力になると考えており

ます。

現在、国におきましては、離婚後の養育費の支払い、面会交流につきまして取決めを行っておくべき具体的内容や、様々なケースに対するＱＡなどを分かりやすく記載した子供の養育に関する合意書作成に関するパンフレットを作成し、各自治体での活用を促進しているところでございます。

また、県母子寡婦福祉連合会、いわゆる県母連におきましては、県の委託事業として無料弁護士相談を月１回実施しているところであり、その中で養育費や面会交流等に関する相談も行っているところでございます。

本市といたしましては、現在、市民課の窓口におきまして、必要に応じ国が作成したパンフレットを対象者へ配付しておりますが、今後は、市民課に加えまして福祉課の窓口におきましても離婚の届出や各種手続を行う際、全ての対象者に国のパンフレットの内容を説明いたしますとともに、県母連が実施しております無料弁護士相談につきましても併せて紹介してまいりたいと考えております。

引き続き本市における離婚後の養育費の支払い、面会交流のさらなる実現について支援してまいります。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信）　森議員の子供の権利としての養育費、面会交流の取組についての国・県・本市の取組状況についての質問にお答えいたします。

市民課の取組につきましては、市民課窓口に離婚届が提出された場合、必ず養育費支払いの対象となる子供さんの有無を確認させていただき、対象となる子供さんが存在された場合には、面会交流及び養育費の分担項目の部分にチェック記入がされているかも確認させていただいております。

その欄にチェック記入がない場合には、取決めを行っているか否かをお尋ねし、記入をお願いした後に離婚届の受理を行っているのが現状でございます。

また、その際に親御さんより養育費等に関する相談がありましたら、関係課に案内をいたしております。さらに、併せまして先ほど副市長の答弁にもございましたが、養育費や面会交流に関するパンフレットも必要に応じてお渡ししているところです。このことにつきましては、窓口業務に係る職員全員に対しまして指導の徹底を図っております。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治）　今後の小学校の在り方について、現状を踏まえた取組、今後の牛根３校並びに全市的な方向性につきましてお答えいたします。

昨年10月に牛根地区３小学校の保護者との意見交換会への参加要請を受けて、教育長はじめ関係各課で参加いたしました。内容につきましては、教育環境の充実、保護者の負担軽減、子育て環境の充実等について意見交換がなされました。保護者のからの質問、御意見等に対して丁寧に説明させていただき、一定の御理解をいただいたところでございます。

これは、学校の在り方についての保護者の要望・意見等を伺うよい機会となりました。引き続き保護者による話合い等の活動をお願いし、必要ならば教育委員会も参加させていただきたいと考えております。

あわせて、今年の５月２日には境地区公民館等を主催とした境地域交流会が境小学校グラウンドで開催され、お声かけいただきましたので、教育委員会職員も参加させていただいたところでございます。親子での遊び体験による交流で、70名を超える参加者で盛況なイベントとなりました。次回の開催も決定しているとのことですので、このような活動を続けていただき、地域を盛り上げていただければと考えております。

さらに、境地区に限らず、牛根地区、松ヶ崎地区においても小学校を交えた活動を進めていただいておりますので、機会をいただければ児童の推移等をお伝えし、地域による意見交換等につなげていければと考えております。

このように、保護者、地域の方々の意見交換等を進めていただき、保護者や地域の皆様の小学校のよりよい在り方について御意見等をお伺いさせていただき、保護者と地域の方々総意の下、よりよい小学校の在り方につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○森　武一議員　議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質疑を進めさせていただきたいと思います。

先ほど課長の御答弁にあるように、本市の産後ケア事業においては、対象時期は現在、子供の出産後身近に世話をしてくれる人がいないなど産後の体調や育児に不安のある産後３か月までの産婦と乳児となっていたものが、３か月になっていたものが１年以内に変わったということでした。

この前の知事との語ろう会のところで、子ども・子育て支援センターの方が発言をされていたところではあるんですが、この期間、そしてまた、利用形態についての拡充を求められておりました。

今回の母子保健法の改正について、これに関しては、これまでの対象時期と併せて出産後の４か月という目安から、低出生体重児等の場合に入院期間の長期化で退院時期が出産後４か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後５か月以降にも認められるなど、出産後１年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどから１年と示し、また、利用形態についても新たに短期入所型を追加しているところです。

この４月の知事のふれあい対話において、子育て支援センターの方は、兄弟がおり宿泊することが困難な方へも対象を広げてほしいとおっしゃっておりました。産後ケアの目的は、女性が出産に伴い心身の変化に伴う不調や育児に対する不安を、行政をはじめとした社会全体で寄り添うことで孤立しがちな母子に手を差し伸べ、安心して生み育てられるようサポートする大切な事業だと考えています。

私もたまに子供の面倒を１人で見ることがありますが、少し出かけるにしても、子供のミルクの粉、お湯、冷ます用の白湯、そして、おしめ、着替えの一式、よだれかけの替えと準備があり、お店を決めるにも子供用のショッピングカートがあるお店など制約が増え、また、家の中でもすぐに動き、何でも口に入れる子供からは目が離せず、私自身、トイレに行くにも苦労をしています。

このことを考えると、四六時中お子さんにかかりっきりで、周りに支援してくれる方もおらず、体の不調と不安の中で子育てをされている方のことを考えると、サービスの拡充をしていくことが、産み育てやすい垂水市としていくためには必要だと考えていますが、利用形態の拡充についてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○保健課長（草野浩一）　利用形態の考え方ですが、利用形態につきましては、これまで垂水市内に利用できる事業所がなく、近隣の鹿児島市、霧島市、肝付町となることから、垂水市からの移動距離を考慮し、短期入所（ショートステイ）型と居宅訪問（アウトリーチ）型のみとさせていただいたところです。

しかし、妊婦健診時は垂水市外の産婦人科に通っていること、産後、市外への里帰りをされる場合、日中は御両親が仕事等で不在のときがあるなど、通所（デイサービス）型を加えることで利用を希望される方の選択肢を広げることになるため、まずは本市と状況が類似している

他地域の実態について調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森　武一議員　今後調査をしていくということであったんですが、先ほどの御答弁でも利用者が少ないということは、人口を考えると実態としてはそうなのかもしれません。

ただ、このサービスを拡充していくことによって、また、今回の母子保健法の改正というものの目的の一つとして、これまでの産後鬱になった後の対処療法ではなく、産後鬱になる前の対処をするために、この通所型というものを拡充しているかと思います。

今回少ないとしても、やはり必要になった方にすぐにアプローチすることができるように、迅速に拡充が必要だと思うんですが、そこについての市長の御見解をお伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥）　常に申し上げておりますけれども、子育て支援でありますとか教育の充実というのは、垂水の現在・未来を考えたときに大変重要な政策であると考えております。

今回は産後ケアについて御質問いただいたわけですけれども、現状の状況等々に関しましては、現在できるところは改善をしていると、しかしながら、森議員が御提案されているように、中身の拡充やいろんな意味で充実をすることによって、より利用しやすい環境整備ということは大事なのではないかというふうに思っております。

ただ、先ほど来の課長の答弁でもあったように、現状のこういったいろんな制度ということが十分に周知をされていないということもあるような気がいたしますので、子育て支援、先ほど出産が60数件ということでありますけれども、ある意味直接聞ける数でもありますから、いろんな、子育て支援センターとかあるわけでありますけれども、南北長い垂水市の中で、それぞれちょっと場を設けて、そういう対象者の皆様方の御意見を賜りながら、かゆい所に手が届くような政策の実現というのは今後ますます重要になってくると思いますので、そういう意味では趣旨賛同でございますので、どういうことができるのかをしっかりとヒアリングをしながら形にしてまいりたいと考えているところでございます。

○森　武一議員　前向きに検討をしていただけるんじゃないかと、市長の御答弁から推察をするところではあるんですが、今回の、先ほども申し上げさせていただいた産後鬱になる前、ここのところに対処するために、また、使いやすい、御兄弟がいらっしゃって、どうしても通所以外難しいという方、そこに関する対応が必要だというところが今回の法改正の趣旨だったと思います。

これは、子育て支援、拡充をしていくというところを、利用者が少ないのは人口を考えたらそれは仕方がないところではあるので、前向きにそこを検討していただいて、また、難しいようであれば、鬱になる前の方々にどういうふうな対応をしていくのか、どういうふうなアプローチをしていくのか等をしっかりと対応を考えていただければと思います。これはお願いで、要望として終わらさせていただきます。

次に、子供の権利としての養育費、面会交流の取組についてということで進めさせていただきたいと思います。

先ほど子供の養育費、また、面会交流について御答弁いただいたところであるんですが、国のほうにおいても今年の２月11日、養育費不払いの対策を検討するであったりとか、子供の権利を法制化へ進めていくというふうに国のほうの動きが出ておりました、新聞に。

今回、法務省のほうから、今回の養育費、また、面会交流の取決めを推進するに当たって、離婚届の改正が来ているかと思いますが、それ

についての本市の取扱いについてお伺いしたいと思います。

○市民課長（松尾智信）　国・県・本市の取組状況についての２回目の質問にお答えいたします。

令和３年４月16日付で法務省事務局長より、戸籍届書の標準様式の一部改正につきまして、各地方法務局長へ通達があり、後日、各市町村への通知がなされたところでございます。

改正内容につきましては、届書、離婚届になりますが、父母が離婚する際に、面会交流や養育費の負担に関する取決め等を行っていただいたかを確認する欄に、新たに、養育費の分担の取決めを行っている場合、取決め方法として公正証書にしたかどうかを尋ねる欄の追加がございました。

また、そのほかにも離婚時に関する情報が記載されている法務省のホームページにアクセスできるＱＲコード、さらには、養育費や離婚等に関する無料相談所法テラスのサポートダイヤルや公式ホームページのアドレスを記載することが求められ、令和３年４月16日から施行されております。

ただし、従前の様式による離婚届がある場合においては、当分の間、本通達実施後もこれを用いることができるとの申し添えがありましたことから、本市では従前の離婚届の在庫がある程度ございますので、当分の間は使用いたします。

しかしながら、改正によります公正証書化の有無についての追加部分につきましては非常に重要な確認項目でありますことから、ゴム印を作成いたしまして、従前の様式に押印した形で対応をし、使用しているところです。

以上でございます。

○森　武一議員　ただいま課長のほうから御答弁いただいたように、公正証書の届出があるか、取決めがあるかというところが今回、養育費の俗に言う取りっぱぐれがない状態をするかというところだと思うんです、必要になってくるかと思います。

ほかの他県であったりとか先進事例においては、この養育費の保証を、保証料を自治体が負担して、子供の養育費をしっかりと確保するという事業を行ったりというところもあります。また、この養育費を確保するに当たっての公正証書の作成料金に関しても自治体のほうで補助をして、その公正証書の作成を進めていくという自治体もあります。

ただ、今回、鹿児島県に関しては、なかなかそういうところがまだまだ進んでいないというふうに、いろいろ調べた結果、ちょっと進んでいないのではないかと思います。

本市においても、私としてはすぐにでもこのような取組をしていただければと思うんですが、まずは、できるところから進めていただければと思いまして、先ほど副市長のほうで、窓口、また、福祉課の窓口においても連携をして進めていくというふうにお答えいただいたかと思います。

先ほどの法務省で作られているパンフレットって、こちらのほうになってくるんですが、例えばなんですが、離婚届の中に、今、下の市民課のところには離婚届のみがラックのところに置いてあります。そこにこういう面会交流であったりとか養育費が大切だということを、また、取決めをすることが必要だっていうことも、パンフレットを折り込んで差し込むということはできないものなのかということが１点お伺いしたいこと。

また、離婚するに当たって、なかなか、既に離婚をして市外から戻ってこられる方、また、感情的に、そのときは養育費も必要ないというふうに考えて、必要ないということで離婚届を出された方においても、毎年児童扶養手当を、今の時期になるかと思います。

そういうときに、先ほど副市長がおっしゃっていた県の母子寡婦連、ああいうところにつなぐであったりとか、養育費、面会交流の取決めをもう１回したいんだというところのサポート相談会を開催するというのはどうなのか、そういうお考えがどうなのかというところでお答えいただければと思います。

○副市長（益山純徳）　まず御質問のうち、市民課の窓口に、離婚届に併せてパンフレットを挟むということなんですが、それについては経費のかかることでもございませんので、早急に実施してまいりたいと考えております。

また、市外で離婚をされてこちらの垂水市のほうに転入されてきた方々につきましては、先ほど申しましたように福祉課のほうでまたそういういろんな、独り親の支援制度をする際に、国のパンフレットを用いて御案内等々さしていただくんですが、その際に、先ほど言ったように、県母連の弁護士相談、そういうものについて、電話でも相談受けられるということで、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森　武一議員　まずはできるところから進めていって、子供の貧困というところを社会としてなくしていくよう前に進んでいただければと思います。

先ほどの先進事例等を、また、担当課においては検討していただいて、導入ができるようであれば導入していただければと思います。要望に代えさせていただいて、この質問を終わらさせていただきたいと思います。

次に、今後の小学校の在り方についてということでお伺いさせていただければと思います。

先ほど課長のほうから、地域、また、保護者の意見を聞きながら進めていくということでお答えをいただいていたかと思います。

12月の感王寺議員への質疑において市長のほうで、可能な限り小学校は存続させたいというふうに御答弁があったかと思います。私もその市長のお考え、できる限り残していくんだ、小学校がすごく重要なんだというお気持ち、すごく賛同し、どうやって残していくことができるのかという思いはすごく強くあります。

御存じのように境小学校は現在１人しかおらず、来年にはゼロになってしまうというところで、ただ、１点危惧しているところが、令和９年には牛根全体で12人になってしまうということです。令和９年ということは、今年を含めてもあと５年しかないわけなんです。

この地域の声を聞いて、また、保護者の声を聞いて、どうやって進めていくかというお話しだったかと思うんですが、この地域の声を早く聞くことが必要なんじゃないかと思っているわけです、地域保護者の声を。

この地域の声をどうやって拾い上げていくのか、今の教育委員会の御答弁であれば、地域から声があった場合にお伺いさせていただいてというところだったかと思います。そこをどうやって声を拾い上げていくのかということについてお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（野村宏治）　地域の声をどう把握するかにつきましてお答えいたします。

先ほどお答えいたしました地域運営活動の核である地区公民館の活動において、地域の皆様の御意見を伺う方法が重要だと思います。森議員におかれましては、公民館長代理というお立場でありますので、そのこともよろしくお願いいたしたいと思います。

また、小学校の在り方につきましては、子供たちの声、保護者の声、地域の皆様の小学校の在り方についての考え、思いが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、お声かけいただければ保護者、あるいは地域の集まりの場において児童数の現状、今後の推移等の情報提供をさせていただき、保護者及び地域の皆様と一

緒に、よりよい学校の在り方につきまして前向きな意見交換ができればと考えております。

以上でございます。

○森　武一議員　地域から声を上げてほしいということだったかと思うんです。ただ、地域の方々、市民の方々、この12月議会の生徒数がどんどん減っていく、こういう現状はあまり知らないんじゃないかと思うんです。御存じないかと思うんです。

私は、市長にお願いしたいことではあるんです。小学生の数がどんどん減っていく、このままであれば学校の存続自体がどうなっていくか分からないということに関して、市民への情報提供をしっかりとしていただきたいと思っているわけです。

境小学校において、今回、今年転校をされて１人になっています。この転校をする際に当たって、保護者の方がおっしゃっていたことは、10人の頃はまだそういう考えはなかった。ただ、実際４人になったときに、上にも下にも同級生、友達はいない、そういう状況になったときに、すぐにでも転校をさせてあげたいという思いでやられたとおっしゃっていました。

出ていくに関しては、それは地域、また、入れる側も様々な葛藤はあるかと思います。このまま小学生が減っていってどうしようもなくなった段階で、では地域の皆さん、保護者の立場に立ったらどうしようもなくなって、転校をさせてあげたい、いい教育環境で学ばせてあげたい、それは当然のことだと思うんです。

それは前々から分かっていることなので、行政機関として、垂水市のリーダーとして、将来こういう推移になっていく、地域の皆さんはどういうふうに考えますかというような取組をされてもいいんではないかと思うんですが、市長のお考えをお伺いします。

○市長（尾脇雅弥）　これまで中学校の統合でありますとか、あるいは大野小・中学校の統合・閉校という事例もございました。そして、地域のことに関しましては、いろんな機会を捉えて、例えば地域振興計画づくりでありますとか、公民館の会でありますとか、いろんな場面を捉えて、いろんな話はしているところでございます。

その中で、この学校の問題に関して、ある意味、今、保護者の思いということで、教育環境の充実ということで、子供が少なくなっていくことによって仲間であったり、いい意味での競争であったり、いろいろ難しい課題があると、なので、できるだけそういう環境整備をしたいということは、立場に立っては当然であると思います。

ただ、一方で、地域に関しては小学校というのがいろんな意味で核でありますので、運動会でありますとか文化祭でありますとか、地域に学校があって、子供たちの声があって、そこを中心にいろんなことをやっていくと。以前の中学校に関しては、それぞれの小学校がある、その上で中学校ということでありましたから、１つに統合する、この際も御承知のとおり難産でありましたけれども、御理解をいただきながら現在の垂水中央中学校ということになっております。

牛根に関しては、平成の合併の頃に統合という話もあったんですけれども、なかなか結果的に進まずに現在に至っているわけでありますので、その辺のところは、この段階でどうこうということは申し上げられませんけれども、保護者の皆さんを中心としたお立場と、全てではないですけれども、一方で地域の活性化、にぎわいということで相反する立場の皆様もいらっしゃいますので、うまくその醸成をしながら、皆さんが全く同じ方向であれば難儀はしないわけでありますけれども、いろんな多様な御意見がございますので、その辺を、機会を捉えて話をしながら進めていくということ以外にないと思

います。

しかしながら、にっちもさっちも立ち行かなくなってから始めるということではいけませんので、その辺の時間軸を考えながらいろんな対策を講じていかなければいけないというふうに思っています。

○森　武一議員　私は合併を求めているわけではないんです。残り５年の中において12人になる中で、これ以上減っていったら、仮に合併をするとなったときも、合併もできなくなってしまうんじゃないか。そうなってきたときに、感王寺議員が12月議会におっしゃっていたと思います。旧行政区から一校も学校がなくなってしまうことはあってはならないと、これが現実になってしまう、その危惧を抱いているわけです。

あと５年ということは、地域の声を拾い上げる会を立ち上げ、これが今年やったとして、じゃあどういう方向性で残すのか、または合併するのか、そういう議論をし、残すのであれば、どうやって学校を盛り上げていくのか、１校１校を盛り上げていくのか、特色ある教育を進めていくのかという話になっていき、その結果を見る。５年というのはすごく短い、目の前にある課題だと思っています。

今、市長のほうから慎重なお立場が表明されたと思っています。先ほどの、池山議員が質疑の中でおっしゃっておられたと思います。「街を思い、先を見ながら、そして、その勇気を持って言うべきことを言っていく」、このようなことを先ほど池山議員はおっしゃっていたかと思います。

私は、ただこの現実について市民にお知らせすることは、合併を進めていくというとらわれ方をしないんじゃないかと思っています。

ぜひ、市長においては、こういう現状である、だからこそ皆さん、地域の皆さん、どういうふうに考えていくかということをしっかりと皆さんにお知らせし、その上で地域の声、合意形成、同じ方向をどうやって見ていくのかというような場をつくっていただければと思います。最後に、もし何かあればおっしゃっていただければ。

（発言する者あり）

○教育長（坂元裕人）　森議員が今おっしゃったことをずっと思い返していて、10月のあの牛根３校、児童の環境充実及び保護者の負担軽減に関する要望の会、語る会、あれがもし存続して残っていたら、今おっしゃるような会の母体に私はなっていたと思っているんです。あれはなぜ頓挫、中座してしまったんだろうと、もったいなと、まさに今おっしゃるような情報提供、いつでも私たち参りますよとあの場でも表明したはずです。とすると、まだ周知は早かったと思うんです、今。

私は、個人的にはいろいろ聞きます、牛根地区の方々に。最後まで頑張るんだという方々もおられます。いや一緒でいいんじゃないという方もおられます。それをぜひお願いしたいなというふうに思うわけです。そういう場にもし、今も参加してくれということであれば、きちっとデータを持って参加もしますし、そして、皆さんの意見も十分お伺いしながら、あるべき姿を一緒につくっていく、それが私は一番だと思っているんです。

つまり、地域の声、あるいは保護者の声、そのことを大事にしないと、後からこれはこじれるんです。それでなかなかうまくいっていないところはいっぱいあるんです、県内にも。強引にやったがゆえに、何であのとき残さなかったという声がいっぱいあるんです。

ですので、そうならないためにも、合意形成100％は無理かもしれません。だけども、限りなくやっぱり違う形で、納得のいく形で持っていきたいなというふうに私自身は考えております。

○森　武一議員　今、教育長のほうから地域の声という、私もそう思います。合意形成は慎重

に進めていかないといけないと思います。ただ、先ほどから何度も申し上げさせていただいているところは、地域が問題意識、課題意識を持つというのは、現状の認識があった上でのことだと思っているんです。

この現状認識、子供の数がどんどん減っていく、垂水市全体としても減っていく、この現状を知らないんじゃないか、これをしっかりと情報提供してほしい。その上で、残すのか、合併をするのか、どうするのか、それは皆さん地域住民の方々お一人お一人がお考えになって、話合いの場で合意形成が図られていくと思うんです。

まず第一歩、このスタートを切ってほしいと、そういうことを言っているわけなんです。

○教育長（坂元裕人）　例えば、地区公民館で言うと、一番の議決機関というと総務委員会ということになりますか。そういう場等にぜひ呼んでいただければ、そういうところで丁寧に説明もさせていただきますし、それを広げていくとか、あるいは、自治公民館の方々が集まられる場というのがあるんですか。公民館の中にございますか。

○森　武一議員　振興会……

○教育長（坂元裕人）　ですよね。そういう場でもまた丁寧に説明させていただきたいと思います。

そして、声を吸い上げて、ぜひ、あるべき姿の方向へ持っていけたらいいなというふうに私自身は考えております。

○森　武一議員　私としては、この問題提起というところだけなんです。何かを主導して合併してほしい、また、残してほしいということではなく、まずは問題提起をして、話合いの場、よりよい学校、教育環境を目指す場というところをつくってほしいということなんです。

ただ、これを幾ら言っても平行線のままなので、最後に、市長のほうに、私はこういうのが必要だと思っています。最後、市長、どのようにお考えになるかお伺いして、終わらさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥）　教育長の答弁にもあったとおりですけれども、まず、地域がどういうふうに未来を描くかということも重要だと思います。そういう意味において、市会議員の先生方もおられますけれども、一方でやっぱり公民館の組織というのがございます。

森議員は公民館長代理というお立場でもありますから、地域の皆様にそういったことをお伝えてして取りまとめていけるお立場にありますから、そこでベースをつくっていただいた上で、例えばこういうこと、こういう部分が足りないよということであれば、併せて話合いをしながら、どういう境地区、あるいは境小学校のあり様が必要なのかということを考えながら進めていきたいというふうに思っています。

○森　武一議員　以上で、終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩します。

次は、４時５分から再開します。

午後３時56分休憩

午後４時５分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、５番、梅木勇議員の質問を許可します。

［梅木　勇議員登壇］

○梅木　勇議員　お疲れさまです。本日最後の登壇者となりました。

新聞やテレビでは、毎日、新型コロナウイルス感染に関する報道がなされていますが、感染の発生が続いている状況に、いつ終息するんだろうという思いがしております。

本市では、ワクチン接種が65歳以上を対象に始まり、私も１回目を５月24日に接種し、２回目を３週間後の６月14日、接種の予定です。早

く、垂水全市民の接種をはじめ、感染に強い垂水市民になれるよう、取組を進めていただきたいと思います。

そのような中、垂水の児童生徒の活動ぶりが新聞やテレビで放送されました。会議の初日の諸般報告で、市長の報告でもありましたように、５月12日の南日本新聞には、ＧＩＧＡスクール元年との見出しで、新城小学校はパソコンを使った授業に、20年度から取り組んでいること、垂水中央中学校は、テレビ会議で総会を開いたことが掲載され、５月17日には、ＮＨＫの６時40分からのニュースで、水之上小学校が作文クルーズで報道され、また、柊原で行われました防災訓練に、柊原小学校の児童が参加している様子のニュースもされていたところです。

こうした垂水の児童生徒の頑張りぶりに明るい気持ちになります。田んぼでは、田植えの準備が始まり、田植えが始まるころとなりましたが、実りある秋が迎えられるよう願うところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず１問目、新型コロナウイルス感染症影響による支援事業について質問いたします。

新型コロナウイルス感染者が、昨年、令和２年１月に日本でも確認されて以来、感染者数が時とともに、大波小波を繰り返しながら継続し、新聞では、昨日段階で、国内感染者数は76万7,842人、死者１万3,855人で、うち、鹿児島県は3,535人、死者32人となっており、本市では皆さん、御承知のとおり72人で、県内10番目であります。

これまで、国は都道府県ごとに、感染状況がステージ４に当たる爆発的な感染拡大発生状況に応じて、３回の緊急事態宣言を発令し、事業所への休業、時間短縮の要請を行い、また、今年２月施行されたステージ３に当たる感染者の急増による蔓延防止等重点措置を関係自治体に発出し、飲食店や施設等に時間短縮の要請が行われ、国民には不要不急の外出自粛の協力を呼びかけ、国民の命と健康を守るため、感染拡大防止に努めております。このような社会情勢の中、医療機関をはじめ、経済等への大きな影響ははかり知れない状況だと思うところでございます。

このような中、国は国民１人当たり10万円の給付を行うほか、業種ごとに、持続化補助金などで支援を行っております。本市においても、国の新型コロナ対応地方創生臨時交付金により、感染対策検査機器などの購入や景気対策として、プレミアム付商品券事業などの施策が行われてきたところですが、そこで、５月７日の令和３年第２回市議会臨時会で提案され可決された新型コロナ感染症影響による支援事業の水産業者、商工業者持続化給付金事業について質問しますが、事業は、申請受付が５月10日から31日までとなっていましたが、申請者数や給付率等、実施結果をお聞かせください。

２問目に、家屋全棟調査について質問いたします。

固定資産家屋全棟調査については、令和元年から２か年にかけて調査が行われ、令和２年度に終了しましたので、調査結果をお聞きします。

この固定資産家屋全棟調査については、令和元年第２回定例会６月議会に補正予算として3,050万円、継続費として7,125万円、２年間で１億175万円が上程されたことに伴い質問しており、このときは、調査の必要性について質問しました。

税務課長の答弁は、平成７年に当時の家屋調書資料や課税台帳データを基に、市内全域での家屋現況図調査を行って以来、一斉調査は実施しておりません。このことから、課題として、これまでの調査結果においても、把握し切れて

いない滅失家屋や把握できていない新築の建物、さらには所在地不明の家屋が潜在化しており、場合によっては、滅失家屋が判明したことにより、複数年にわたり税の返還や新築家屋等の賦課漏れなどが発生している現状があります。

公平・公正な賦課を行うためには、固定資産税の賦課対象となる家屋の所在地や現況を正確に把握する必要がありますことから、本議会に全棟調査を実施するための予算を上程させていただいたものでございますと答弁されております。

今回の調査で判明した課税対象家屋棟数、滅失していた家屋棟数をお聞かせください。

３問目に災害対策、災害復旧について質問いたします。

今年の梅雨入りは、鹿児島気象台によると、５月11日、九州南部が梅雨入りしたと見られると発表し、平年や昨年よりも19日早く、昭和31年の５月１日に次ぐ観測史上２番目の早い梅雨入りとなったとしており、梅雨開けは平年の７月15日ごろとしています。

今年の梅雨は長い期間となり、梅雨明け後は台風シーズンとなり、大雨や暴風雨により河川の氾濫や山崩れ、土砂崩れ等の災害が発生しないよう願うところですが、本日は、市木地区における災害対策復旧についてお聞きします。

市木地区では、これまで、大雨や台風のたびに各所で土砂崩れ、山崩れ、河川の護岸浸食などの災害が発生してきております。昨年の７月豪雨による上市木自治公民館前の河崎川護岸浸食災害、野久妻への市道途中の擁壁倒壊災害は復旧が終わり、堂脇地域の住宅に影響する山崩れ現場では、現在、復旧工事が行われており、工事期間は11月までとなっています。

災害箇所は早期に復旧されなければなりませんが、平成28年の台風16号により山崩れが起きた下市木自治公民館前南に位置する城山地区の災害は、発生から今年で５年となります。復旧工事は行われていませんが、これまでの復旧取組状況をお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山　昭）　水産業者、商工業者の持続化給付金の実績につきましてお答えいたします。

まず、水産業でございますが、垂水市漁協、牛根漁協に登録されております組合員が対象事業者であり、５月31日で申請受付を締め切りましたところ、垂水市漁協につきましては、207件中38件の18.4％、牛根漁協につきましては、64件中28件の43.8％の申請となっており、水産業全体では、271件中66件の24.4％となっております。

次に、商工業者でございますが、市内の商工業者が対象事業者であり、商工会員につきましては、285件中133件の46.7％、非商工会員につきましては、221件中82件の37.1％の申請となっており、商工業全体では、506件中215件の42.5％となっております。

なお、昨年度の実績を踏まえて、申請されていない事業者に対しましては、１週間の予備日を設け、関係機関に協力をいただき、電話連絡をするなど周知を図り、最終の６月７日におきましては、水産業全体では71件の26.2％、前年度の実績と比較しますと１件増加しており、商工業全体では235件の46.4％、29件の増加となっているところでございます。

商工業、水産業の申請事業者につきましては、申請書類の確認をしましたところ、給付の要件を満たしており、全ての申請事業者に給付をしたところでございます。

以上でございます。

○税務課長（橘圭一郎）　家屋全棟調査の調査結果についての御質問にお答えいたします。

家屋全棟調査にあっては、市内に所在する家屋等の全棟を調査し、賦課対象の家屋や所在地を把握し、公平・公正な賦課に資することを目

的として実施し、先ほど、議員から説明がありましたとおり、平成７年に実施した家屋現況図調査以来の大規模調査として、令和元年度から２年度までの２か年度計画で実施してまいりました。

調査は専門業者と委託契約を締結し、令和元年９月から２年12月までの計画で、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて、家屋外周の測量や外観からの照合調査を実施いたしております。

なお、契約期間につきましては、想定した未評価家屋が計画数より1,300棟ほど多く存在しましたことから、本年２月まで、期間延長いたしております。

本調査の終了時点において照合された結果でございますが、在来の評価済家屋１万2,085棟、未評価家屋3,938棟、滅失家屋1,463棟、差引合計家屋数１万4,560棟を確認しております。３年度課税に当たって、本調査の未評価家屋については、改めて評価し、滅失家屋の評価を取消し、固定資産税を賦課いたしております。

なお、委託業者との２か年度の合計契約金額は１億362万円となっております。

以上でございます。

○土木課長（東　弘幸）　城山地区のこれまでの取組につきましてお答えいたします。

平成28年台風16号による豪雨で、城山地区の山腹が崩壊し、幸い、人的被害や家屋の被害はなかったものの、崩壊した土砂が畑や宅地に流出したことから、現地調査を行い、大隅地域振興局建設部へ急傾斜事業の要望を行っております。

その後の調査において、崩壊箇所の一部が保安林に指定されておりましたため、平成30年12月に大隅地域振興局河川港湾課内で、河川砂防第１係、森林土木第１係、農林課及び土木課が出席し、保安林内は治山工事、保安林以外は急傾斜地崩壊対策工事で実施する旨、確認されております。

その後、平成31年に予備調査を経て事業認可され、令和２年度に測量及び実施設計が完了しております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、１問目の新型コロナウイルス感染症影響による支援事業について。

ただいま、数字等をお聞かせいただきましたけれども、水産業者が24％、商工業者が全体で42％の給付率というふうにとらえておりますが、これは、この数字は、非常に水産業者の場合は低い数字なんで、これは、申請者数についての、対象者数についての率ということで、ということは、申請率は、対象者は分かっているわけですけれども、水産業者が、この事業を受けて、自分が該当するかどうかというもとに申請がなされたものと思うわけですよね。

その結果がこういうことで、実際の給付対象者は水産業者が24％程度、あるいは、商工業者については42％だったというようなふうなとらえ方でよろしいんでしょうか。

○水産商工観光課長（大山　昭）　今の議員がおっしゃいましたとおりでよろしいと思います。

水産業につきましては、なぜこれだけ、率が少ないかと言われますと、例えば、１本釣り、個人事業者が多いことから、我々として確認したところ、個人事業者につきましては、さほど影響がなかったということで、このような数字になっているものだというふうに考えているところです。

○梅木　勇議員　ありがとうございました。

ということは、予算の中で、全対象者を対象に一律５万円というようなことで、予算が組まれておりましたけど、この率に基づいて支出するとなると、大分、その予算が余るということになるような状態ですよね。そういう状況の中

で、分かりました。

それでは次に、全員協議会資料によると、給付要件として、令和２年12月から令和３年４月のうち、前年、または前々年の同月日で、売上が20％以上減少した月が一月以上あることとなっているが、20％以上の根拠と、対象者への事業案内はどのようにしたのか。また、20％以上の確認はどのようにしたのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長（大山　昭）　持続化給付金の要件である20％の根拠と周知方法につきましてお答えいたします。

昨年度実施の際、国の持続化給付金の給付要件が50％以上減少となっておりましたことから、他市の状況を確認し、給付要件を20％以上減少としたところであり、本年度につきましても、県の事業継続緊急支援金給付事業の給付要件が50％以上減少となっておりましたことから、幅広い事業者を対象とするため、給付金事業を実施している県内の８市へ確認し、７市の要件が20％以上減少であったことから、本市においても、給付要件を20％以上減少としたところでございます。

次に、周知方法につきましては、５月13日に水産業、商工業全ての対象事業者であります777事業者へ申請書を送付し、市のホームページへも掲載するなど、周知をしたところでございます。

申請受付につきましては、垂水市漁協、牛根漁協、商工会としており、申請書類のほか、申告書の写し、もしくは売上台帳などが必要であり、給付要件について審査し、商工会長並びに両漁協の組合長に確認していただき、市へ提出後、再度、書類確認の上、事業者へ給付したところでございます。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。

先ほど、まだ申請がなされていないというような方があるのではないかというようなことでありましたけど、この数字からすると、あと、まだそういう申請をされていないということは分かっているんですか。何名ぐらいかとか。

○水産商工観光課長（大山　昭）　５月31日で締め切った時点で対象となられると、想定されるところには全て御連絡いたしております。そうしたところも給付の要件に満たらないところ、もしくは、給付申請をされるところ、そこの周知をいたしまして、６月７日の時点で、もう締め切っておりますので、漏れはないというふうに、我々は考えているところでございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。ということは、もうこの事業は全て、対象者にも把握されて、この数字で確定をしたというようなふうなことでございますね。はい、ありがとうございます。

次に、ただいまの水産業者、商工業者への支援事業が、さきの５月７日の第２回臨時会に上程されたときに、農業者への支援は考えられなかったのかと質問しましたが、私が聞いた新型コロナの影響状況は、本市の市場では、昨年９月に市場法が改正され、市場も直接販売ができるようになったため、低迷している野菜類の販売をスーパーなどへ販売、営業にも取り組んでいると。また直接、大消費地への市場へ出荷している業者は、豆類の売行きが悪いとの連絡を受けているとのことで、キヌサヤ、エンドウ栽培農家では、２割から３割の下落だとの声も聞かれたところです。

今回、営農継続緊急支援給付金の施策がなされたことは、農業者にも配慮されたもので、継続の源につながるものと思います。

そこで、この事業の内容をお聞かせください。

○農林課長（森　秀和）　営農継続緊急支援給付金につきまして、お答えいたします。

農畜産物における令和２年の税申告が終了し、販売額が確定したこの時宜をとらえ、新型コロ

ナウイルスの影響を受けた農業者を支援する営農継続緊急支援給付金を、垂水市第２回定例会に上程したところでございます。

対象者につきましては、平成30年分または令和元年の分と令和２年の分を比較して、販売金額が20％以上減収した農畜産物の販売金額が50万円以上の販売農家が対象となります。そのほか、市税の滞納がないこと、営農継続する意思があることを要件としております。

なお、対象者への給付額は一律５万円としております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ただいま、事業内容をお聞きしましたけれども、事業対象者は前年の申告額が、平成30年度分または令和元年度分と令和２年度分と比較して、20％以上減少した50万円以上の販売農家で、給付額は一律５万円ということであります。

これは水産業者、商工業者への支援事業と全く同じ事業内容であるようでありますが、昨年の国の持続化給付金事業の支給要件は、2020年１月から12月のいずれかの一月の事業収入が、2019年の平均月収の50％以下であれば支給するとなっているが、この事業についても、減収率20％以上の根拠をお聞かせください。

○農林課長（森　秀和）　それでは、減収率20％の根拠につきましてお答えいたします。

減収率20％の根拠としましては、国や県の新型コロナ対策支援事業や本市の減免規定が減収30％以上であり、それらの事業に該当しない事業者も支援すべきと考えております。また、本市で実施する他産業への支援策と足並みをそろえるため、減収率20％と設定したところでございます。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。

さきの水産業者、商工業者への支援事業と足並みをそろえたということで、理解のできるところであります。

次に、事業の時期、申請受付、支給方法、案内周知についてお聞かせください。

○農林課長（森　秀和）　それでは、事業の時期、周知、申請手続、期間、支給方法等につきましてお答えいたします。

営農継続緊急支援給付金の事業内容及び申請手続につきましては、本議会終了後の６月21日から市のホームページ、市報、農林技術協会だより等で周知し、７月１日より申請受付・相談等を農林課で開始する予定でございます。

申請期間につきましては、８月31日までとし、９月までに給付金を振り込む予定としております。申請には申請書や販売金額を確認するための確定申告などが必要となり、提出されました申請書類等を確認し、給付条件の適否について審査後、申請者へ給付することとなります。

対象者の申請漏れがないよう、周知に努めるとともに、農林課及び農業委員会等で開催する会議にて事業紹介するなど、徹底した周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。

水産業者、商工業者への持続化給付金は対象者が把握されておりますが、営農継続緊急支援のこの事業については、対象者が農畜産業者で、市内全域にわたり、高齢農業者等はパソコンを持っている人は少ないと思われるが、ホームページ、市報など、説明のあった方法で周知が行き渡るかという思いがします。

せっかくの事業ですから、事業を知らなかったということがないよう、案内、周知徹底をお願いしたいと思います。

これまで、低迷する地域景気の活性化、地元消費拡大に資するプレミアム付商品券事業、水産業者・商工業者への持続化給付金事業、営農継続緊急支援給付金事業など、本市独自の支援事業を施策されたこの温かい配慮に、市民や影

響を受けている業種の方々など、市当局の思いは伝わるものと思います。

コロナ終息が見通せない中、これからも影響を受けている方への配慮をお願いいたします。

次に、家屋全棟調査について質問します。

１回目の答弁で、今回の調査で判明した未課税家屋が3,900棟余り、滅失家屋が1,400棟余りということでありますが、未課税家屋を新たに評価した固定資産税額と取消しをする滅失家屋の税額は幾らになるのか。

また、昨年12月の川越議員の質問に対し、会議録では、未評価の賦課漏れ家屋についての御質問にお答えしますとして、家屋全棟調査における未評価家屋の戸数については、3,973棟が判明しており、今後、評価して、課税していくことになります。これらの判明した未評価の家屋については、対象家屋の所有者へ鋭意通知し、詳細を説明した上で、遡及することなく、次年度の令和３年度から課税することとしております。

また、調査の結果、台帳にあって実際には存在しない滅失家屋が1,152棟に上がり、同様に、令和３年度において、賦課取消し処理の予定でございますとなっていますが、滅失家屋の対処について、再度お聞かせください。

○税務課長（橘圭一郎）　家屋全棟調査における新たな課税額と減税額ということで、御質問にお答えいたします。

今回の調査において判明しました未評価家屋と滅失家屋につきましては、新たに評価した未評価家屋の固定資産税が1,781万6,000円の増となり、評価取消しした滅失家屋115万円を減じ、令和３年度において、差引1,666万6,000円の調定増となっております。

また、今、御質問のありました滅失家屋の遡及還付等の取扱いにつきましては、事業実施段階からの検討事項として、課内において協議してまいりましたが、未評価家屋を遡及することなく、次年度において課税していることや、また、滅失家屋の滅失時期を特定することが困難であるということなどを考慮し、さらに、遡及還付していない実例が近年、本事業を実施していた他市町村のほとんどであるということなど、本市においても同様に、遡及還付しないこととして整理したところでございます。

なお、納税義務者から個別に、解体工事等により家屋を滅失したとの申し出があり、解体工事の証明書等で、滅失事由発生日が確認できる場合は、従来どおり、遡及還付することといたしております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　新たな課税についても、滅失についても、遡及はしないというようなことで、また、滅失については、当事者から相談なり請求があれば対応していくというようなことですね。了解しました。

次に、空き家の状況について。

次に、調査では、空き家も含まれての調査でありますが、調査の中で、空き家は別にカウントされていると思いますが、空き家の結果をお聞かせください。

○税務課長（橘圭一郎）　空き家の状況についての御質問にお答えいたします。

本市の空き家の状況調査については、家屋全棟調査と並行して、空き家と廃屋について調査いたしております。

その中で、空き家棟数が1,465棟、廃屋が124棟と確認いたしております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　空き家の正確な状況が判明しているようです。空き家が1,465棟、廃屋が124棟というようなことで、今回のこのデータが、今後、本市の空き家対策に活用され、空き家対策が推進するものと、このデータについては期待をしております。

次に、今回の調査は、平成７年以来、一斉調

査が行われておらず、未評価家屋や滅失家屋が相当数存在しているものと推測され、公平・公正な賦課を行うため、行われたと理解しておりますが、未評価家屋と滅失家屋が確認され、令和３年度から公平・公正な賦課がなされることと、空き家のデータが作成されたことで、今回の調査目的が達成されたと認識しますが、しかしながら一方では、未評価家屋棟数、滅失家屋棟数と税額を聞きますと、年度をさかのぼるごとに、棟数の違いはあろうかと思いますが、大変大きな数字で、この間、公平・公正の賦課が損なわれてきたと言えるのではないかと思っております。

そこで、この調査結果をどのように受け止めているか。今後の家屋調査についてもお聞かせください。

○税務課長（橘圭一郎）　調査結果をどのように受け止めているかとの御質問でございます。

本調査は、市内に所在する家屋の公平・公正な賦課を目的とするもので、令和３年度の固定資産税納税通知書発送後の状況を見ますと、増額となった内容確認のために、所有者の方や納税管理をされている方が、連日のように、税務課窓口に説明を求めに来られております。

そのほとんどが職員からの説明に納得されたのか、そのまま３年度の固定資産税を納付されて帰られている状況であるというふうに安堵しているところでございます。

今回の調査にありましては、これまでの長きにわたる家屋の賦課漏れや滅失漏れの発見につながり、今般の公平・公正な賦課につながっているものと思います。

今、梅木議員のほうで言われたように、これまでの間、その長い期間、公平・公正というのではなかったんだということは、まさしく、そのとおりだというようには感じております。

でも、今後も日々、家屋の移動が毎日のようにあろうかと思いますが、固定資産税評価補助員、これは固定資産税係の職員でございますが、他の税務課職員等により、適宜、実質調査等を実施し、家屋の状況把握と公平・公正な賦課に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。

適宜、あるいは数年ごとに、調査確認ができる方法を確立していただきたいと、こういうふうに思いますが、それで、今の答弁では、課内で、そういうようなふうに適宜、対応をしていきたいというふうなことでありますので、今後、これらの漏れがないように、頑張っていただきたいと思います。

これで、この件についての質問は終わります。

次に、災害対策、災害復旧についてお聞きいたします。

１回目で城山地区のこれまでの復旧状況を聞き、ようやく、徐々に始まったと受け止めたところでございますが、これからの復旧が進んでいくと思いますが、これからの復旧進捗計画をお聞かせください。

○土木課長（東　弘幸）　復旧計画につきましてお答えいたします。

大隅地域振興局から提供されました城山地区急傾斜地崩壊対策事業の計画書では、事業の目的につきまして、シラス層からなる崖高72メートル、傾斜度30度の急斜面で、斜面下部に近接した人家10戸が危険な状態にあることから、ハード対策を行い、人命の保護及び警戒避難体制の確保を図るとなっております。

事業の実施計画年は令和２年度から７年度であり、先ほど答弁いたしましたとおり、昨年度に測量及び実施設計が完了し、本年度より工事に着手するようでございます。

工事の内容につきましては、斜面下部に擁壁工を200メートル施工し、斜面につきましては、現場吹付のり枠工が計画されているようでございます。

以上でございます。

○農林課長（森　秀和）　城山地区の復旧状況につきましてお答えいたします。

城山地区北側の花子地区につきましては、平成28年台風16号で山腹が崩壊したもので、土砂が流出したため、現地調査を行っております。崩壊箇所は、急傾斜特別警戒区域の西側一部か保安林に指定されておりましたので、鹿児島県へ治山事業の要望を行っております。

その後、鹿児島県を中心とした調整・協議が行われ、保安林内は治山工事、保安林以外は急傾斜地崩壊対策工事で実施する旨、確認されております。保安林内は、来年度より林地荒廃防止事業で、測量設計・工事と順次実施していく計画・予定となっております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　ありがとうございます。大変ありがたい答弁をいただいたと思っております。

今年度から、待ちに待った復旧工事が始まるということで、山崩れ区域にある10軒の人家の皆さんに対して、また、地域の安全・安心が確保され、防災・減災が大きく前進し、工事完成の暁には、大雨や台風のたびに繰り返されていた避難の解消につながるものと思われます。これからも順調に計画を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、市木地区では土砂崩れ、山崩れのおそれがある危険箇所の標識が多数あり、これまで、これら危険箇所に対する整備要望書が関係機関に提出されている中市木と下市木３区のごみステーション前の要望箇所と、昨年７月豪雨で起きた元垂水新田神社の北の山崩れの復旧推進状況をお聞きいたします。

○土木課長（東　弘幸）　要望箇所の推進状況につきましてお答えいたします。

中市木の急傾斜地の要望につきましては、地元からの強い要望があり、地区住民の署名を添付し、平成27年２月23日付で要望書を大隅地域振興局建設部長宛て提出しておりますが、その際も、地権者１名が未同意での要望でございました。昨年度に大隅地域振興局より新たな要望箇所の調査がございましたことから、中市木地区も、再度、事業化の要望をしたところでございます。

今後も同意をいただけますよう、引き続き、用地交渉を行ってまいります。

以上でございます。

○農林課長（森　秀和）　市木地区のその他の治山事業の進捗状況につきましてお答えいたします。

まず、中市木永吉地区につきましては、平成22年に２級河川河崎川の対岸が山腹崩壊し、治山事業での整備を鹿児島県に要望を行っておりましたが、用地の承諾が得られず、要望を取下げしております。

しかし、地元からの強い要望がございましたので、再度、調査を行い、令和元年度に再度、要望を行っております。

次に、昨年７月の梅雨前線豪雨で山腹崩壊した北迫地区の治山要望箇所は、保全対象の状況や人家が近いことなどから、昨年、鹿児島県へ要望を行っております。

今後、各要望地区が１年でも早く工事が実施できるよう、鹿児島県へ強く要望していくとともに、迅速な応急対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木　勇議員　はい、ありがとうございます。

昨年７月豪雨では、中市木では、要望箇所の真下にある住宅の山際に、多量ではございませんけれども、土砂が流出してきております。お住まいの方は、非常に不安を抱いておられます。

下市木３区ごみステーション付近の皆さんも、大雨や台風のたびに、必ず避難されており、元垂水の神社北の山崩れ現場の隣の家庭は、子育てで幼児がいるため、市の指定避難所には行き

づらいとして、近くの宿泊施設を利用したと聞いております。

このような状況を早く解消していただくよう強くお願いして終わります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男）　本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川越信男）　次は、明日午前９時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散　　会

○議長（川越信男）　本日は、これにて散会します。

午後４時49分散会

令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

会　　議　　録

第 3 日　令和 3 年 6 月 1 1 日

本会議第３号（６月１１日）（金曜）

出席議員　１４名

１番	新原　勇	８番	感王寺　耕造
２番	森　武一	９番	持留　良一
３番	前田　隆	１０番	北方　貞明
４番	池田　みすず	１１番	池山　節夫
５番	梅木　勇	１２番	徳留　邦治
６番	堀内　貴志	１３番	篠原　靜則
７番	川越　信男	１４番	川畑　三郎

欠席議員　０名

地方自治法第１２１条による出席者

市長	尾脇　雅弥	生活環境課長	紺屋　昭男
副市長	益山　純徳	農林課長	森　秀和
総務課長	和泉　洋一	併任	
企画政策課長	二川　隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田　昌幸	事務局長	
財政課長	濵　久志	土木課長	東　弘幸
税務課長	橘　圭一郎	水道課長	森永　公洋
市民課長	松尾　智信	会計課長	港　耕作
併任		監査事務局長	福島　哲朗
選挙管理		消防長	後迫　浩一郎
委員会		教育長	坂元　裕人
事務局長		教育総務課長	野村　宏治
保健課長	草野　浩一	学校教育課長	今井　誠
福祉課長	篠原　彰治	社会教育課長	米田　昭嗣
水産商工	大山　昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園　雅司	書記	瀬脇　恵寿
		書記	末松　博昭

令和３年６月11日午前９時30分開議

△開　　議

○議長（川越信男）　おはようございます。暑い方は上着不着用で構いませんので、対応方お願いいたします。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

［北方貞明議員登壇］

○北方貞明議員　皆さん、おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

新庁舎について。４月６日の南日本新聞の社会面に、垂水市は新庁舎海沿い除外、市民団体と初面会にて明言されたという報道がありました。これは皆様方も報道で御存じのことと思っております。私は、３月議会の一般質問で、外部検討委員からの意見書では、新庁舎の建設は、場所は、現市役所と市民館、旧フェリー駐車場と、これ以外の場所で検討すべきと意見書が提出されたが、新たな新庁舎計画でも旧フェリー駐車場は建設候補になるのかと質問いたしました。

その答弁は、住民投票の結果を踏まえて白紙化とし、旧フェリー駐車場の可能性は低いと認識していると答弁でありました。一般質問から約１か月余りで海沿いの旧フェリー駐車場を除外したと明言されたが、経緯と真意のほどをお伺いいたします。

道の駅はまびらについて。令和２年３月議会の一般質問で、道の駅はまびらで購入したバス、バス運行について質問いたしました。質問の内容は、年間で運行は何回なされたかと質問いたしました。その質問に対し、答弁では、年間11回運行で利用者の申込みが少ない、来年度はよい報告ができるように体制づくりを協議していくと答弁がありましたが、協議をしてきた結果、どのように改善されたかお伺いいたします。

ごみステーションについて。本市では、ごみ出しは集落ごとの提出場所に、決まった日に、生ごみ、燃やせないごみ、燃やせるごみを出すようになっております。しかしながら高齢化が進む中、ごみ分別やごみ出しに苦慮されているお年寄りが多いことも事実です。特に、この梅雨時期等は、ごみ出し指定日に雨が多く、また風も強い日もあります。ごみステーションが遠いため、ごみ出し日に出せない方もいると聞いております。そして梅雨月でもありますので、衛生面でも問題があると思っております。

このようなことを考えますと、ごみステーションの増設も必要だと思っておりますが、どうなのか。また、隣接する集落のほうが、ごみステーションが近い方もおられます。このような方には集落を超えてのごみ出しはできないか、お伺いいたします。

これで１回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）　北方議員の御質問にお答えいたします。海沿い案はないとの新聞報道の真意についてということでお答えしたいと思います。

昨日、堀内議員の御質問でもお答えしたとおりであります。私としては、昨年８月９日に行われた住民投票の結果と、その後の３月12日に提出された外部検討委員会の提言を踏

まえ、Ｃ案はないと判断したところでございます。３月議会一般質問の段階において、外部検討委員会の提言は出ておらず、私としては可能性低いという趣旨の答弁を申し上げたところでありますけれども、その後、３月12日に最終の提言書を頂き、Ｃ案はないと決断をしたところでございます。

この３月12日の提言書には、１番目に、現庁舎への対応について、新庁舎建設計画が白紙となった今、市民や職員の安全を確保するために現庁舎の耐震診断を行い、その結果を受けた対策を早急に行うべきであると記されています。

なお、耐震診断の結果を受けた対応については、新庁舎建設までの暫定的な耐震補強と小規模な改修とするか、地球環境の保全も鑑みた大規模なリノベーションを実施し、長寿命化を図るか、その方向性について十分検討を行う必要があると明記されています。

また、２番目に、候補地の調査検討について、候補地の選定は、市民の利便性、安全性、経済性などを総合的に判断しなければならないと考えるが、そのためには新たな庁舎に必要とされる機能や規模の設定、特に、行政デジタル化に伴う市民サービスや防災対応の将来像を十分に把握した上で設定すべきであるとされておりますことから、この提言を踏まえた対応が必要であると考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山　昭）　令和２年度のバス運行回数につきましてお答えいたします。

運行回数につきましては、地区の敬老会関係10回、学校関係４回、道の駅テナント関係７回、マリン施設関係２回、合計で23回の利用となっており、コロナ禍の中ではございますが、昨年度の11回より増加している状況でございます。

また、令和３年度の４月、５月につきましては、時期的なこともございますが、地区の敬老会関係で２回利用されているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男）　ごみステーションの増設は考えられないかにつきましてお答えいたします。

本市のごみステーションは183か所設置されており、各振興会に最低１か所は設置され、国道横断による交通事故等のおそれがあったり、住民が多く、ごみの量が１か所では対応できなかったりするなど、ごみ出しに支障を来している振興会につきましては、その分、増設はしているところでございます。

議員御承知のとおり、お住まいの振興会のごみステーションまで持ち出せない高齢者がいらっしゃり、ごみステーション増設の要望等はお聞きしております。高齢者などでごみ出しに支障を来している方がいる振興会では、隣接する振興会のごみステーションが近い場合は隣接振興会のごみステーションに出させていただくなど、振興会同士でそのような協定を結んでいるところもございます。

ごみステーション増設等の相談があった場合には、しっかりとお話をお聞きし、現在のごみステーションの場所の移転で対応できないのか、また、先ほど申し上げましたように、隣接する振興会が近い場合には近いごみステーションへのごみ出しはできないのかなど、地域の皆様と一緒に様々な方法について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

それでは、新庁舎のほうからですけども、市長、そうしたら３月12日、外部委員会の最後の提出ですかね、そういうのがあって決め

たということで、３月の場合は、まだそれが不確定だったから、私に対して可能性が低いというような答弁だったと思います。

私は、この可能性が低いというところで、ちょっと引っかかったんですよ。可能性が低いということは、100％ゼロではないということだったから、ある程度は、まだＣ案が含まれているなというふうに僕は解釈していたわけです。今度、外部委員会からこういうような意見書が出て、100％あの場所は今後もないというふうに認識してよろしいですか。

○市長（尾脇雅弥）　正確に聞いていただければ御理解いただけることだと思いますが、前回の御質問のときには、先ほど申し上げたように、外部検討委員会としての正式なものは出ていなかったわけですね。我々は、決定するプロセスの中で、二元代表制の中でいろんなことを決めていくわけですけれども、私の専門的なアドバイス機関として、外部検討委員会の皆さんの結論がまだ出ておりませんでしたので、その後、先ほど申し上げたように、しっかりと提言が出ましたので、最終判断としてＣ案はないということを申し上げたところでございます。

○北方貞明議員　それは分かりました。そしたら、Ｃ案は今後ともないというふうに認識して、次の質問に入らせていただきます。

それでは、でしたらですよ、新聞報道がなされました。それで今も、最近も、この問題を私に対して、その庁舎問題はどうなっているのと聞かれる市民の方々もおられます。それで私は、４月６日に南日本新聞で、こういうような報道がなされたけど新聞は見られませんでしたかと言ったら、新聞もとっていないと、そういう方々は、この報道も知らないわけです。

そういう中で、やはり今でも皆さん、それを気にされている人、おられます。そして、報道があった時点でですよ、私は市民に市長が知らせるのではないかなと思ったんです。４月号には間に合わないけども、５月号、６月号の広報誌で知らせるべきではなかったかと思うんですよね。

ということは、市長のメッセージとか市長のコラムですか、あそこでよくいろんな話題、問題点を市長の言葉で出されておられます。そういうことがされている中で、この報道が、市長がされていないのがあるもんですから、何でこのようなことをいち早く市民に知らせないか。ということは、市報は全世帯に配布されます。誰の目にも触れるわけですから。だから、そういうふうにコラムとかメッセージで何で発信されなかったのか。

それで、今度、今日はこういうふうに私も一般質問でしておりますけども、７月号で、このことで、やっぱり触れるべきじゃないかと思うんですよね。やはり市民に、この件はお知らせしたほうがいいと思っておりますが、市長の考えはどうなんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥）　今、南日本新聞の話がありましたけれども、私のほうでは、新聞に掲載をしてくれと言ったわけではございませんし、新聞もいろんな考え方、立ち位置があります。行数も限られていますから、必ずしも100％そのとおりに書いていただけるかというのは、またいろんな視点があろうかと思います。

今御指摘いただいた、広報誌を通じて市民に伝えるべきではないかということでございますが、私としては、二元代表制の一翼を担う議会の場で説明する必要があると考えておりました。今回、北方議員、堀内議員から御質問がありましたことから、答弁という形で、昨日、本日、そのようなことをお伝えさせていただいたところでございます。そのことを踏まえて、市民の皆様方には、今後速やかに、

広報誌とかホームページを活用してお知らせしたいと考えているところでございます。

○北方貞明議員　そのほうが、市民の方々も、全ての方々の目に触れられるだろうと思いますけど、本当にいいことと思いますので、どうかその広報誌などで市民のほうにお知らせしていただくようによろしくお願いいたします。

そういう中でですよ、今度は50万の補正が出たわけなんですけども、この中では、補正の理由は、外部委員会で必要な検討資料や新たな条件整備を取りまとめ、現調査地と市民館用敷地に対するプランの実現性の検討に必要な基本調査を実施するためとなっております。だから、これはもうあくまでも２つを対象にして、いろいろ外部委員会で検討されると思いますけれども、50万でどれだけの資料が揃うか私も分かりませんけど、いい資料ができることを期待しているところです。

それでですよ、まあ参考までに言わせていただきますけども、昨日もちょっと同僚議員が触れられておりましたと思いますけども、考える会が、４階建ての、敷地はどこでしたかね、そういうことで、総事業費が二十四、五億のあれが出ておったと思うんですよね。それが確かに安いのは別としまして、参考に、今後検討していただきたいのは、鹿屋女子高が新築されましたよね。それで、これ、鹿児島県の建設新聞なんですけども、新校舎が、今ちょっと読ましていただきますと、４階建てで6,194平米で多目的ホールなどが整備されて改修工事を行った。それで、その事業費が約25億円だったと、こういう記事もあります。だから、広報なんかは多少違うと思いますけども、こういう金額でも鹿屋女子高は既に垂水のあの建設、床面積の広いスペースで、こういう、総事業費ができるということも、あるいは参考にしていただいて、今後取り組んでいただければなと思っております。そういうことで、よろしくお願いいたします。

それでですよ、次に入ります。外部検討委員会についてですけど、２か月ごとに委員会を予定しているということでしたけども。そして、この任期が２年です。それで外部委員会の最終の意見書提出をどれぐらいにめどをもって、この外部検討委員会にお願いされるのか、その辺をちょっと教えてください。

○企画政策課長（二川隆志）　おはようございます。外部検討委員会の意見書についてですけれども、外部検討委員会である垂水市庁舎等のあり方検討委員会の設置要綱第１条では、垂水市庁舎等は老朽化による防災上の問題及び市民サービスに支障を来している機能面の問題が喫緊の課題となっていることから、今後の庁舎等のあり方について市民目線による多様な意見を反映し、専門的、総合的に検討を行うとあります。

また、第３条に、所掌事項でございますが、この中で、委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を市長に報告し、または必要に応じて提言を行うとあります。北方議員も御理解いただいていると思いますが、現在、現庁舎及び消防庁舎の耐震診断を実施しており、その結果を踏まえた対応を検討していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

このため、外部検討委員会に対しましては、まずは耐震診断の結果に対する対応について、その審議結果を御報告いただきたいと考えております。その後、市庁舎等の今後の在り方に関する様々な課題や、市庁舎等の基本的方針に関する事項等について御審議いただくことになりますことから、現時点において、最終的な意見書等の提出時期については未定であります。

以上でございます。

○北方貞明議員　大体分かりました。まあ、それは２年以内で提出がなければ、また再延長ということもあり得るということですね、それだけ確認して。

○企画政策課長（二川隆志）　反問ですが、確認させていただきたいんですけど。再延長というのは、委員の任期が再延長ということでよろしいんでしょうか。

○北方貞明議員　はい。

○企画政策課長（二川隆志）　当初設定しているのは２年でございますので、改めて、また、そういった審議の関係、そういったところがございましたら、さらに２年延長した形で、また公募、そして応募をかけることになると思います。

以上でございます。

○北方貞明議員　それでは、新庁舎の問題については、これで終わります。よろしくお願いします。

はまびらのことについて伺いますけれども、元年度は11回、今度は23回だったかな、たしか、全部で。その中に老人会、そしてまあそういうふうになっていたと思うんですけども。これでですよ、胸を張って11回から23回まで増えたんだからと、いい結果が出たとお思いなんでしょうか。私は、とてもとても１年365日ある中で、そして年間54週ですかね。（「コロナ禍ですからね」の声あり）コロナであっても、それは黙っていてください。これは感想ですからね、そういうふうにして聞きますから。それでですね、あまりにも少ないと私は思っておるんですよね。この数字では、本当に改善されたというふうに私は思っておりません。

それでですよ、お伺いいたしますけれども、当初のこのバス購入に対しての目的、そして運行計画、購入するに当たれば、月何回、年何回というような、購入をするにはそれなりの計算が立つと思う、立って購入をされると思います。

そういう中でですよ、私たちは最初説明を受けたときは、３つの駅、両道の駅、森の駅を、これを招待するんだと。そして、鹿児島から来るお客さんをフェリーから迎えて周回するんだというふうな説明も受けました。そういう中で、鹿児島からのお客さんを周回したのは何回あるか。よろしくお願いします。

○水産商工観光課長（大山　昭）　まず、当初の目的につきましてを御説明させていただきたいと思います。

バス購入につきましては、平成30年度第４回定例会の総務文教委員会におきまして御説明してありますとおり、本市における地方創生を実現するため、本市への交流人口の拡大による地域活性化を図ることや、市内の老人クラブといった地域団体の利用促進、また、他駅との相互連携を図ることが目的とされております。

また、道の駅たるみずはまびらの運行の目的につきましては、大きく３つございまして、まず施設利用促進、本体施設１階レストランへの団体利用による送迎、市内地域団体の利用促進、マルシェの販売促進、施設全体の集客率向上につなげることであり、次に３つの拠点の周遊性を高め、相互連携をすべきこと、さらに観光ニーズとしまして、本市の魅力ある観光を十分に生かすため利便性を向上することとなっております。

先ほど言われました周遊につきましては、一般質問に周遊といいますと、３つの拠点を回るものだと思われますが、現在のところ実施されていない状況でございます。そのことも含めて、道の駅・森の駅連絡協議会において、施設の利用促進などを含め、現在協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員　最初の目的の、観光目的のですよ、周遊して回るということは実施されていないという答えだったですよね。全然この目的に達していないわけですよね。その辺をどんなふうに皆さん思われているのか。11回から23回まで、回数は若干改善されたと思いますけども、これでも程遠い数字と思うんですよね。それで周回もしていない。全然目的に達していないと思うんですけどね、その辺の反省の点は何かありますか。

○水産商工観光課長（大山　昭）　バス運行につきましては、当初も現在も運行回数を増加することが目的ではないと考えております。それは３つの拠点の周遊性を高め、相互連携をすることにより、３駅の売上増加並びに交流人口増加につなげるものであると考えているからでございます。

また、単に運行回数目標を立てて目標回数達成のために取り組むものではなく、交流人口増加による地域の活性化、地域団体の利用促進、３駅との相互連携を図ることが目的であり、その目的を達成すれば自然的にバスの回数は増えるものではないかというふうに考えているところでございます。

○北方貞明議員　今、回数を目的にした運行じゃないと言いました。そして、交流人口が目的とも言われました。交流人口は増えていると思いますか、これで。交流人口、交流人口言われるんだったら。１回も回ってなくてよく交流人口を達成されておりますね。私が思うには、今、車社会ですよ、この３点も、ただ行かれる方はマイカーで回られると思うんですよね。だから、もうこの辺でですよ、議会も方向転換というか、考えを改めるべきじゃないかと思うんですよね。

このバス購入は、ふるさと応援基金から買われたと思うんですよ。ふるさと納税をされた方、このような状態をもって、ああ、私たちが垂水のために寄附した甲斐があったなと思われるでしょうか。私は、この辺の皆さん方の考えがどうも理解できないんですよ。もうここまで来たらですよ、これを何か利用する方法はないんでしょうか。

○水産商工観光課長（大山　昭）　先ほども申し上げましたとおり、現在、道の駅・森の駅連絡協議会におきまして協議を進めているところでございます。

まず、森の駅たるみず、道の駅たるみずが、新たな指定管理者となられたことから、３駅の周遊性については必要性があると認識しているところでございます。

また、足湯と桜島のこの景観、スポーツ合宿など、それぞれの特徴を生かして、交流人口増加に努めているところであり、各駅の売上増加につながるためには、やはりバスの必要性が出てくるのではないかというふうに考えており、今、その利活用につきまして、３つ、先ほども目的というのは申しました。１つの目的だけに固定観念をするわけじゃなく、やはりほかの２つ、それも併せた中でバスの運行に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○北方貞明議員　今、３つの駅長さんたちが協議をされると思いますけども、何遍も言うようですけども、満足した結果は得られていないと私は思っています。

だから、今さっきも言いましたように、ふるさと応援基金から購入したわけですから、もっと有効に使うためにですよ、これを公用車として引き取って、あらゆる機会に使えるような方策はできないものか、市長か副市長、お願いします。

○副市長（益山純徳）　今、北方議員から御質問あった、他の目的でこのバスを使用できないかということについて御答弁申し上げます。

現在、バスの目的であります施設の利用促進、３つの拠点の周遊性・観光ニーズについて、主管課の水産商工観光課を中心に、道の駅たるみずはまびら、道の駅たるみず並びに森の駅たるみずの新たな指定管理者と協議を進めるなどバスの運行回数の増加に向けて取り組んでいるところでございますので、この取組の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥）　全体的なことで申し上げます。

私の垂水市のまちづくりの政策の経済政策として、６次産業化・観光振興というのがあるのは御承知のとおりですよね。定住人口が減っていく中で、交流人口、あるいは関係人口を増やして、できるだけパイを増やして、そのことを街の経済、あるいは、その財源を医療や介護や福祉に充当していきたいと。

どうしても縦長の垂水でありますから、北の拠点として、道の駅たるみずを整備をさせていただきました。そして、猿ケ城森の駅があって、道の駅たるみずはまびらがあると。これをどうやって連携していくかという考えの下でスタートしたわけです。

道の駅たるみずはまびらに関しましては、県内22番目、垂水市で２個目の道の駅として、ある意味、短期的に集中的に形を表して、いろんな御意見はあると思いますけれども、テレビ新聞等でも取り上げられて、県内の中心的な道の駅に成長しつつあるということであります。多くの皆さんが来ておられますから、そこの活用の中で、バスをどうするかというのは大事な視点であります。

前回御指摘がありました年間11回程度と、少ないのではないかと、先ほど担当課長が答弁しましたように、23回でしたかね、そういった形で増えてはいる。また今後の方向性として、３つそれぞれ道の駅、牛根のほうも、猿ケ城のほうも指定管理者が代わりましたから、駅長同士が連携をする形で、どういう連携の在り方ができるのかということで進めているわけでありますけれども、一番大きいのは新型コロナの状況でございます。これ、間違いのないことであります。

本来であれば、東京オリンピック、あるいは鹿児島国体等々をにらんで、いろんな連携を進めていくということでありますけれども、それがかなわない状況がありますから、この中で環境整備、いろんな連携をしているというのが現状であって、昨年から今年、この１年間で、今、申し上げたようなそういう取組をしているわけですけれども、その状況、新型コロナの背景を踏まえて、これだといけないみたいな話ではないだろうと思いますので、アフターコロナをにらみながら、基本的なまちづくりの戦略は変わらないわけですから、まだ今お伝えできませんけれども、ジオパークも含めて、いろんな新しい展開、希望の持てる展開の芽が出ておりますので、これをしっかりと萌芽をした形で、この中にバスの活用というのも当然出てくるだろうというふうに考えております。

○北方貞明議員　今、市長が、当初の３つの連携、最初の目的の、それを充実するというようなことを今述べられましたけども、まさに、この３つの連携をそういうふうにできたらいいですよ。また、そうできるように、また皆様が努力されると思いますけれども。

まあこの２年間の間を見ますと、とてもじゃないんですけどもね、このバスの活用は余りにも寂しいんじゃないかと思っております。だから、こういう質問をするわけですけども。次年度は、今年度か、今年度は、また１年したら新型コロナが落ち着くかもしれませんから、いい返事ができるように、令和元年のと

きもいい返事ができるようにと言って、今回、回数で言えば23回に増えているわけですから、もっともっとこれをいいほうに活用していただけるように、皆さん努力していただきたいと思っております。それでは、この質問を終わります。

ごみステーションですけども、課長、よろしくお願いしますね。増設は可能、隣接にも両集落で協議してすればいいというふうに前向きな答弁と解釈しておきます。

それで、私は以前、この問題を同じようなことを聞いたことがあるんですよ、担当部署で。ごみステーションを増設できないかと私は以前聞いたとき、先ほども言われたように国道があったりして交通の危険もあるから、増設はちょっとできないんだと、危険が伴うからと、そういうことも聞きました。

そしてですね、そのときですけども、経費削減のために減らす方向だと、その当時は聞きました。今もその経費節減の方向で、こういうような考え方はあるのか。私は、先ほどの答弁以外ないと思っているんですけども、もしこのごみ地点を１か所増設した場合、経費としてどれぐらいかかるものか、１か所ステーションをつくったからといって。つくるのは各集落がつくるわけですけど、場所を指定するだけで。どれだけ、年間でいいですから経費がかかるものか、教えてください。

○生活環境課長（紺屋昭男）　ごみステーションの増設に伴う費用はどの程度かかるのかにつきましてお答いたします。

令和２年度のごみの収集に係る委託料は、可燃ごみと生ごみ収集委託につきましては、2,380万8,000円で、不燃ごみと資源物収集委託につきましては2,200万8,000円、合計4,581万6,000円でございました。

ごみステーションの増設に当たっては、単に、昨年度の委託料を現在設置している183か所で割った場合、１か所当たり年間25万円となりますが、増設する収集の場所や距離、収集量などが変わってくることから、一概にその分だけの委託料の増額とは言えないところでございます。

ごみステーションの管理等につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、振興会の皆様にお願いしており、ごみステーションの増設に当たって、増設する場所の土地の借地料や管理についても振興会の皆様で行っていただくことになるところでございます。

高齢者や障害者などごみ出しの困難な世帯の支援につきましては、その対象者や収集方法、費用など様々な課題を解決する必要があり、現在、関係課を含め、どのような支援が可能かにつきまして協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員　減らす方向で経費節減をする方向じゃないということで、いいですね、そう思っていて。

○生活環境課長（紺屋昭男）　１回目の答弁でも申し上げましたように、地域の皆様と一緒に、様々な方法について考えていきたいと考えております。

○北方貞明議員　ちょっと分かりにくいんですね。地域の人たちと考えてと。だからですよ、僕が聞いたのは、地域じゃなくて、役所に聞きたいわけですよ。ステーションを節減する方向じゃないとか、あるとか、それを聞きたい。だから、増やしても構わないのだとか、そういうふうな聞き方をしたかったんですけども。だから、その辺をちょっと、要領よく教えてください。俺が分からんのかな。

○生活環境課長（紺屋昭男）　増設につきましても、今現在、いろいろと地域のほうからも御意見等を頂いております。増設を含めて考えていきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員　そしたら、前向きにその辺は検討してください。

先ほど、約4,500万ぐらいか、そしてまた、１か所に大体平均にしたら25万ほどかかるって。これはもう漠然として私も理解できないんですけども。まあそこまではかからないような気がするんですけど、１か所増やしたぐらいで。おたくらが計算で、そういうふうな単純計算をされることは、それはそれとしておきます。

私は、せんだって、ある集落のこの問題に触れて、ごみステーションから一番外れのおうちまで歩いてみたんです。ちょうど雨が降っておりました。雨の日に来たほうがいいと思って、雨の日を選んでステーションから歩いていったわけなんですけども。９分かかりました。傘をさして９分。ということは、掛ける２の18分、往復したらかかるわけなんですけども。お年寄りが雨の日に、僕は荷物は傘だけでしたけど、傘をさしてごみを持って、本当にこの９分というのは短いでしょうか。私にしても、歩いただけでも、これはちょっと大変だな、ごみを持って、とてもじゃないけども、この距離は長いと思います。だから、こういうような質問をしているわけです。

そういう中で、こういう方々のためにですよ、増設もなんですけども、このお年寄りじゃなくて体の不自由な方もおられるわけですから、そういう方々に対して、もうちょっと出しやすい方法とかそういうのは検討されておるのか、もっとこうしたら市民の方々が楽だよね、便利だよねというような方策、よく市長が言われる、「住んでよかった垂水」ということを唱えておられます。そういう市民の目先のこと、そして皆さん方が市民の目線に立って、やはりそういうことを勉強していただいて、役所は営利企業団体じゃありません。市民にサービスを提供するところが役所です。そのようなことを考えますと、やはり、体の不自由な方だとか、またお年寄りに、そういう「住んでよかった」と思われるようなステーションづくりとか、そういうのは考えておられるのか、ごみ出し方法を考えているか、ちょっとその辺を聞かせてください。

○副市長（益山純徳）　今、北方議員から障害者とか弱者に対するごみ出しのステーションの考え方についてということで御質問がありました。先ほどのちょっと生活環境課の課長の答弁、一部重なるところもございますが、そういう高齢者とか障害者、ごみ出しが困難な世帯への支援につきましては、生活環境課だけではなくて、今まさに関係課を含めて、私も入りまして、どのような支援が可能かについて検討を行っているところでございます。

以上です。

○北方貞明議員　今ですね、本当、私は今、こういうような答弁が欲しいんですよね。やっぱり市民サービスを先ほども言ったように、役所はモットーとしてするわけですから、ぜひこれは前向きに早急に検討していただきたいと思います。

最後になりますけど、集落によっては、ごみステーションですよ、市の用地をお借りして、そこにステーションをつくっている集落も何件もあります。それで大変、私のところも２か所つくっているわけであります。大変ありがたく思っております。

そういうことでですよ、そういうところはいいんですけども、中には、これは以前の話だから今度は改善されているかもしれませんけれども、市の用地を借りにいったら断られたと、両集落の方から聞いたことがある。これは再度、私はアタックしなさいと言ったわけですけど、今そういうことないはずですからと。まあその人は今後、どういう動きをされるか知りませんけども。

市の用地は借りたら、ただですよね。それで、借りる。中には、民地を借りて集落で支払いをされておるところもあるわけですよ。この間、その話を聞いたときには、２万払っているとか言われる方が。今、それで集落で言う、じゃあ、その２万はものすごく大きいということは、その奥さんが言うには、集落人口は、だんだん減っていく、そして、固定、支払わすのはもう決まっていると。収入が減っているものだから、とてもじゃないよと。それ重い負担になると。そういうところにですよ、市のほうから助成というか補助はできないものでしょうか。

○生活環境課長（紺屋昭男）　ただいま北方議員からありましたように、公共用地等につきましては、減免をされたり無償等で借地している場所、ステーションもございます。また、民有地につきましては、おっしゃったように借地料を払うところもあれば、除草作業等を行うことで空き地を無償で借りている振興会等もございます。そういったそれぞれの振興会によって、借地料を払っているところ、払っていないところの不公平感はありますちゅうところは、しっかりと受け止めておりますので、そういったごみステーションの補助金等につきましては、また関係課と協議をしながら、どのような対応ができるかを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員　前向きな答弁と理解します。関係機関と言われましたので、恐らく金にまつわれば財政課のほうに振ってこられると思いますので、財政課長、その辺をよく検討していただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

まずは、そしたら参考までに、ちょっとしゃべらせてください。私は、先ほど、せんだって、振興会の各振興会の年会費が幾らかというふうに聞いてきたんですけど。そしたらですね、垂水の全世帯のうち、１万円以上の集落会費がかなり多いいんですよね。私のはちなみに、月500円の6,000円が年会費なんですけども、１万円を超している方がですね、調べてみたら、52集落、１万円以上の負担があるわけですよ。その中では１万8,200円というのもあるんですよね。これが一番大きいわけですけども、１万円からここまで、こういう集落もあるということで、先ほど言いましたように、何か負担は、補助はできないのかお聞きしまして、もうこれはもう答弁は要りません。前向きに考えていただければ、それで結構ですから、これで一般質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志）　すいません。先ほど外部検討委員会の任期２年というところで申し上げたところで、私のその後の言葉によっては、任期２年において、また全て入れ替えてするというような誤解を受けかねませんので訂正させていただきます。

まず、現在、新たな外部検討委員会の方々は、これから様々な議論を重ねていただくという形になると思いますけど、少なからず、この２年間の間で結論が出ない場合、外部検討委員会を引き続き開催させていただく必要がございますので、公募委員の公募を再度行うかどうかを含めて、その時点において検討させていただくことになると思っております。

以上でございます。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩いたします。

次は、10時35分から再開します。

午前10時22分休憩

午前10時35分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番、持留良一議員の質問を許可します。

［持留良一議員登壇］

○持留良一議員　質問に入る前に訴えておきたいと思います。大規模に人が移動すれば感染拡大につながり、そして、あの５月の大型連休、北海道や沖縄など感染拡大を招いたような、国民が何度も経験したことがまた起きるんでしょうか。「開催すれば今よりも感染リスクが高くなるのはどう考えても普通。開催するというリスクを最小限にすることが必要だ、それはゼロにはできない」尾身氏の指摘であります。専門家からの、私は、意見は大変重たいものがあるというふうに思います。

コロナ禍の下で五輪の開催に固執するこの今の日本の政治の動きは、私は、感染リスクから五輪関連企画の中止を決断した地方自治体も生まれている中、五輪中止を決断し、あらゆる力を新型コロナ対策に集中することを政府に求めたいと思います。

早速、質問に入っていきます。今回は、４つの点から市政運営を問います。

最初は、新型コロナ感染症対策についてです。感染拡大の第４波は東京・大阪だけでなく全国に広がり、重症者も増え続けています。また、感染力が強い、リスクも大きい変異株の広がり、医療崩壊、医療危機と、その下で入院も治療も受けれない患者の急増、長引く新型コロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機が深刻になってきています。

改めて提案したいのは、新型コロナ封じ込めを戦略目的に据え、ワクチンの安全性、迅速な接種、検査の充実・拡充、生活支援で対策を強化することではないでしょうか。

そこで質問を行います。

最初は、新型コロナ封じ込めの対策の戦略的対策はあるのか。検査を広げれば、費用対効果や医療崩壊を招くとの理由で社会的検査は消極的態度でしたが、今もその考えに変わりはないのか伺います。

２点目は、社会的検査の拡充と無症状者に焦点を当てた検査で感染を封じ込める対策を強く求めます。

政府は、３月５日、新型コロナ対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに再度の感染の拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いＰＣＲ検査を実施すると新たな方針を提案いたしました。

これを踏まえて、一つは、高齢者施設など頻回・定期的な社会的検査の実施、二つ目は、都道府県では、高齢者施設等の集中実施計画が作成されていますが、鹿児島県の計画はどうなっているのか。三つ目は、ＰＣＲ検査等への補助の拡充で、安心に検査できる環境をつくることが求められていますが、見解を伺います。

次に、災害問題、コロナ時代の災害避難と、そして、社会的な問題になっている生理の貧困問題について問います。

最初は、避難所や避難生活でのジェンダーの視点に立った取組は極めて重要な課題です。昨年５月、政府は、災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～を発表しました。

今年５月には、「災害対策対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムの手引書も公表しました。これらは、避難所での女性の生活がいかに困難であったのかを示すものとなっています。社会の遅れた現状が、避難所生活に反映されたものといえます。

そこで、本市の現状がどうなっているか伺います。

２点目は、どうする高齢者、障害者の要避難者支援計画、いわゆる災害弱者避難計画の問題について伺います。

この取組での基本は、誰もが取り残されないための避難体制づくりと考えます。本市でも、関係者の努力で前進が図られ、同意者全員の作成はできていますが、それ以外は不十分なままです。そこで、個別支援計画の策定は進んできたのか。また、課題等についてどう対処されてきたか、今後、どのように取り組んでいくのか伺います。

３番目は、生理の貧困問題について支援を求める問題です。

政府は、新型コロナ感染拡大で顕在化した生理の貧困への支援を盛り込んだ女性活躍・男女共同参画への重点方針2021の原案を承諾いたしました。また、財政的支援や相談活動、生理用品の提供が進むよう、文科省と厚労省、内閣府が連携していくことも方針化しました。

さらに、生理用品を買えない女性や子供たちへの健康への調査に着手することも明らかにしました。本市の男女共同参画基本計画にも、生涯を通じての健康支援と明文化されています。

そこで、女性への貧困対策事業や保健政策としての取組が求められていると考えますが、見解を伺います。また、行政の責任で取り組むことで、健康、尊厳、健康支援を行政が支えることになると考えますが、見解を求めます。

次は、全ての子供たちの権利、個人の尊厳を大切にする教育の更なる充実をという観点で三つの角度から問います。

子供の権利を考えるときに、子供たちが１日の大半の生活を過ごす学校で、子供の権利や子供の意見が尊重されることが重要です。自由に意見を出し合い、違いを認め合い、自分も相手も尊重し、そして、権利を主張されるような空間でこそ、子供たちが権利の主体者として育っていくことができます。

そこでお聞きをします。

１番目は、性的少数者（ＬＧＢＴ）の県からの依頼文書を受けて、改善と課題及び今後の取組の視点をどのように考え、実行されるか伺います。

多様性と個人の尊厳を大事にし、これまでも取組をされていると考えますが、さらに具体的に検討していく課題があると思いますが、見解を伺います。

２番目に、学校の在り方、基本的人権「子供の権利」の視点から見てみたいと思います。

一つは、校則問題を今日、どう考え、どのように取り組んでおられるのか。必要性と視点についてどのようにお考えなのか伺います。その取組を考える上での視点は、学校を一方的に批判するのではなく、校則問題はみんなで考え合い、いい解決方向を見つけていこうというものと考えますが、見解を求めます。

子供の権利を主張する取組の必要性について伺います。

子供の権利を主体として位置づけている法制は基本的にありません。自治体では、子供の権利条例があり、意見表明の保障はされていますが、どのような認識でしょうか伺います。

３番目に、生理の貧困問題への考え方と対応について伺います。

世界各国で生理用品を買うことができない、使用できないなど生理の貧困が問題になっています。日本でも、子供たちをめぐる環境でも、生活困窮で購入できない、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供もいると指摘もあります。

そこで、以下の点について見解を問います。

一つは、性教育としての視点や健康、尊厳、教育機会の保障、経済的貧困をどう捉えているのか、対策の必要性について見解を伺います。

また、２番目は、国は子供の貧困対策とし

て、施策は国の財政的支援はどうなっているのか伺います。

３番目に、行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会の保障を行政が支えることになると考えますが、見解を伺います。

最後に、水道事業の環境改善について質問いたします。

その論点は、働きやすい環境への改革と貧困・格差を是正し、ケアに手厚い市政にしていくためにということです。

１点目は、検針員の給与の改善の問題です。平成27年度の３月議会で、この問題を取り上げました。その後、様々な経済情勢も変化し、さらにコロナ危機の下での医療・介護など、ケア労働に携わる人たちの待遇改善を図ることが大きな社会問題になってきました。

さらに、配達員や運転士など、エッセンシャルワーカーも大きな役割を担っていることが証明されました。これも同じ観点で待遇改善が求められているというふうに思います。私は、水道検針員も同じような位置と役割を担っていると考えます。

そこで、経済情勢の変化の認識と給与への反映と待遇改善の考え方はないのか伺います。

雇用対策と地域経済の振興という観点からも待遇改善が求められていると考えますが、見解を伺います。

２点目は、水道料金の福祉減免制度への取組について問います。

現在、新型コロナ支援として水道料の支払い猶予制度があります。私は、独り親、新型コロナ対策として一定の条件（児童手当を受けている世帯、障害者、介護度の高い世帯等）を設けて水道料金の福祉減免を実施し、貧困と格差を是正し、ケアに手厚い市政にするためにも検討する必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

以上で質問を終わりますけども、不十分な点については再質問を行います。

○保健課長（草野浩一）　新型コロナウイルスへの感染防止、拡大の対策について戦略的対策はあるのか。また、検査を広げれば医療崩壊を招くのかにつきましてお答えいたします。

国においては、昨年の11月にクラスターが発生している地域における積極的な検査の実施についての要請が出されているなど、これまでに幾度となく都道府県や保健所設置市に要請がされているところです。

これらを踏まえ、高齢者施設等の従事者や入所者に対する幅広い検査の積極的な実施につきましては、まずは行政検査を行っている都道府県が主体となって実施していかなければならないものと考えているところです。

そのことから、市の対策としましては、市民お一人、お一人において基本的感染対策をしっかりとしていただくことはもとより、この感染症に対し、感染しやすい場面はどこなのかなど、正確な情報を適時周知を図っていくことだと考えております。

また、行政検査とならない自費検査に対し一部費用を助成することで、市民の感染不安を少しでも解消させるため、検査しやすい環境づくりとして、市内医療機関のうち、垂水中央病院、池田温泉クリニック、東内科小児科クリニック、よしとみクリニックの４医療機関において週３日、または４日の午後からの診療時間の中の１時間ないし２時間、検査をしていただける体制を取っていただいているところです。

この検査を行うに当たり、４医療機関とも通常の一般診療の患者と接することのないよう、事前予約として時間調整を図っておられるようでございます。そのことからも、御質問の検査を広げれば医療崩壊を招くのかにつ

いてでございますが、仮にこの検査回数を増やすなど検査を広げた場合、一般診療への影響が大きいと市内の医療機関からお聞きしております。

以上でございます。

続きまして、高齢者施設などの定期的な社会的検査につきましてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、この社会的検査は、まずは行政検査を行っている県が主体となって実施していかなければならないものと考えております。

その中で、先月７日付で変更された国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、国は都道府県と連携して抗原簡易キットを可能な限り早く高齢者施設等への配布を進めるとされ、同月25日付で県より市内各高齢者施設等における必要数量の調査があったところです。

抗原簡易キットは、高齢者施設等における従事者に有症状者が現れた場合などに使用し、感染者の早期発見による感染抑制のために利用するもので、今後、国が具体的な配布先、配分量を県と協議の上、決定することとなっております。

今後も国の財政支援も含め情報収集に努め、検査体制の拡充状況を見極めながら、引き続き各施設への感染防止策の啓発、研修会等を図り、感染予防策に取り組むなど状況に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、鹿児島県における高齢者施設等の集中的検査実施計画につきましてお答えいたします。

このことについて県に問合せしましたところ、現時点では策定していないが、今後、必要に応じて特定する可能性はあるとの回答をいただいたところです。

以上でございます。

続きまして、ＰＣＲ検査等への補助の拡充につきましてお答えいたします。

ＰＣＲ検査等への一部助成につきましては、今年２月から始めておりますが、今年度も引き続き、行政検査の対象とならない自費検査への一部助成を行うこととしております。

対象者は、昨年度と引き続き、市民の皆様と本市のみの独自の取組であります垂水市内の事業所で雇用している市外在住の従業員とし、市内で実施できる実施機関につきましては、医療機関の御理解もあり４か所となっております。

助成回数は原則１人１回としておりますが、やむを得ない事情があるときは、その時点で個別に判断したいと考えております。また、本助成制度は、趣旨、目的を御理解いただき、本年２月から創設させていただいておりますので、創設からまだ日も浅く、また、今後の制度の活用状況も踏まえる必要があることから、当面は現制度で対応したいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一）　避難所や避難生活でのジェンダーの視点に立った取組はできているのかにつきましてお答えいたします。

国が令和２年に示した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインによりますと、女性の視点からの災害対応が災害に強い社会の実現に必須とされております。

本市といたしましても、男女共同参画社会の実現を目指し、防災の分野におきましてもジェンダーの視点に立った取組を行っております。

令和２年度中に取り組んだ例を幾つか申し上げますと、避難所において避難者のプライバシー確保のためのパーティションの導入と設置、乳児向け液体ミルクの購入などでござ

います。

また、本年５月には避難所運営等に携わる関係各課を集めた打合せを行いました。女性職員が複数参加した中での課題の共有を図り、新型コロナ対策を含めた対応を協議したところでございます。

今後もジェンダーの視点に立ち、総合防災訓練など平時からの備えを基本として、市民の防災に対する理解が深まり、災害に対する心構えを高めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、要支援者の避難支援計画策定は進んできたかについてお答えいたします。

災害時における要配慮者の個別支援計画は、平成27年10月に策定した避難行動要支援者避難支援等プランにおいて、市が要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な方で、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した方について、避難支援に関する個別支援計画を作成するよう努めるというものでございます。

この個別支援計画の目的としましては、災害時における迅速な避難誘導及び安否確認等ですが、現状では、一部の同意をいただいた方のみ作成を行っているところでございます。

課題といたしまして、個別支援計画作成の条件となる名簿情報を提供することに同意をすることがプライバシー保護の観点から作成の障害の一因になっていることから、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問するなど直接働きかけることにより、平常時から名簿情報を支援等関係者に提供することの必要性について説明し、意思確認を行う必要があると思っております。

また、情報管理の観点からも名簿情報については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援者等関係者に限り提供するなどの工夫を行い、今後、一人でも多くの方の個別支援計画作成の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（篠原彰治）　若者や女性が経済的困窮で生理用品を買えない現状が、コロナ禍で生理の貧困が明らかになった。女性の貧困対策事業や保健政策としての取組が求められているが、見解を。行政の責任で取り組むことで健康、尊厳、健康支援を行政が支えることになるのではないかにつきましてお答えします。

持留議員のおっしゃるとおり、女性の貧困対策がメディア等でも取り上げられているところです。福祉課においては、女性も含め生活困窮者に対しては、相談があったときには生活保護での対応や緊急小口資金等の紹介などで支援を実施しているところです。

その中で、生理用品に特化した相談はこれまでないところです。今後、同様の相談があった場合には、女性担当者で対応するなどの配慮を行うとともに、庁内の関係機関と協議をしながら、どのような対策が必要か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井　誠）　性的少数者（ＬＧＢＴ）の県からの依頼文書を受けて、改善と課題及び今後の取組の視点は。多様性と個人の尊厳を大事にし、これまで取り組まれているが、さらに具体的に検討していく課題があると思うがどうかにつきましてお答えいたします。

学校における性的マイノリティとされる児童生徒は、性的指向や性自認などに関して社会生活を送る上で悩みや不安を抱えている状況があり、その対応が求められています。

現在、本市の小・中学校の児童生徒につきましては、このような事例の報告はありませ

んが、まずは教職員が性的マイノリティに係る児童生徒がいるという前提のもとに研修を深め、情報を共有することが重要でございます。

そして、教職員をはじめ、児童生徒、保護者が性的マイノリティへの正しい理解と性は多様であるという認識を深める必要がございます。

教育委員会としましては、毎年、管理職や人権教育担当者、生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修会の中で、性的マイノリティを含めた人権教育を取り上げ、教職員の資質向上を図る取組を推進しております。

また、学校におきましては、人権教育の研修を年３回以上設定し、全教職員の知的理解を深め、人権教育を基盤とした学校づくりに学校全体で取り組んでいるところでございます。しかしながら、性的マイノリティと思われる児童生徒がいた場合の教職員の対応につきましては、知識はあっても実際に経験した教職員がほとんどいないことから、そこに課題があると考えているところでございます。

まずは、日頃から全ての児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えていくとともに、児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際の学校の体制づくりが必要であると考えており、また、今後は、学校の教員や養護教諭、スクールカウンセラー、市福祉担当課、スクールソーシャルワーカーなどで構成されるサポートチームも検討するなど、より多くの方々が関わっていただくことが重要であると考えているところでございます。

学校におきましては、関係機関と連携を図りながらサポート体制を整え、当事者である児童生徒や保護者に寄り添いながら情報を共有する意図を十分に説明し、理解を得た上で効果的な支援を推進していくことが大切であると考えているところでございます。

以上でございます。

次に、校則問題を今日どう考え、どのように取り組んでいるのか、必要性と視点についてどう考えるか、子供の権利を保障する取組の必要性の見解はにつきましてお答えいたします。

校則問題につきましては、全国的にブラック校則が取り上げられ、校則や学校生活の決まりの見直しの機運が高まっているところでございます。

平成22年３月に文部科学省から出された生徒指導提要では、「校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない」とされており、本市におきましても、コロナ禍も相まって、市内各校で教室内でも防寒着の着用を広く認めるなど、柔軟な対応が進んできているところでございます。

そこで、昨今の状況を鑑み、本市におきましても今年３月に校則や学校生活の決まりの見直しについての通知文を発出し、これまでの慣例や考え方に縛られず、人権やプライバシーへの配慮などを踏まえ、それぞれの決まりの意味を児童生徒や保護者に納得できるように説明できるかの視点で見直しをするよう指示したところでございます。

また、見直しの際は、平成６年に日本が批准した児童の権利に関する条約にある子供の意見表明権を尊重し、自分たちのルールを考える機会として生徒会や児童会も活用する等の配慮を行うようお願いしているところでございます。

さらに、県教育委員会からも今年５月24日付で校則の見直しについての文書が出され、管理職研修会におきまして、今後、積極的に校則の見直しを行うよう指導したところでございます。なお、最近の校則見直しの例とい

たしましては、昨年度、水筒の学校への持参が中学校の生徒会での話合いを経て、体育大会前後だけでなく通年で認める形に改正されたとの報告を受けております。

このような形で子供の権利を保障し、児童生徒がよりよい学校生活を送っていくために自分たちのルールを自分たちで考え、意見を出し合いながら話し合って決めていくプロセスは、変化の激しいこれからの時代を生き抜く子供たちに様々な意見の違いを乗り越えつつ、合意形成を図る力を育てるためにも大変有意義な活動であると考えているところでございます。

以上でございます。

次に、生理の貧困問題への考え方と対応について、性教育としての視点や健康や尊厳、教育機会の保障、経済的貧困をどう捉えているか、対策の必要性についての見解は、国の子供の貧困対策として対策は、経済的支援はどうなっているか、行政の責任で配布することで生理のある人の健康、教育の機会を行政が支えることになるのではないかにつきましてお答えいたします。

政府は、６月１日、関係閣僚や有識者でつくる男女共同参画会議を開き、新型コロナウイルス感染拡大で顕在化した生理の貧困対策として本年度中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査に着手し、生理用品の使い回しや未使用により、心身にどのような悪影響が出ているかを調査することを発表しました。

学校におきましては、小学校から発達段階に応じて生命尊重を基盤として、性に関する指導を計画的・系統的に行っており、小学校４年生から体育科の保健の授業において男女共に生理などの体の成長について学習しております。また、女子児童については、生理になった場合の対処法も指導しているところでございます。

本市の全ての小・中学校では、児童生徒が生理用品を忘れて登校したり、急に生理になったりしたときのために、保健室に生理用品を常備し、養護教諭や女性の職員がいつでも臨機応変に対応できる体制を整えているところでございます。

次に、子供の貧困対策についてですが、当課としましては、児童生徒の心理的支援を行うために、臨床心理に対して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、子供たちの心のケアに当たっているところでございます。

また、社会的環境を整えるために教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、子供が置かれた環境改善への働きかけをするとともに、福祉等の関係機関との連携・調整を行っているところでございます。

さらに、子供への学習支援として「夢の実現！学びの教室」や小学生英語教室、「心はればれ！学習会」を実施しているところでございます。このような取組を通して全ての子供たちが分け隔てなく教育の機会を得られるよう努めるとともに、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す児童生徒を育成してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水道課長（森永公洋）　検針員の給与改善後の経済情勢の変化の認識と給与への反映と考え方は。雇用対策と地域経済の振興という観点からも待遇改善が求められると考えるが、見解をにつきましてお答えいたします。

本市の水道検針は毎月実施しております。実施に際しては、雇用形式ではなく委託形式で実施しており、給料や報酬ではなく毎月の検針実績数に基づく委託料という形で委託者

に対しお支払いを行っております。

現在の委託単価は、１件当たり税込み63円としておりますが、以前、持留市議が平成27年３月議会において一般質問で取り上げていただいたときが税込み60円でありました。その後、段階的に引き上げ、令和元年10月からは消費税増税の引上げ分を上乗せし、税込み63円に改定しているところでございます。

本市の現在の毎月の検針対象戸数は、約7,100件であり、それを検針員９名で地域ごと振り分けて検針業務を行っておりますが、実施地域ごとで委託件数は異なり、それぞれ１人当たり約600件から1,000件程度を受け持ってもらっております。

水道検針業務は、月末から月初めにかけて毎月10日間程度の限られた間で受け持っている全ての水道使用者宅を検針していただく必要がありますが、例えば委託件数が600件の方の場合、委託料は３万7,800円となります。

業務に慣れて、メーターの設置場所や検針順路等を把握されている方で、１日に200件程度検針される方もおられますが、不慣れな方でその半分の１日100件程度しか回れない場合でも１日当たりの委託料は6,300円となりますので、各人の都合のよい時間、ペースにて自由に行うことが可能な業務としての日当として見ればそこまで悪くない単価設定ではないのではと考えております。

上水道事業は公営企業会計であり、市の一般会計とは異なり独立採算制で事業の運営を行うとされております。人口減に伴う給水収益の減少が避けられない中、老朽化設備の更新も計画的に実施していく必要があり、また、国の方針に基づき令和５年度には牛根境及び小谷・段地区簡易水道事業の経営統合も控えております。

これからは、雇用対策と地域経済振興という観点も踏まえつつ、引き続き事業に伴う様々な経費の削減努力を継続して、安定した経営基盤の継続に努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、水道料金の福祉減免制度への取組を、現在、コロナ支援として水道料の支払い猶予制度がある。独り親、コロナ対策として一定の条件を設けて水道料金の福祉減免を検討する必要があるのではないか。貧困・格差を是正し、ケアに手厚い市政にするためにもにつきましてお答えいたします。

本市の水道料金は、県内他市町と同様に基本料金と使用水量に応じた従量制による請求を行っております。

本市の水道料金の減免制度につきましては、漏水事故等で使用水量が過大となった場合の減免と災害時に被災された場合において減免を行う制度のみとなっております。

また、コロナ禍の影響により水道料金の支払いが困難になった方につきましては、昨年度より水道料金の支払いを猶予する制度を設けております。

水道料金の未納者に対しましては、定期的に口座不能通知、督促状や催告状に加え、給水停止予告通知等、段階的な形で収納対策を行っておりますが、相手方の生活実態等も確認しながら対応を図っております。

持留市議の御質問にあります水道料金の福祉減免制度は、生活保護受給世帯や障害のある方の世帯、独り親世帯等で生活困窮な状況にある場合に、水道料金の基本料金や一定の使用水量に係る水道料金を減免する制度かと思われますが、本市で調べたところ、鹿児島県内では福祉減免制度を実施しているところは確認ができませんでした。

本市におきましては、給水人口の減少に伴う給水収益の減少、令和２年度より本格的に開始されている老朽化した水道管の布設替え及び耐震化事業等の状況、また、国の方針に

基づき令和５年度より、牛根境及び小谷・段地区簡易水道事業の経営統合も控えており、引き続き厳しい経営状況が続くものと考えております。

その中で、本市において福祉減免制度を導入することについては、現状での実施は困難であると考えております。

今後、県内他市町の状況の把握、市内の経営状態の推移も考慮しながら、各種制度の研究を行ってまいります。

以上でございます。

○持留良一議員　再質問を行っていきたいと、一問一答でお願いしたいと思います。

まず、新型コロナ対策問題についてですけども、国は、先ほど言ったとおり、３月５日、今まで検査をしないと言っておきながら対処方針を変えました。社会的検査とともに再度感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するために幅広いＰＣＲ検査モニタリング、抗体検査キットやデータ分析を実施すると新たな提起をしたと思うんです。

そうなると、今までやっていたことがある意味、これではやはり対策として抑えられないということがあったと。

まず１点、お聞きしたいと思うんですが。この感染症のＰＣＲ検査等を含めた、これが必要だと認識はありますか。

○保健課長（草野浩一）　国の通知に基づき県のほうに通知がされていますので、その通知に基づいて感染症対策ということで都道府県のほうで打たれるという認識でございます。

○持留良一議員　この特徴というのは、感染症の特徴というのは、無症状や軽症の状態でも感染を広げるということであると。感染抑制対策は、検査によって感染者を把握し保護する。そういう大きな役割を担うんだと。

政府は、この立場に立ったわけです。そうしないと広がりが、第４波が来ましたけど、第５波も、今、あるんじゃないかと、いわゆる変種株でそういうこともあるわけです。だから、そうすると、やはりこの検査の必要性というのは、もう誰もが否定できない状況にあるということは、これはもう一致できたと思います。

問題は、先ほど言われたとおり県が主体ですよということを言われました。では、県はどんなことを言っているかという問題なんです。

利用者や職員のＰＣＲ検査については、感染者が発生した場合等に対応できる予算を本年度も確保していると。確保しているということなんです。要するに発生したらということなんです。前提があるんです。

果たして、これで今の国の方針だとか必要性から見たときに矛盾しないかという問題があるんです。

そして、高齢者等の問題についてですけども、これについても通知が来たのは３月頃だということで、それほど感染者が多くない時期であったことから、集中検査ではなくきちんと検査ができるという判断であり、追跡もできており感染者も少ないということで、そのときの判断として策定をしなかったという、必要ないものではないかとの判断ですけども。御承知のように、計画自体は６月までのＰＣＲの今やっている高齢者施設等の自費の部分の補助制度も見ながら検討していくということなんです。

だから、私は県に対してもしっかりとここは策定をして検査をしろと。そういう体制を取ろうと、計画をつくれというべきじゃないんでしょうか。

先ほど言われたのは、県が主体だと。であるならば、県に対してそういう状況であればちゃんと実施せよと、策定計画をつくって実施せよと、そういう強い要請をすることをで

きるんじゃないでしょうか。

○保健課長（草野浩一）　まず、感染症の対策につきましては、この新型コロナウイルスだけではなくインフルエンザ、ノロウイルスも含めて全て県が対策を打つ部分になっているのは御承知だと思います。

その中で、その県のするべき仕事の中でそういった計画に含めても、県が県内の状況を踏まえて計画するものだと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員　指摘だけありますけども、いわゆる必要性というのは認められた。ところが、なかなかそれを実施しない問題があると、財政的な問題もあると言っているんです。

そういう状況の中で、本当に県民、市民の健康を守れるんですかということなんです。そこが問われていると思うんです、今。

だからこそ、言われたとおり県が主体ですよと言うんであるならば、地方から自治体から声を上げて、ちゃんとやれと、もしこれが広がってきたらどうするんだという問題があると思うんです。

その問題として、負の連鎖は止まらないということを言っています。クラスター、高齢者施設感染拡大、そのためにも今後、変種株の問題もあります。であるならば、きちっと対策を取って、県が主体となって、そういう状況であれば、財政的にも支援をしていくことが重要ではないんでしょうか。私は、そのことを指摘をしておきたいと思います。だから、県に要請をしてくださいということです。

これ、市長に振りましょう。

○副市長（益山純徳）　今、持留議員から質問があったことに対して私のほうからちょっと答弁させていただきます。

いろいろ県のほうでは県全体の感染、新型コロナウイルス感染防止対策ということで、様々な事業を打たれていると思います。その中で、今、議員御指摘のことを現時点で実施しないという事実はあるのではございますが、全体的に県全体では、県のほうがいろいろ様々な判断をしているところでございますので、やはり県域全体の感染防止対策、一市町村だけの話じゃなくて、県全体のやっぱり考え方というのは県のほうがある程度の考え方を持って実施していると思っておりますので、市から要望というのはどうかなとはちょっと感じております。

以上です。

○持留良一議員　そういうことで、我々は上下関係じゃない。対等・平等の関係です。県を構成している自治体じゃないですか。であるならば、そういう問題が全体で今後も心配されると。であるならば、そういう策定して検査をしてほしいと。当然、主張するのが当然だと思うんです。

今、財源が一番問題なのかという負担の問題もあると考えているんです、県は。回答として出てきているんです。大事なのはそういう対応のために県もいろいろ基金も積んでいると思うんです、一般調整基金も。

であるならば、それをちゃんと出して、県民の命を守るんだと。クラスター発生させないためにも高齢者施設に対して対応するんだ。これが当然、基本的な立場じゃないですか。一自治体が出したからといって大きな問題になるようなことじゃないと思うんです。

自治体がそれぞれ声を出していけば、それだけやはり県に対して大変なんだ、自治体は大変なんだということ財政的にも、また、感染予防策についても重要なんじゃないでしょうか。

そのことを主張しない限りは、全然、県は今のこの状況だとそういう状況じゃないということが見えてきたわけですから。当然、そのことは主張すべきだと思いますが、再度。

○副市長（益山純徳）　一応、私のほうから、また答弁させていただきます。

今、議員御指摘ありました、大隅は垂水市以外にも鹿屋市以外にもいろいろ市町がございますので、他市町の状況等も調査した上で対応をどうするかについて考えたいと思います。

以上です。

○持留良一議員　ぜひ、横の連携も取っていただいて、この問題については重要な今後の問題ですので取り組んでいただきたいと思います。

ジェンダー、生理の貧困問題については、もう、どうも私は福祉課長の答弁が納得いかないです。なぜ、その切り口がそういうところにあるのかという問題です。

国のほうとしては方針を出しました。生理の貧困問題、社会的様々な問題があるんだということを出したわけです。であるならば、その視点に立ってこの問題を。先ほど学校教育課長が話をされましたけども、そういう視点が大事なんだということをぜひ捉えてください。

そうでなければ、こういう方々は、実際、生活には困窮しているんです。そういう中でもやりくりしながらやっている。しかし、なかなか生理用品を買えないという問題も発生しているんだと。そのところを捉えないと、この問題の視点はなかなかはっきりしないと思うんです。

ぜひ、そういう形でもう一度、この問題はそういう原点に立って考えていただきたいと思います。

次に、コロナ時代の災害問題についてのところに行きたいというふうに思います。

一つは、先ほど言ったジェンダー平等の視点というところの関係ですけども、この問題で、大事な点が先ほど言われたというふうに思うんですけども、特に女性の平時から避難所での女性リーダーの育成、この点についてはどんなふうに考えていらっしゃるのか、育成のための研修講座の実施、先ほど女性何人か入られたということでしたけども、やはり日常的にこのリーダー育成のための研修講座の実施というのが必要だと思うんですが、見解をお聞きします。

○総務課長（和泉洋一）　本市におきましては、避難所の運営に避難所対策班として構成をいたしておりますが、その中に女性職員も多数含んでおります。実際に避難所の運営に当たっていただいているところでございます。

その研修等におきましては、年間２回ほど避難所を運営するための連絡会を開催いたしておりまして、その中で問題点等を提起いたしまして意見交換等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員　去年の益城町の避難所では、女性が大変な活躍をしたんです。これは、もう本当に様々な状況がそこには集結したと思うんですけれども、やはり日常的にこの研修講座、これはやはりさっき言ったとおりガイドラインにも掲載されているはずです。

女性の視点で取り組むというのは重要なんです。運営に関しては、どうしてもこれは欠けることはない問題だと思うんですけども。

再度お聞きしますけども、研修講座の実施ということはやる必要はないのかお聞きします。

○総務課長（和泉洋一）　本市におきましては、総合防災訓練を年に一度、それから、桜島大噴火に関する防災訓練ということで年に一度、防災訓練も２回は実施をしているところでございます。

その際においても女性職員も参加をして、そのことについて研修もしておりますので、

今後もそのような場を捕らまえて研修を実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○持留良一議員　ぜひ、女性リーダーを育てていっていただきたいというふうに思います。

それと、あと障害者の避難問題なんですけども、災害弱者避難の法の改正があって、努力義務と。義務化には踏み込めなかったけど、努力義務ということになったんですけど。私、ここで重要な点は、作成を公表するための対策がどうしても欠かせないと思うんです、作成率を上げるためには。

そのためには、やはり専門知識を当然持っている人がいいし、ノウハウのあるケアマネージャーさん、福祉関係者、こういう方々の力も借りていくというのが一つ。これは、別府で取り組んでいる、別府モデルと言われている中身なんですけども、地域・福祉、防災・地域をつなぐシステムをつくっているという中身なんです。

だから、そういう意味では、私たちのところでできるのは、そういう福祉関係者を、今まではそういうことがあったのかどうなのか含めてお聞きしたいと思います。

○総務課長（和泉洋一）　この要配慮者の避難の支援に関しまして、福祉関係者の力を借りるという取組が本市にあったのかということに対しての答弁でございますが。

本市におきましては、私が知り得る限り十数年前から福祉関係者との連携を重視いたしまして、要配慮者に対する避難の取組というのは少なくとも取り組んできているというふうに思います。

今年度におきましても、総務課の安心安全の担当の係長がケアマネ、市内のケアマネ、主任ケアマネの皆さんとそのような場というのも既に１回持っておりますので、そのようなことで連携のほうは取っているというふうに言えるというふうに思います。

○持留良一議員　そうなると、なぜ作成率がアップしないのかという元の問題から返ってしまうんですけども、そこでの課題は何なんでしょうか。

○総務課長（和泉洋一）　先ほどの１回目の答弁の中でも申しましたとおり、プライバシーの観点の問題等もございます。

それと、やはり昨年においては、コロナ禍の中においてなかなか事業が進まなかったということもございます。また、マンパワーの活用については、今後も検討をしていく必要があるというふうにも思っております。

以上でございます。

○持留良一議員　ぜひ、別府のこれも参考にしていただきながら、障害者・高齢者の避難支援の計画づくりにぜひ生かしていただきたいというふうに思います。この点は、これで終わりたいと思います。

ジェンダー平等の問題について、２番目と絡む関係があるもんだから関連づけていきたいというふうに思います。

１点は、校則を先ほどいろいろ検討されたという学校が。校則を見られたことがありますか、教育長及び学校教育課長。

○学校教育課長（今井　誠）　中学校では生徒手帳というものもございますので、その中にも明記されているところでございます。

○持留良一議員　この中にいろんな問題があると、もしくは問題がないと、どっちだったんでしょう。

○学校教育課長（今井　誠）　議員が指摘されることにつきまして一番気になるのは、生徒指導混乱であった時代、そのときに校則が生徒を枠にはめる、こうなくてはならないというふうに決める、それがないと生徒指導ができないという時代がございました。それが、時代とともに変わりつつあります。

本市の学校も見ていただければ分かると思いますが、これまでにもいろんなことがあったと思いますが、現在、非常に落ち着いている状況でございます。それが、また、今の生徒会活動等の活性化、生徒から意見を出せるように変わってきたというところが大きな変化であると思います。

先ほども述べましたが、やはり時代とともに校則というのは変わっていくべきものであるし、何より子供たちが、自分たちがしっかり考えを持って意見を教師に言える、保護者に言える。そして、よりよい方向へみんなで考えて行ける。そういう場になってほしい、そういう校則であってほしいといふうに考えているところでございます。

○持留良一議員　この中に気になるところがあるんです。「最終決定権」というのがあるんです。「学校長は、生徒会の全ての問題について最終の決定をする」と、これは、どういう意味かというと私も分からないんですけれども、どうも聞く関係によると、何かもうなかなか生徒会では決めれない問題等含めたら、そのときはもう校長が決定するのか、そういう点で果たしてこれがどうなのか、生徒会との関係でどうなんだろうというのはちょっと思うんです。

それが一点と、あと、校則の中にいっぱいいろんな課題があると思うんです。ポニーテール、団子は禁止だとか、それから頭髪です、中学生らしい髪型。中学生らしい髪型というと分からないんですけども、これが。様々問題があると思うんです。

これやはり、この中央中が改正されてから子供たち、校長、保護者、議論されたことあるんでしょうか。

○学校教育課長（今井　誠）　そのときになっていろいろな生徒が課題を持ったときにという場合はあったと思いますが、今、議員が御指摘のように保護者も教師も生徒も全て集まった中でというところを、その数は問題ではあるかもしれませんが、役員とか生徒会の代表とか教員代表、そういうレベルではあったと把握しておりますが、もっと広いというところでは、まだ実施してきていないというふうに捉えています。

○持留良一議員　教育長、この問題、今、様々、子供たちの中に問題あると思うんです。そういう認識もあると思うんです。先ほどのマイノリティの問題に関しても、制服もどんどん南さつま市も見直しもしてきています。県内でもそういう動きは強まっています。

そうするとやはり、様々そういう子供の意見表明する場の保障、これがあってしかるべきだと思うんです。この点についての考え方はどうでしょう。

○教育長（坂元裕人）　今、学校教育課長からも答弁がありましたとおり、校則というのは時代とともに私は変わっていくべきだと思っています。最終的には、よりよい学校生活を送るためのものでもあるというふうに考えております。

そういう意味では、議員が御指摘のとおり、大いに生徒の意見を言わせ、そして自分たちでつくったルールで守っていくと、そういうことも今後は認める方向で学校も動いていくべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員　そうなると、最後は子供の権利をどう保障していくのかというところが重要な課題になってきます。そうしちゃうと、子供の権利、大きく四つあると思うんですが、教育長。

○教育長（坂元裕人）　持留議員の御指摘は、児童の権利条約に関わる部分だと思いますけれども、その中のいわゆる参加する権利、この部分で大いに自由に意見を言う権利、ここ

は保障されなければならないというふうに思っております。

そういう意味で、大いに生徒会等でも生徒たちが意見を戦わし、よりよい学校生活を送るためにどういうルールが必要なのかということも改めて、やはり俎上に載せながらそういう生徒会の運営もさせていきたいなというふうに思っております。

○持留良一議員　生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、こうあるんです。ところが、国連・子どもの権利委員会から指摘されています。どういうところを指摘されていますか。

○教育長（坂元裕人）　すみません、今の部分に関しましては、ちょっと不勉強でございます。

○持留良一議員　競争の激しさとともに、カリキュラムや校則に柔軟性がないことが指摘、さらに、子供たちが学校の運営に関わっていく、いわゆる参加する権利が保障されていないと。こういう勧告を毎回出しているんです、５年ごとに。

そうなると、今のことに対して、なかなかそれを保障していくのはどうするんですかという問題がどうしても出てきます。

だから、私は、この勧告の持つ意味、重要性というのは非常に妥当性もあるし、今後の子供の関係、親の関係も含めて変えていく必要があると思うんです。

それで、これちょっとお聞きしたいんですけど、子供の意見が正当に重視される、確保されるということはどういうことなのかということです。よろしいですか。「子供の意見が正当に重視され、確保される」これは、どういうことなのかということ。

市長にもお聞きしますけど、まず、教育長からお願いします。

○教育長（坂元裕人）　いろんな考え方の子供たちがおりますので、まずは、その考え方をしっかりと受け止めるということです。そして、それをいわゆる両方の立場を理解しながら価値づけてあげるということだろうというふうに、私は思っております。（「市長はどうでしょうか」の声あり）

○市長（尾脇雅弥）　いろんな政策の中で、子育て支援、教育の充実は重要であるということは、これまでも申し上げているとおりです。

先般、協和小学校並びに垂水中央中学校、視察をしてまいりました。ＧＩＧＡスクール関係において新聞、テレビで取り上げていただきまして、どんな様子で子供たちが頑張っているのかなと。そこを見た範囲では、非常に生き生きと取り組んで頑張ってくれていましたので、子供たちが目標を持って元気に頑張っている姿は大変うれしいことだなというふうに思っているところです。

これまでの経緯の中で、あるいは全体の団体生活を送る中で、一定程度のルールというのは当然必要だと思いますけれど、その中で、課題になっているということは、時代の流れとともに改善をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういう視点を持ちながら教育長を中心に進めていただきたいと思っているところです。

○持留良一議員　文科大臣は、校則は絶えず見直す必要があると、これは、もう当然だと思うんです。児童生徒や保護者が何らかの形で参加で決定するということが望ましいと。いわゆる、これが子供の権利を保障する上で重大であり、それを、子供の意見を正当に重視していくという立場なんだということなんです。

子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。意見を尊重するとともに子供の最大の利益を実現するとい

う、実現もする、保障もする、実現も。これが相まっていなければ子供は権利を尊重することはできない、正当に保障することもできないんですよ。このことを言っているんです。

だから、非常に私は、この立場に立った形で考えると、この垂水にも子供の権利条約なるものがあってほしい。また、これは議員提案でもしなければならないと思うんですけども、やはりそういう施策を持った形で私たち議会も取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っている。

これは、共に皆さんと考えていかなければならないという問題だという認識を持っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけども、水道問題。

この問題は、重要な私は問題だと思うんです。今後、労働力をどう確保していくのかという視点もなければいけないと思うんです。ただ、現実的に独立採算制の中でやりくりをせざるを得ないという側面があります。そうでなくて、やはり今後、こういう方々を保障していくんだと。重要な働く担い手として位置づけていくという必要もあるんです。

一方で、さっき言っていたシルバーとか、これ、今、学童にも適用されています。どんどんそういう形になってくると、実際の仕事がどうなのかという観点もありますし、そうなってきたとき考えていかなきゃならない点は、今後の労働力、労働対策、そういう視点でこの問題も考えていかないと、単純に生産性だけで当てはめていいのか、その相まったところでそういう人たちを雇用する状態をつくっていいのかという、これは、本来やはり市の行政としてあってはならない視点だと思うんです。

だから、そういう意味でやはりそういう視点を持った形でこの検針員の方々の労働改善に努めていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（川越信男）　次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

［川畑三郎議員登壇］

○川畑三郎議員　沖縄地方、奄美地方に続き、九州南部地方も梅雨入りし、例年にない早い梅雨入りが発表されました。長い梅雨が予想される中、大雨による災害発生が心配されるところであります。

先日、通告しておりました案件について質問いたします。

まず、漁業振興について。

昨年４月の新型コロナウイルス感染拡大による非常事態宣言から、飲食店水産物の販売が低迷し、輸出もなかなか行うことができない状況が長く続いており、特に養殖業者は滞留在庫を抱えるなど、漁業者は販売の早期回復を望んでいる状況にあります。

水産業は、本市において重要な基幹産業であります。垂水市漁協、牛根漁協の二つがあり、それぞれの分野で垂水市も力を注いでおります。

今年度の水産関係事業の主な内容についてお聞きいたします。

二つ目に、養殖カンパチ・ブリの販売状況について。

漁協または関係団体が一体となり、国の販売支援事業に取り組んでいるようでありますが、その内容についてお聞きいたします。

三つ目に、モジャコ採捕の状況についてですが、今年度のモジャコ漁は不漁で、新聞記事等でも取り上げられ、５回も延長され６月５日で終了いたしました。今年のモジャコ漁の現状についてお聞きいたします。

四つ目に、コロナ対策支援事業についてですが、５月の臨時会でありました水産関係事業分の内容と、その実施についてお聞きいたします。

防災対策について。

今年の梅雨は例年になく早い梅雨入りになりました。報道では、長い梅雨になるのではないかと言われております。

危険箇所を把握して、事前に対策を取ることが重大かと思われます。防災対策はどうなっているのか、お伺いいたします。

農業振興については、今回は省かせてもらいます。

これで、１回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山　昭）　今年度の水産事業につきましてお答えいたします。

水産事業につきましては、主なものを御説明いたします。まず、種子島周辺漁業対策事業につきましては、種子島からのロケット打ち上げによる漁業者の影響を緩和するための事業であり、垂水市漁協の餌用冷凍庫の整備を計画しております。

輸出等対応施設整備事業につきましては、国の農林水産物並びに食品の輸出促進を目的とし、海外ニーズに対応した輸出への取組を支援する事業であり、民間加工事業者が冷凍設備の整備を計画しております。

漁港整備事業につきましては、県が実施する漁港整備に係る地元負担金であり、海潟漁港の防波堤整備と高潮対策、牛根麓漁港の岸壁整備並びに浮桟橋の設置を計画しております。

次に、垂水市単独の事業につきましては、漁業施設整備支援事業により、牛根漁協の牛根麓漁港内船揚げ場台車レールの改修、６次産業化施設整備事業では、垂水市漁協の加工場衛生管理用運搬ボックスの購入、並びに牛根漁協のカキ洗浄機を購入するものでございます。

そのほか、６次産業化支援事業や人工種苗購入助成事業など様々な事業を計画しているところでございます。

続きまして、養殖カンパチ・ブリの国の販売支援事業につきましてお答えいたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内・国外ともに飲食店の営業自粛と航空機の運行が減便となり、大幅な注文の減少や価格の不安定化が重なり、養殖カンパチ・ブリの販売に大きな影響が出たところでございます。

そのような状況の中、国内の需要減少や輸出の停滞により、産地において在庫の停滞並びに売上げが減少している品目について緊急的に販売を促進する国の品目横断的販売促進緊急事業を実施しております。

養殖カンパチにつきましては、漁協並びに関係商社が中心となり、大都市圏の大手量販店向けの販売促進キャンペーンの実施や県内並びに埼玉県への学校給食向けの出荷を行うなど、出荷全体量の約15％の販売につながったところでございます。

なお、養殖ブリにつきましては、漁協・加工事業者・関係商社並びに大都市圏の販売先が連携し、年末年始を中心とした販売促進キャンペーンを実施するなど、輸出分を国内で販売することにより滞留在庫の減少につながったところでございます。

続きまして、今年度のモジャコ採捕の現状につきましてお答えいたします。

今年度のモジャコ採捕期間につきましては、例年どおり３月25日から４月16日までの23日間の操業となっており、垂水市漁協２業者、牛根漁協の２業者の合計４水産事業者が種子屋久沖で漁が行われたところでございます。

漁の開始時から流れ藻の浮遊が例年より減少し、目視できない状況であり、当初の設定期間ではモジャコが確保できず、１週間延長されております。しかしながら、それでも約３割の確保しかできず、その後、５回の延長を重ねて６月５日までと過去最長の68日間の

操業となっておりますが、県全体では採捕計画の約４割、本市においては約５割と不漁であり、十分な量を確保できていない状況でございます。

そのようなことから、今後も養殖尾数の確保に向けて漁協並びに養殖業者との情報交換を行うなど、ほかの採捕業者からの購入を含め、養殖尾数の確保に向けて関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、コロナ対策支援事業につきましてお答えいたします。

まず、持続化給付金でございますが、コロナ禍の中において出荷量など減少している垂水市漁協並びに牛根漁協の事業者を対象に事業継続を支援するため、１事業者５万円を給付するものでございます。

次に、水産物ＰＲ販売促進対策事業でございますが、販売促進の支援であり、本市の観光拠点施設において、ブリ・カンパチ丼をテイクアウトにより低価格販売を実施するために原材料の供給を行うものでございます。

道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら並びに漁協直営店舗と連携し、新たな集客による消費拡大を図ることを目的としており、各店舗で月１回の販売を７月から行えるよう関係者と協議を進めているところでございます。

次に、水産物給食食材供給事業でございますが、６月より毎月１回カンパチ・ブリを学校給食へ供給することにより、児童生徒へ魚食普及活動と水産業への理解を深めてもらい、家庭での消費喚起による販売促進を図ることを目的としております。

今後も、両漁協と情報共有し、水産業者の支援対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一）　大雨・台風に備えての対策はにつきましてお答えいたします。

鹿児島地方気象台は５月11日に九州南部が梅雨入りしたとみられると発表いたしました。これは、平年より19日早い梅雨入りとのことでございます。こうした中、本市では、梅雨入り前の５月８日に総合防災訓練を実施いたしました。

新型コロナの影響により、昨年度は実動訓練そのものが実施できませんでしたが、今年度につきましては、規模を大幅に縮小し、新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で実施をしたところでございます。

柊原小学校を会場とし、消防団による広報訓練、地域の方々の避難訓練を実施したほか、柊原小全児童28名がソフトバンクの人型ロボット「ペッパー」による防災の授業や降雨体験機などを体験し、よい機会になったものと考えております。

次に、５月12日、関係課をはじめ国交省、県警、自衛隊など、関係機関とともに防災点検を実施いたしました。主に令和２年７月豪雨による災害復旧箇所計６か所を巡回し、工事の進捗及び情報共有を図ったところでございます。

次に、災害対策基本法の改正により、本年５月20日から市が発令します避難情報が変わりましたので、主な改正点を説明申し上げます。

５段階ある警戒レベルのうち、レベル３は、これまでの「避難準備、高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に変更になりました。避難に時間のかかる高齢者や障害のある方は、レベル３の発令で危険な場所からの避難をお願いします。

レベル４につきましては、これまで避難勧告と避難指示、二つの避難情報がありましたが、今回、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。これにより、避難指示の

発令で、危険な場所から全員避難ということになります。

このことの周知といたしまして、総務課では、先ほど申し上げました総合防災訓練時や市内消防分団長会議の場で、参加者の方に説明を行いましたほか、広報５月号で法改正の予定として掲載し、施行後の同６月号において改めて周知する記事を掲載いたしました。

本格的な梅雨とこれからの台風シーズンに備え、防災訓練や防災点検の継続と併せまして法改正後の避難情報の適正運用に努め、市民の皆様の安心安全の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○土木課長（東　弘幸）　土木課の対策につきましてお答えいたします。

例年よりかなり早く梅雨入りをいたしましたが、集中豪雨により甚大な被害が発生しないことを願うばかりでございます。

大雨・台風の備えについてでございますが、道路につきましては、市道点検パトロール計画を作成しており、この計画に基づきまして定期的にパトロールを実施しておりますが、損傷箇所を発見した場合は、規模や程度、緊急性を確認し、被害が拡大しないよう建設業者や環境整備班で、側溝の土砂除去や路肩補強のための土のうを設置するなどの対策を行っております。

次に、河川でございますが、新原議員の御質問でもお答えいたしましたが、本年度は例年より時期を早め、河川の点検を実施しております。

今後も豪雨後の災害調査や定期点検を行い、補修が必要な箇所がありましたら拡大崩壊防止のための対策を講じてまいります。

以上でございます。

○農林課長（森　秀和）　大雨・台風に備えての対策につきましてお答えいたします。

今年の九州南部は、統計史上２番目に早く梅雨入りしたと気象台が発表しております。

それでは、農林課関係の対策についてお答えします。

今年度も鹿児島県や垂水市土地改良区と合同で農業用施設、林道・治山施設等の防災巡視を５月17日から21日にかけて実施いたしました。また、対応が必要な箇所につきましては、水路、側溝の土砂除去等を行ったほか、崩壊山腹からの土砂流出を防止するため、下流域に大型土のうを設置するなど、災害発生を未然に防ぐための対策を講じたところでございます。

そのほか、本市には農業用ため池施設が10か所ございますが、そのうち感王寺下奥ため池、感王寺上奥ため池、三角ため池、飛岡新ため池、米山ため池の５施設が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在していることから、鹿児島県が防災重点ため池として選定しております。

地震や集中豪雨などにより農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域図を示した防災ハザードマップを作成し、ホームページへの掲載、近隣住民へのハザードマップ印刷物の配布など、災害防止の周知に努めております。なお、米山ため池のハザードマップにつきましては、今年度作成する予定でございます。

引き続き、防災・減災に取り組んでまいりますとともに、災害発生時は早急に災害調査を行い、迅速な対策を行ってまいります。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎）　大雨・台風に備えての対策はにつきまして、総務課長の答弁と重なる部分もありますが、消防本部の取組につきましてお答えいたします。

まず、防災対策につきましては、消防団との連携が最も重要でございます。特に災害が市内全域に発生した場合、消防本部だけでは

対応が困難になり、消防団との連携が必要になります。

そこで、消防職員によります土砂災害区域の確認、河川調査及び水防資機材の保有状況等を調査し、不足する資機材については補充を行っております。

なお、消防団につきましても同様に、管轄地域の危険箇所の調査・確認等を依頼し、特に危険な場所につきましては関係機関と情報共有し、避難指示が発令された場合、消防団と連携して全世帯を巡回するよう指示しているところでございます。

また、５月８日、垂水市総合防災訓練が柊原地区で行われ、消防団による避難広報及び避難誘導訓練、警戒監視訓練を実施しております。

５月12日には、市の防災点検に同行しまして災害復旧工事の進捗状況等を確認したところでございます。

さらに、５月23日には、市内全分団を対象に本城川河川敷におきまして水防工法訓練を実施しております。

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染を考慮しまして、昨年同様、参加人員を通常の半数にて実施しましたが、河川災害に対する工法を再確認し、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。

このような訓練を実施することにより、消防本部、消防団、関係機関等が情報共有を図り、連携を深めていくことが災害を未然に防ぎ、市民の安心安全につながるものと考えております。

これから大雨・台風シーズンになりますので、これまでの災害を教訓に消防本部、消防団の出動体制の確立を図るとともに関係機関と密接な連携を図り、各種情報を共有し、市民の皆様には正確な情報を伝達して、早めの避難を呼びかけ、人的被害ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員　それでは、２回目に入ります。一問一答方式でよろしくお願いします。順を追ってまいります。

今、今年度の水産事業について説明がございました。垂水市の主幹産業であります水産業については、市のほうも後押ししていただいて、今、新型コロナの関係で魚が売れない状況ですけれども、それなりに両漁協は、私は頑張っていると思います。

そういった中での事業が展開されるわけですけれども、一つ、いつもお願いするんですけれども、この種子島周辺漁業対策事業の補助の件ですけれども、これは、ＪＡＸＡが70％、県が５％という補助があるんですけれども、いつも垂水市も１％でも２％でも補助ができないのかと度々お願いしているところですけれども実現していません。

今回は、この点について、県のほうも今、５％ですけれども10％にという声もあったりしますけれども、今日は副市長も県のほうからの出向ですが、この辺の県にお願いするというような状況はないでしょうか。

○副市長（益山純徳）　今、川畑議員から御質問があった件について御答弁いたします。

種子島周辺漁業対策事業につきましては、今、言われたとおり補助基準がありまして、なかなか県のほうでも予算確保が難しいという現状は認識しております。ただ、当市への予算の確保、そういう補助の確保については、私も県のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○川畑三郎議員　よろしくお願いします。もう、それ以上、私も言いませんですけれども。

市といたしましても毎回お願いするわけですから、少しでも補助できるように、こっち

のほうもまた頑張ってみてください。

今回も垂水市漁協は冷蔵庫の改修に取り組むわけですけれども、相当な金額になると思いますので、漁協の負担も大きいので、そこら辺もまた今後の件についてお話をしながら、少しでもという気持ちが両漁協にはあります。

いつも牛根も言うし、垂水市漁協も言うという、お願いするという状況がありますので、もう、私も地域に密着している関係で、どうしてもこの点はお願いしないといけない状況でありますので、ひとつ市長にもお願いしておきます。よろしくお願いします。

それでは次に行きます。

養殖カンパチ・ブリの販売状況ですけれども、今、説明がございました。また都市部では非常事態宣言が延長され、まだまだ飲食店の営業が難しい状況下において、販売環境の復活にはまだまだ時間がかかるような感じがいたしますけれども、今後の販売支援事業の取組についてお願いいたします。

○水産商工観光課長（大山　昭）　今後の販売支援事業への取組につきましてお答えいたします。

昨年度に引き続き、養殖カンパチにつきましては、国の支援事業であります国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業を活用し、大手量販店向けの販売促進キャンペーンの実施並びに埼玉県向けの学校給食も６月から７月に予定しているところでございます。

このような学校給食や量販店での取扱いにつきましては、単に滞留在庫対策だけではなく、今後の販売対策を進めていく上で重要になることが予想されます。

これまでの主な需要先であります飲食店に加え、アフターコロナ、ウイズコロナにおける販売対策も見据え、販売先を多様化する取組が必要でありますことから、引き続き支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員　今の課長のほうで説明がございました、私もちょっとメモをしているんですけど、国の補助事業、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業、なかなかこれは普通は言えない言葉ですけれども、この事業によって量販店への販売や学校給食のほうもですか、垂水市漁協のほうは埼玉県の学校の給食に利用していただいて、ここも相当な売上げをしているということで、漁協も大変喜んでいるようです。

今後もなかなか厳しい状況ですけれども、販売環境の改善も厳しいですけれども、課長が、今、言われたとおり、引き続き水産物販売に向けて支援対策に取り組んでいただきたいと、これは要望していきたいと思います。

次に、モジャコ採捕の状況です。

最近、新聞等でもモジャコ採捕の延長のたびに新聞に報道されるわけですけれども、今年は５回、６月で終わったということで、今までにない日数を延長しながら来ているわけです。

私も若い時代はモジャコ捕り行きました。昭和40年後半から昭和50年前半ですけれども、その当時も捕れない時期がありまして、日延びをして６月まで、普通６月までというのはないんですけれども。６月の上旬まで行って、そうすれば、魚が大きくなっていてなかなか捕れないんです、網を回しても。

その頃はそれでも捕れたわけですけれども、今回は、なかなか流れ藻がないということで、これは全国的なことでみんな苦労して確保できないという状況で終わったわけですけれども、そういう状況の中で養殖の基地として産地を維持していくためには、稚魚の確保は本当に重要な問題であると僕は思います。

垂水市の漁協が２業者と牛根が２業者かな、

捕りに行くのは。昔は、垂水市漁協で七、八十の漁業者がモジャコ捕りに行って、相当なる魚を捕っていたわけですけれども、ともあれ、我々の若いころからすれば寂しいモジャコ捕りになっているような状況ですが、今、今年のモジャコの採捕の垂水市の状況はどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○水産商工観光課長（大山　昭）　垂水市の状況といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、県全体では採捕尾数の計画につきまして４割と、本市におきましては５割ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、採捕に行かれる、モジャコ採捕に行かれる業者と業者から買われる業者が水産業には二通りございます。

５割といいましても、実際の採捕に行かれる業者につきましては、多いところでは７割から８割確保されているところもございます。しかしながら、そこから買われるところにつきましては、当然、少なくなるわけですので、そこは２割とかとなっておりますので、平均が５割となっておりますが、県全体からしたら捕れている部分ではないかなとは見ておりますが、やはり少ないということが現状でございます。

○川畑三郎議員　養殖業者においては稚魚の確保が大事だということは分かります。今、垂水市に人工種苗の栽培センターがあるですけれども、カンパチが始まって、ブリのほうも始まっているわけですけれども、こういった面での支援策というのはどうなっているのかお伺いいたします。

○水産商工観光課長（大山　昭）　人工種苗を含めた支援策につきましてお答えいたします。

今年度、稚魚の導入に対しまして４割から５割不足している状況でありますことから、養殖業者におかれましては、ほかの採捕業者や他県を含めて稚魚の購入に取り組んでおられる状況でございます。

議員が言われますように、人工種苗の確保につきましても必要なことであると認識しており、現在、県並びにかごしま豊かな海づくり協会と協議を行っているところでございます。

人工種苗につきましては、海水温の状況により生育が遅くなることから、漁協としましては、年内の12月を導入希望としておりますが、県内養殖業者のほとんどが12月を希望されており、生産種苗数を大きく上回る状況でございます。

12月導入ではなく２月導入となっておりますことや養殖業者における飼育への課題もありますことから、供給を辞退した経緯もございます。

今後は、資源管理による持続可能な産地を目指し、輸出する際のトレーサビリティの観点において人工種苗の必要性を養殖業関係者に御理解いただくとともに、垂水市漁協、牛根漁協と定量供給に向けての情報共有を行い、県並びにかごしま豊かな海づくり協会との連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員　ありがとうございます。

ひとつ、うちの養殖、カンパチの養殖は垂水市としては、もう大事も大事ですので、いろんな面で御協力をお願いします。

新型コロナの支援対策事業については了解をいたしますので、今後とも両漁協について一生懸命応援していただくようお願いいたします。

繰り返しになりますけど、まだまだ国内、国外ともに水産物の販売の関係は厳しいことが予想されますが、幸いに垂水市には水産庁から着任をいただいている三橋総括監がいら

っしゃいますので、危機的現況にある今こそ市と漁協がさらに連携を取り、漁業者の支援に当たっていただきますよう要望いたしまして、漁業振興についての質問を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

次に、防災について、私が毎年この質問をするわけですけども、総務課、土木、農林、消防と対応を説明していただきました。

先日も海潟のほうで大雨が降ったときに、三角のため池があるんですけれども、そこを治山工事をしたのが、まだ少し済んでいないということで砂が流れ出て、集落の中の側溝の蓋を持ち上げて車が通れないということで、緊急に電話をして、これにも土木課のほうですぐ対応していただいて、本当ありがとうございました。

さらに、その上流のほうでは、農林課のほうで幾分対応していただいたということで、市としても一生懸命頑張っていらっしゃいますので、今後、災害が起こる前に一応対策を取って、起きた場合には、またそれなりに対応を取っていただくようお願いしていきたいと思います。

一つ、今さっき三角のため池の砂が流出した分ですけれども、ここについては今後の事業の継続はどうなっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○農林課長（森　秀和）　三角ため池の治山工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

三角ため池周辺の山腹は、平成28年の台風16号で崩壊し、平成30年度より県営復旧治山事業小山田地区として事業着手し、令和３年度までの４年間で事業を完了する見込みとなっております。

最終年度となる今年度分の工事につきまして６月４日に入札が行われ、業者が決定しておりますが、今後、契約を締結し、工事に着手すると県のほうからお聞きしております。

今年、先ほど議員からもありましたとおり、５月15日の大雨により集落内の道路に土砂が流れ込む状況となりましたが、道路管理者の土木課において早急に通行の安全を確保し、土砂除去を行っております。

今後は、県や受注者と連携を図り、万全の災害安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○川畑三郎議員　ありがとうございました。

防災については、先日の一般質問でも梅木議員も言われるし、新原議員のほうでも質問されております。ですから、やはり梅雨・台風においての大雨、災害等については、どうか対策を十分に取っていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川越信男）　ここで暫時休憩します。

次は、１時20分から再開します。

午後０時11分休憩

午後１時20分開議

○議長（川越信男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

［感王寺耕造議員登壇］

○感王寺耕造議員　皆さん、お疲れさまでございます。

昨日も、一般傍聴がゼロ、南日本新聞社さんがお１人、マスコミ傍聴でした。今朝方は、南日本新聞も来られないで寂しい思いをしていたんですが、一般傍聴がない、南日本新聞に来ていただいて光栄に思っております。

我々議会も、今まで開かれた議会ということでいろいろ対策を立ててまいりました。しかしながら、一般傍聴が今回ゼロということ

で残念なことであります。議会改革を進めて、市民の皆様に議会が何をやっているかということを広く知らしめる方法という対策が必要だと思っております。

それでは、議長に許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず１点目。犬・猫の多頭飼育についてであります。

私の地域でも、猫の多頭飼育、餌やりをしておられる方がおります。二、三十頭飼っておられるというということです。以前も、生活環境課さんから指導していただいたんですが、保健所も入ってです。これは、私が飼っている猫じゃない、餌もやっていないということでそのままになっておりました。近隣の皆様は、ふん尿のにおい、時には猫の死骸が庭に転がっているありさまであります。

こういうことを、何か行政として対策ができないものかということに重きを置いて質問いたします。

まず、１点目です。住民間トラブルの取組はという点であります。今まで、いろんなトラブルがあったと思いますけども、生活環境課長、苦情、相談を受けて、これまでどういう取組を行ってきたのか。また、これからどういう取組を行っていくのかの点について答弁ください。

また一方、殺処分ゼロへの取組についてもお伺いいたします。鹿児島県は、昨年犬671頭、猫1,285頭、合わせまして1,956頭の犬・猫を殺処分しております。ペットショップで命が売買されているすぐ近くで命の処分が行われているわけであります。この問題について、市としてどう対処していくのか、これについても併せて御答弁ください。

２点目。コロナ禍の避難についてであります。

令和２年９月６日、台風10号が襲来いたしました。気象庁が、最大の警戒をということで、鹿児島県だけでなく全国の自治団体が右往左往した次第であります。この台風10号を経験した部分で、大きい避難所に関して大きい問題があったと思っております。

新型コロナの感染対策に重きを置くのか、それとも災害対策について重きを置くのかという考え方、方向性の問題であります。

南日本新聞社によりますと、曽於市では、当日午前９時、全域に避難所を設置しました。20か所に通常の30倍以上となる計650人が避難所に殺到されたそうであります。定員を超えた分は受け入れず、午後４時までに９か所を追加で開設した、増設したとのことです。担当者によりますと、３密回避を優先して考えたと、世帯ごとの範囲も２メートルを確保したという考え方であります。

一方、鹿児島市さんも、収容人数はこれまでの半分、新型コロナ対策は意識しておられました。しかし、203か所のうち13か所が満員、追加で避難所開設をされましたけども、きれいな公民館が定員69名に対し、163人が避難されてこられました。
玄関まで人であふれていたそうでございます。担当者によりますと、再移動のリスクを重視したとのことです。

以上、２点の例を引きましたように、感染と災害リスクの双方を抱える状態で、どちらを優先するか、専門家でも意見が分かれている状況です。この点について、総務課長、どのような方向性を考えていくのか、避難所の設置数は十分なのか、定員超過のときどうするのか。その点について、明確な答弁を求めます。

３点目。治山工事についてであります。

これも、令和２年、台風災害以前の梅雨前線の災害から台風10号災害とありまして、市内75か所で治山対象の箇所が発生いたしまし

た。

今、事業が実施、進んでいる部分が２件、現在、工事実施中が３件、あと計画が確定してこれから取り組むのが４件、県の調査が終わっている部分が25件、残りの41件は県の未調査であります。

この部分において、今、実施中が新城３か所であります。新城以外の地域に行きましたとき、「感王寺さん、市内全域75か所もあったのに何で新城ばっかりだ」という声をいただきました。私は、私が頑張ったとかそういうんじゃないんだと、私と池田議員が頑張ったからこうなったんじゃないんだと、新城が特別扱いを受けているんじゃないか。優先順位に基づいて担当課が決めたと答弁いたしましたけれども、この優先順位の決め方について農林課長、答弁を求めます。

４点目であります。公共物、屋外設置物、農機具等の盗難について質問いたします。

先般、神奈川県相模原市、厚木市、平塚市で蛇口、また手すり、こういったものの盗難が起こっております。相模原市においては蛇口136個、被害額13万6,000円。厚木市においては、公園内の蛇口７か所、31か所ですか、これが被害額14万円。平塚市でも15万円の被害が起こっております。

若手職員、また中堅職員等、この話題で盛り上がっておりました。盛り上がるというか、原因は何でだろうということで話し合っておりましたところ、今現在、真ちゅうの値段が、従来二百五、六十円のところ、今、キロ当たり真ちゅうの値段が故買価格が500円を超えているとのことです。結局、故買の目的の部分でこういう犯罪が起こったという話に結論、意見の一致を見ました。

そうしたうちに、二、三日しますと、新城、私の地元で電気柵の発電ソーラーシステム、これが２か所盗まれてしまいました。人を呪わば穴二つじゃないんですけども、喜んでいたわけじゃないんですけど、そういう部分がありました。

そこで、財政課長、全庁的な公共物の管理体制、また防犯協会との連携について答弁いただきたいと思っております。

以上で、１回目の質問を終わります。

○生活環境課長（紺屋昭男）　住民間トラブルの取組につきましてお答えいたします。

本市におきましては、犬の多頭飼育についての相談はございませんが、猫の多頭飼育や飼い主のいない猫、いわゆる野良猫への餌やりについての相談は、年に数件連絡が来ているところでございます。

議員御承知のとおり、猫の多頭飼育や野良猫の餌やりについては、近隣住民のトラブルを引き起こす一因でありますことから、相談等あった場合は状況確認のため、いち早く現地に伺い、適正な飼養やむやみに餌やりを行わないなどのお願いを行っているところでございます。

また、保健所などの関係機関の協力が必要な場合には、すぐに連絡を取り、協力をもらいながら住民間のトラブルが少しでも軽減されるよう取り組んでいるところでございます。

今後もそのような事案が発生いたしましたら、繰り返し出向き、御理解をいただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、殺処分ゼロへの取組はにつきましてお答えいたします。

平成16年度の全国の保健所等に収容された犬・猫は41万8,413頭で、殺処分数は38万9,090頭でしたが、令和元年度の収容数は８万5,897頭で、殺処分数は３万2,743頭で、大幅に減少してきているところでございます。

減少の要因としましては、各都道府県の保健所や動物愛護センターにおいて、引き取り

を希望する無責任な飼い主等への適正な飼養と、ペットがその命を終えるまで世話をする終生飼養の説得の強化や、新しい飼い主を見つける譲渡会の開催、迷い犬などを元の飼い主に戻す取組を行ったことなどが大きく成功していることのようであります。

令和２年度、本市におきましては、保護した迷い犬は７頭で、生活環境課によるものが５頭、保健所によるものが２頭でございました。生活環境課で保護した中で、４頭については保護期間に飼い主が見つかり返還しましたが、１頭については保健所に収容をお願いしたところでございます。

鹿児島県におきましても、保健所や動物愛護センターで譲渡会や飼育講習会等の開催、児童生徒を対象とした動物の命の大切さを伝える動物愛護教室や施設見学など、殺処分ゼロに向けた取組を行っておりますことから、本市におきましてもそのような活動を周知・広報しながら、殺処分ゼロに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一）　避難所の設置数は十分か。定員超過時の対応はの御質問にお答えいたします。

垂水市地域防災計画における災害対応の指定避難所の設置数につきましては、第１次避難所で12施設、予備避難所で10施設、合計22施設でございます。

予想される災害の状況等により、開設する避難所は増減いたします。昨年９月の台風10号接近時には、市内全体でピーク時639人の避難者を受け入れておりますが、通常よりも多くの避難者が避難されたため、開設する避難所数を増やして対応いたしました。

収容人員を超えた避難所での受入れについては、風雨が強まっている間は近隣避難所への再移動によるけが等のリスクもあり、この場合は新型コロナの感染予防策を行った上でそのままとどまっていただくことも考えられます。実際、昨年度の台風10号接近時には、牛根地区公民館において、コロナ禍での収容人員59人に対して、ピーク時69人の避難者を受け入れております。パーティションを設置するなど、避難者同士の接触を減らす対策を講じながら避難を優先した対応を取ったところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森　秀和）　治山工事の優先順位の決め方につきましてお答えいたします。

治山事業は、集中豪雨や台風等により発生した山腹崩壊地の復旧及び整備を行うものであり、地域から要望のあった箇所については全て鹿児島県へ事業の要望を行っております。

要望を行うにあたっては、被災直後の現地調査を行い、被災状況を確認し、崩壊危険度が高いなど緊急性が認められる現場や、人家戸数、公共施設の保全対象など、事業ごとの採択基準を考慮した上で順位を付し、県へ要望しております。

以上でございます。

○財政課長（濵　久志）　公共物の全庁的な管理体制についてお答えいたします。

各施設の管理につきましては、それぞれの所管する部署で対応しているところでございますが、その中で財政課におきましては、本庁をはじめとした行政財産や普通財産の管理を行っているところでございます。

本庁舎につきましては、警備員を配置し、夜間や休日は定期的に見守りを行っているほか、防犯カメラと防犯灯を設置しております。

普通財産につきましては、施錠の徹底はもとより、場所に応じて機械警備や防犯カメラを設置し、またシルバー人材センターによる週１回の巡回警備を行うなど財産管理に努めているところでございます。

現在のところ、盗難による被害や蛇口等の盗難等は生じておりませんが、引き続き財産管理及び防犯対策の徹底に努めるとともに、盗難の被害を受けた際には警察へ通報するなど、迅速に対応してまいります。

以上でございます。

○総務課長（和泉洋一）　防犯協会等との連携につきましてお答えいたします。

垂水市防犯協会は、犯罪の起きにくいまちづくりを目指して、万引き等、身近で発生する犯罪防止活動、少年非行防止活動や下校時間帯の見守り、特殊詐欺被害未然防止対策などの活動を、各関係機関団体と連携を取りながら推進しております。

市との連携につきましては、地域安全運動の街頭キャンペーンなど防犯に係る啓発活動を中心に取り組んでおります。

なお、防犯協会で自主的に防犯活動をされている自主防犯パトロール隊、いわゆる青パト隊は、現在市内の４パトロール隊に41名の隊員が加入されており、それぞれの地域での防犯活動を定期的に行っておられるところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　一問一答でお願いいたします。

生活環境課長、住民間トラブルです。随時、生活環境課単独であったり保健所でということなんですけども、ただ、なかなかこの被害を受けている方々の回答、そこを導き出せていないのが現状なんです。

実際、法律上も昭和48年につくられた法律です。いわゆる動物愛護法と言われるやつです。動物の愛護及び管理に関する法律ということであります。

この第25条の部分では、周辺の生活環境の保全等に関わる措置ということで出ています。例えば、動物の飼養、保管もしくは給餌等、給水等によって起因した騒音または悪臭の発生です。動物の毛の飛散、多数の昆虫等の発生によって、周辺の生活環境が損なわれているときは、都道府県知事がこれを指導、助言できるとなっているわけです。

極めてアバウトな法律でありまして、実際上、都道府県知事が垂水の片田舎の新城の部分をそういう指導というのは、保健所を通じたとしてもなかなかできないわけです。

私が言いたい部分は、直接そういった相談をきちっとクリアできるような形の体制をつくっていただきたいということなんです。そこの部分をひとつ、頭に入れておいてください。また、後の部分でこのことについても質問しますけども、一応そういうことを頭にいれていただきたいと思っております。

殺処分について、課長の答弁のとおり、各都道府県、一生懸命取り組んでおられます。そういう形で、殺処分数が減ってきたということであります。譲渡会を開いたりとか、粘り強く、保健所に殺処分で連れてこられたら、元の飼い主とけんかしながらでも、ずっと終生飼ってください、終生飼養という部分を根強くやられている。

保健所の人の話を聞きますと、私も牛関係ですから先生たちも知っております。聞くと、頭ごなしに、「もう俺はいらなくなったんだから、年を取ったから嫌だ」、「転居するところが犬を飼えない、猫を飼えないから処分してくれ」と、そういうようなわがまま勝手な方がおられるそうです。その人たちをやっぱり、啓発していく必要があると思うんです。

殺処分については、札幌、熊本市については、犬については殺処分ゼロです。また、奈良市については犬・猫、殺処分ゼロです。これの取組は、先ほど生活環境課長がおっしゃったような形で、きちっと取られる先例の都市もありますので、そういった部分を研究し

ていただいて、それで垂水市にとってどういう形がベター、ベストなのか。その部分を考えて、具体的な対策をつくっていただきたいと思います。

また、これについては、市独自の条例等もつくっていいような気がしていますので、その点についても検討していただきたいと思いますが、ちょっと曖昧な質問で申し訳ないんですけど、一応、今までのところでちょっと何か答弁いただければ。

○生活環境課長（紺屋昭男）　ただいま、感王寺議員から様々な御意見等をいただいたところです。そういったところにつきましても、他市の状況であったり、そういったところをしっかりと見ながら、本市でできることが何なのかを今後、様々な面から考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　具体的な対策を立てるような形でこれ、お願いします。約束できますよね。

あと、３番目に入りますけど、去勢・避妊手術の補助金です。この考えはないのかということです。

犬については、登録制ですからそんなでもないんですけども、猫については飼い猫、野良猫あと野猫。野猫というのは、集落に近づかないで山で住んでいるのを野猫というそうです。猫に関するトラブルというやつが、全国的にも本市でも多いと思っているんです。

大体、避妊手術をして、犬であると、中型犬で去勢手術が大体２万円です。あと、雌犬の避妊手術が３万円。雄猫が１万円。雌猫が大体１万5,000円かかるそうです。トラブルも含めた殺処分ゼロを目指すためには、やはり頭数をこれ以上増やさないという部分が必要だと思っているんです。

奈良市が、一番この問題について進んでいるような市ですけども、ここの市を見ても避妊手術、去勢手術について補助金を出しているという部分もありますけども、動物愛護団体を通じてやっていらっしゃるケースもいろいろあります。その辺についての考え方というやつがないのかということは、これは大事な予算の問題です。市長、どうぞお願いします。

○市長（尾脇雅弥）　この問題に関しては、ただいま担当課長が答弁したとおりであります。

動物の殺処分、ないほうがいいというのは当然のことでありますので、そのために幾つか成功事例はあるということでありますが、財源の問題もありますので、その辺をよく研究して、何ができるのかということで検討していくということでございます。

○感王寺耕造議員　去勢・避妊手術です。この点についてお願いしたんですけれども、いいでしょう。

財源もあるということですけれども、実際、困っていらっしゃる方がおられるわけですから、これを解決するという部分を市長、財源は限りがあるから分かりますけど、前向きに指示を出していただきたいと思います。

これに関連して、教育長、生活環境課長からもありましたけども、教育という部分です。私がちょっと勉強したところでは、動物介在教育という、愛護教育と呼んでもいいんでしょうけど、こういう部分も必要だと思うんです。というのは、何でかというと、教育長は私より二、三年先輩でいらっしゃいますね。私らの時代というのは、犬を拾ってきたり、猫が増えたりすればです。じいちゃん、ばあちゃんに川に流してこないかって言われた時代です。まだ、動物愛護法もありませんでした。そういう時代です。

ただ、もう今、時代が変わってきているわ

けです。だから、私が先ほど例に言いましたけども、上から目線で保健所の獣医師さんたちにこれを殺してくれと言わんばかりの対応をするような大人をこれ以上増やしちゃいけないと思うんです。この部分の動物介在教育が必要だと思うんです。

動物の愛護という部分だけではなくて、命の大切さです。自分の権利を尊重するのであれば、人様の権利も尊重しなきゃいけない。そういう相互の、人間と人間の思いやりというか、そういう部分の教育、いじめの対応にもなっていくと思っているんですが、この点について実際こういうような活動を教育委員会としてなさっているのか。また、なさろうとしているのか。その点について。

○教育長（坂元裕人）　たまたまだったんですけども、先週、実はテレビを見ていたら、難病に苦しむ子供、この子はだんだんいじめに遭って不登校になっていき、しまいにはひきこもりになっていくんです。一方、飼い犬、いわゆる先ほど来、出ている飼い主から虐待に遭って後ろの右足を失ってしまう。この出会いの物語がございました。つまり、お互い心を痛めている犬とその子が出会うことによって、お互いを支え合い、励まし合い、そしてその子も外に出ていけるようになる。より一層、犬はまたその子についていくという。こういうテレビ番組を見ていますと、改めて命の重さ、あるいは動物とのそういう触れ合いの大切さというようなことを感じた次第でございます。

ところで、現在、感王寺議員も御承知のとおり、学校の中で動物が飼いにくい時代になってまいりました。ちなみに、調べてみますと、小学校のうち動物を飼っているのが４校なんです。御地元の新城小学校もよくお出かけで御覧になっていると思いますけれども、ウサギが昨日おとといまで、４羽いたらしいんですが逃走して２羽になってしまったというようなことで、そういうこともやっぱり何か、子供にとってつらいことなんです。今までかわいがって大事に育ててきたウサギがいなくなるという、そういう経験ということもやっぱり大事だと思うんです。

そういうことで、議員から御指摘のとおり、動物を介して命の大切さ、思いやりの心を培う、そういう教育を今後もやっぱり進めていきたいと思っております。ですので、どういう手段があるのか。例えば、そういう動物を借りてきて学校に持ち込んでいいものやら、一方で、考えなきゃいけないのはアレルギーの問題もあるんです。そういう子もいるというようなことで、細心の配慮をしながら、何ができるのかをまた今後前向きに考えてみたいと思います。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　前向きな答弁をいただきましたけど、教育長、確かにアレルギーの問題もありましてなかなか難しい。また、コロナ禍という部分もある。

ただ、やはり人間が食物連鎖の上で一番上にいるわけじゃないです。下のほうに真菌とか微生物とかバクテリアとかあって、その上に昆虫がいて、植物が生えて、そういう部分がなけりゃ人間生きていけないわけです。

そういう部分を、これからの地球環境を守るためにも、大きい話になりますけど、やっぱり動物を通して学んでいくということは必要だと思っています。

私の家も犬が２匹、猫が５匹、牛が150頭います。それで、私の友達もポニーを飼ったとか、いろいろ趣味の広い連中がおりますので、出前動物園じゃないですけど、そういうことを開けるようになればいいと思っておりますので、私も個人的協力を惜しみませんので、そういった趣旨での質問ですので前向きにお

願いします。

じゃあ、この問題はこれで終わります。

コロナ禍の問題です。総務課長、大体どっちも考えているということで了解しますけども、災害によってはいつ何時、どういう事態、大規模でもうどうしようもない時期もあると思うんです。だから、この間も柊原小で訓練をなさいましたけども、避難所の分についてもきちんと定期的にやっているという、新原議員に対する答弁もありました。

そういうのもありましたけども、これもきちんと新型コロナの問題と、あと新型コロナを意識し過ぎて避難所をまた移るという形での二次災害もありますから、この問題についてきちんと関係各課と詰めてやるようにお願いします。

あとは、密集を事前に避ける方策としてスマートフォンの活用という部分が現在なされているようです。今春、長島町、出水市、霧島市についてはスマートフォンを活用して避難所が今、何人来ておられるか。キャパが幾らで何人来ているか。混雑しているか、まだ空きがあるのかという問題です。こういうものを導入なさっております。鹿児島市さんも、６月から運用開始ということです。

高齢者がスマートフォン、なかなか使えないんですけども、近隣の近親者であったりとか、近所の方にスマートフォンで調べてもらうということは可能ですので、これも有効な手段だと思っているんですけども、これについて、スマートフォンの活用を進める考えがないのかが１点であります。

あと、これもまた奈良市の例ですけども、ホテルと包括協定を結んで、ここを避難所として活用なさっているということです。実際、鹿児島の奄美市さんでも、この台風10号で全83室の約８割が島内の避難者の方で埋まったという、南日本新聞の記事であります。

実際、その避難所よりもホテルの生活が楽でしょうから、そういう部分でいろいろ問題があるんですけれども、奈良市さんについては補助金を出している。また包括協定を結んでいるということでありますが、今の２点、スマホ等の活用、また近隣宿泊施設と協定を結んで避難場所として活用する考えはないのか。明確な答弁を求めます。

○総務課長（和泉洋一）　密集を事前に避ける方策としてスマートフォン等の活用はにつきましてお答えいたします。

現在、市で行っている情報伝達の方法としまして、防災行政無線やＦＭたるみずによる割り込み放送等を行っております。

また、文字情報としましては、平時から運用しております垂水ほっとメールを活用しております。

昨年の台風10号接近時の事例で申し上げますと、収容人員に達した避難所や追加で開設した避難所の情報等を発信いたしました。この情報は、ほっとメールに登録された方のスマートフォン等に電子メールが届く仕組みとなっております。

このほか、市ホームページに掲載されている災害対策本部等の情報をスマートフォンで閲覧をすることも可能でございますので、最新の避難所の情報は確認をいたすことができます。

議員が御指摘されていましたとおり、他の自治体で導入されている防災に関するシステムは、今、申し上げました避難所等の各種情報が可視化され、利用者により使いやすいアプリケーションであると思われます。

本市としましては、このような新システムを導入する予定は今のところはございませんが、導入している近隣市などから情報収集いたしまして、運用上の利点や課題を調査してまいりたいと考えております。

次に、近隣宿泊施設と協定を結び、避難所として活用する考えは、また利用した市民への助成金の考えはにつきましてお答えいたします。

コロナ禍において、本市としましては、昨年から分散避難を進めているところでありまして、宿泊施設との協定は結んではおりませんが、実際、昨年の台風10号の際には避難先として市内の宿泊施設を利用された方がいらっしゃるというふうに承知をいたしております。

新聞報道にもありますとおり、他県ではホテルや旅館を避難所として利用した場合に、受け入れたホテル側に委託料を支払うというふうなことで、実質的に避難者に対する一部助成を行う制度を設けている事例もあるようでございます。

しかしながら、この事例の場合、宿泊施設で過ごした方と避難所の方との環境に大きな差がありますので、不公平感が生じることも想定されます。現状では公費助成は困難ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　スマホの活用については大事だと思うんです。今、スマホを活用していろんな部分で対策を打っているという話は私も分かっていますけども、避難場所に特化してその部分の情報を流すとか、いろいろ方法があると思いますのでお願いします。

ホテルの件ですけども、確かにいろいろ問題はあります。ホテル側の部分でも、ＡＺのほうも停電したとか話を聞いておりますし、また非常食の部分とかそういう部分。また、新型コロナ感染の部分、ホテルに入ったとしても、やっぱりお客さんが多くなればそうなるわけで、密になれば。

いろいろ問題はあるんでしょうけども、ただ補助までは現在はできなくても、公平性の問題がありますから、避難所に入った人、ホテルに入った人。この辺は整理しなきゃいけないから、すぐやれという話じゃないんです。ただ、やはり避難所も満杯になった場合は、やっぱりホテルに逃げ込むしかないわけです。親類のところとか。

実際、ＡＺさんも物すごい数があったという話を聞いておりますので、やっぱり情報は共有していかなきゃいけないと思うんです。実際、避難所代わりに活用されたわけだから。だから、そこの横の連携を密にして、旅籠屋さんとか、昨年の台風10号のとき、どうでしたかと、これからもあると思いますけど、行政として何かお手伝いすることはできませんかと、ホテル側にそういうことはあるべきでしょう。その点については指摘をしておきます。

この点に関連しまして、市民課長じゃなく税務課長、避難所の実質運営者が何で税務課が……、昔からのしきたりで税務課が施設の運営をなさっています。市民の皆さんは危ないから避難されるわけです。避難の重要性を理解した上で避難をされるんですけども、しかしながらその避難先の環境、これが劣悪であると避難することをちゅうちょされるんじゃないかと思っています。避難所自体も、美観であるとかそういうことだけじゃなく、避難された方が騒ぐなどの迷惑行動を行われても同様ではないかと考えているんですが。このような事例が、避難してきた方が、また避難した相手方に対して迷惑をかけるような行為はなかったのか。この点についてと、あと発生した場合の対応等、防止策、この辺について何か考えがあれば答弁ください。

○税務課長（橘圭一郎）　避難所運営のほうも私どものほうが携わっておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

迷惑避難者の対応につきましては、昨年７

月豪雨災害におきまして、一部の避難所で大広間を自室のように１人で使われたり、夜中にギターを弾かれる等の自分勝手な行動を取られ、静かに避難されていた一部の避難者が自宅に帰られるなどの本末転倒な事案が発生いたしております。

このような場合には、避難所に配置している職員が毅然とした態度で静かにするよう注意する等の対応を図り、実際に必死に注意したところでございますが、配置した職員が共に若い職員２名であったため、注意を無視され、数日にわたり迷惑を被った避難されている御夫婦がいらっしゃいました。

迷惑をかけておられた避難者は、幸いにも豪雨災害の被災可能性が低いところに住居があり、私のほうで出向いて避難所の在り方等や、他の避難者が迷惑を被っていることを説明し、御理解いただいた上で素直に帰宅していただいております。

このケースは、配置した若手職員が懸命に説明したにもかかわらず、軽く受け流すなどしており、避難されていた御夫婦に多大な御迷惑をおかけしたことに大変申し訳なく、また配置した若手職員にも申し訳なく思っております。

今後の職員の避難所配置の運用については、中堅職員等と若手職員と組ませる等の対応を図り、窮屈ではありましょうが避難されてくる皆さんが一時的にも安心して過ごせるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　課長自ら、雨風の中出向いて、さすが担当課長として立派な仕事をしていただいたと感謝申し上げます。

課長からもありましたが、やっぱり若手の職員というのは年配の方に意見するというのはなかなかためらうから。税務課長がおっしゃったようにバランスを組んで、若手と中堅を組ませるような形で、答弁にもありましたように、せっかく避難されてきて、もううるさすぎていられないじゃないかと帰るようなことがあって事故ででも起これば、目も当てられないですから。担当課長としてきちっと、またこれからも努めていただければと思っています。

この問題については以上で終わります。

治山工事についてです。農林課長、あなたがおっしゃった部分、それは人家とかそういう部分は分かるわけです。

ただ、私が、例えばというか、この間５月19日、新城地区ローソンの前です、旧トンネル跡の麓のところ。あそこの治山工事の部分で、５月19日、振興局それと本市、地元の私、また池田議員も参加していただきました。防災点検ということで、地元の方々も４名呼んで、話を聞いて、防災点検ということです。

そのとき、振興局の方から聞いた話ですけども、鹿屋市のほうはこれを明確にポイント制になさっているそうです。そう振興局の方から私はお聞きしました。私なりに考えてみると、何でかという部分は、先ほど私が質問したように、何で新城ばかり、何でここはということが出てくると思うんです。

この選定の部分、市民の理解を得るために優先順位の見える化です。こういうものをきちっと図っていく必要があると思うんです。課長がおっしゃったように、人家が幾らだとか、公共施設が幾らだとか、ため池等の農業用施設が幾らだとか、郵便局、小学校はと、病院はと、そういう部分できちっとポイント化を図ることによって、自信をもって担当課長として、こういう部分でこの場所を優先的に選びました。申し訳ございませんが、県には要望を上げておりますのでもう少しお待ちくださいという、そういう明確なお答えを市民の方々に出せるし、理解していただけると

思うんです。

鹿屋市さんは、御承知のとおり平成の大合併で輝北町、串良町、吾平町、合併した部分があるんです。今、旧輝北町の部分の議員は、私の友人の花牟礼薫市議、議長１人しかおりません。そういう背景もあって、不平不満が出たわけです。だからポイント制にしたと私は考えるんですけども、大事な問題です。きちっと性根を据えて答弁ください。

○農林課長（森　秀和）　市民への理解を得るために、優先順位の見える化を図るべきではにつきましてお答えいたします。

県への要望を行う際の考え方については、先ほど説明のとおりでございますが、治山事業の種類によって採択基準が異なること、各事業ごとに異なる採択基準の項目が多種多様で、幾分異なり、ポイント制導入について検討が必要であることから、議員が先ほど言われましたとおり、鹿屋市がポイント制を導入しているとのことでした。そのようなことから、大隅管内３市、鹿屋市を含めて５町に聞き取り調査を行いました。

ポイント制を実施しているのは、議員が言われましたとおり鹿屋市１市のみでございました。鹿屋市につきましては、優先順位を決定する１つの材料としてポイント制を導入して、ただし公表はしていないということでした。その他市町、２市５町につきましては本市と同様に、緊急性や保全対象を考慮するとともに、鹿児島県の視察結果を参考に決定しているとのことでした。

本市におきましては、梅雨明け７月、鹿児島県に今、お願いをしておりますので、現地要望箇所を巡視して、視察の結果、いろんな意見をもらおうと思っています。

また、鹿屋市のほうからちょっと資料をいただきましたので、優先順位を決める項目、その辺についても精査しないといけないところがございますので、項目の精査、その視察の結果を踏まえ、ポイント化について前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　やっぱり、市民への説明責任があると思うんです。市が事業主体としてやっているわけですから、ここのところきちっと精査して、どの市民からも、何であそこが先ですかと言われたとき、明確に答えられるような形で取り組んでいただきたいと思っております。

あと、予算の取組状況ということで、副市長が寂しそうですので振りますけども、副市長、予算化の取組状況です。先ほど、冒頭で申しましたように、県の調査済み箇所が25か所、調査をされていますけど、工事もいつ始まるのか分からない。

それで、ましてや41か所については、まだ県のほうも未調査であります。この部分については、早急に県への対応方を担当課を通じてお願いしないといけないわけですけども、副市長として先頭を切ってやっていただかなきゃいけませんが、その点について何かあればどうぞ。

○副市長（益山純徳）　今、予算化の取組状況について御質問がございました。

県の治山事業の予算状況を見ますと年々増額されておりまして、令和３年度予算は約55億円となっております。

本市の治山事業費といたしましては、平成30年度は約２億円、平成31年度は約１億3,000万円、昨年度は７月の梅雨前線豪雨災害の治山事業費を含めまして、例年の倍以上の約６億円の予算を確保しております。

ただし、議員おっしゃるとおり、要望箇所を全て実施するような予算というのはなかなか難しいと思っております。

県のほうは、予算の確保については努力を

してくれているとは思っておりますが、本市のほうに私もこういう形で来ておりますので、振興局のほうに直接予算のほうの確保については要望していきたいと考えております。

○感王寺耕造議員　まだ、昨年度の部分で66か所も積み残しが出ているわけです。今年また、災害でもあればどんどん積み残しをしていきますので、全県下的な、また全国的な昨年の台風災害でありましたから、確かに国のほうも県のほうも、予算は限りがありますから予算は足りないとは思います。

ただ、市長、副市長、先頭を切って予算の確保のほうをお願いしておきますので頑張ってください。お願いします。

このことについてはこれで終わります。

あとは、公共物の部分です。財政課長、一応、定期的にやっていただいているということ、また今のところ異常はないということで安心しました。それはそれでいいでしょう。

あと、ほかの学校とか、教育委員会の管轄の部分があります。そういうので、土木課だったら公園とか、いろいろあります。あと道路のグレーチングとか、よく取られる。その辺の部分についても、目配せしながらやっていただきたいと思っております。

農林課長、今回のソーラーシステム、２台取られたわけですけども、すぐに私どもも被害届を出しまして、課長のところで一応、手配してもらって、この電気柵の問題が新城だけじゃないものですから、海潟にもありますし、中俣にもあるし、牛根にもあるし、大野にもあるということで、警察のほうにも巡回をお願いした次第です。地図を提供して、ここに電気柵がありますと。

巡回・啓発、また農機具等についても、パイプハウスとかちょくちょく盗まれております。巡回・啓発・注意喚起、この辺については農林課長、時間がないので３分でお願いします。

○農林課長（森　秀和）　巡回・啓発・注意喚起につきましてお答えいたします。

議員の、先ほどソーラーについて盗難があったということで、私も先日、幹部派出所に出向いて、今後のパトロール等の強化をお願いしてまいったところでございます。

また、今後は鹿児島県、警察、ＪＡ、農業関係者と連携し、盗難被害に遭わないための対策や不審者を見つけた場合の連絡先などを掲載したチラシを作成したいと考えております。また、作成した場合には、生産者が集まる会議等でチラシを配布するとともに、広報誌や毎月発行しております農林技術協会だよりに盗難防止対策等を掲載するなどして、啓発・注意喚起をしてまいります。

また、先ほども申しましたが、警察に定期的なパトロールをお願いするとともに、不審者、不審車両の目撃情報や盗難被害については、必要に応じてＦＭたるみずを活用して情報を共有するとともに、生産者に農機具の盗難防止対策の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員　すみません、答弁をせかして、ありがとうございます。

もう１点、農林課長、農機具等への機械本体の保険というやつは、ＪＡさんとか農業共済組合もあるわけですけども、農機具の盗難保険という部分があるのかないのか、この点について答弁ください。

あと、４番目の公共物・屋外設置物盗難後の対応についてということで、これ土木課長に代表してお願いします。

以前も、市道脇のグレーチングがよく取られたりする。これは、私が気づいているところが二、三か所あるんですけれども、上野台地の入り口のところ、あそこが両サイド、二、

三か所やられているんだ。それで、１か所については広いからあれなんだけど、ほかのところについてはやっぱり危ないからと言ってパイロンが立ててある。パイロンももうぼろぼろです。

それでまあ、この部分の盗難を防ぐ方法です。このグレーチングの盗難を防ぐ方法はないのかという部分が１点です。あともう１点が、グレーチングを取られて、もし車がそこに入って死亡事故でも起こしたら、小さい事故でも一緒だ。これは道路管理者の責任、市の責任になります。盗まれたら盗まれたでしょうがないから、きちっと指導、農道管理すべきだと僕は思うんです。そこをいまだ対応されていない。この点についてどう思われるか、以上２点。

○農林課長（森　秀和）　農機具等の保険加入についてお答えいたします。

農機具損害共済を取り扱っております、鹿児島県農業共済組合肝属支所に問い合わせたところ、対象となる農機具は、購入価格50万円以上のトラクターや自脱式コンバインなど自走式農機具、並びに乗用トラクターに装着するロータリー、堆肥散布機など、購入価格20万円以上の附属装置となっております。

作業中の接触、衝突事故や火災事故、自然災害時の事故等が損害補償の対象となっておりますが、盗難は対象外とのことでした。

保険につきましては、民間の保険、盗難等の保険がある保険はございますが、共済の保険は対象外ということでございました。

以上でございます。

○土木課長（東　弘幸）　先ほど感王寺議員から御指摘をいただきましたグレーチングの盗難でございますけども、グレーチングが盗難に遭う路線としましては、山間部のいわゆる通行量の少ない路線が多くございます。

現在のグレーチングは、側溝本体とグレーチングが一体となるようボルトで固定する構造となっておりますけども、盗難に遭った箇所は１枚１枚、比較的軽量で取り外しが容易でございます。

そこを土木課としまして、盗難防止の対策としましてボルトで固定する側溝への布設替えも考えられますが、これは高額になることから、グレーチング１枚１枚を連結する盗難防止の金具というのを今、注文しております。早急に、その取付金具が２種類あるものですから、２種類とも一応購入しまして、維持管理も含めてどちらがいいのか。そういうことで、ちょっとテストをしてみた上で全ての箇所というふうに、そういう盗難防止の金具を取り付けていこうと考えております。

それと、盗難に遭った後なんですが、先ほど議員がおっしゃいましたように、カラーコーンとか置いていたんですけども、劣化が進んでぼろぼろになったりとか、風で飛んだりというのもあります。先日、またその箇所に行きまして、新たなカラーコーンを設置して注意喚起を行ったところでありますので、また新たにグレーチングを早急に購入しまして、交通安全を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○感王寺耕造議員　質問通告してから、まだ１週間もたっていないのに、早速対応を取っていただきまして感謝申し上げます。

早めに、今ないところは補充して、あとはまた２通りの対策を試してみるということですので感謝申し上げます。また、しっかりやっていただきたいと思っております。

これで、もうあと２分ですか。今、梅雨真っただ中であります。また、これから台風の時期も迎えていきます。まだ、昨年の災害の部分、治山も含めてちょっと質問をしましたけども終わっていない段階です。

これ以上、また災害が起きないように、た

おやかな年でありますように祈念しつつ、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（川越信男）　以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男）　明12日から20日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、６月21日午前10時から開きます。

△散　　会

○議長（川越信男）　本日は、これにて散会します。

午後２時20分散会

令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

会　　議　　録

第 4 日　令和 3 年 6 月 2 1 日

本会議第４号（６月２１日）（月曜）

出席議員　１４名

１番	新原　勇	８番	感王寺　耕造
２番	森　武一	９番	持留　良一
３番	前田　隆	１０番	北方　貞明
４番	池田　みすず	１１番	池山　節夫
５番	梅木　勇	１２番	徳留　邦治
６番	堀内　貴志	１３番	篠原　靜則
７番	川越　信男	１４番	川畑　三郎

欠席議員　０名

地方自治法第１２１条による出席者

市長	尾脇　雅弥	生活環境課長	紺屋　昭男
副市長	益山　純徳	農林課長	森　秀和
総務課長	和泉　洋一	併任	
企画政策課長	二川　隆志	農業委員会	
庁舎建設総括監	園田　昌幸	事務局長	
財政課長	濵　久志	土木課長	東　弘幸
税務課長	橘　圭一郎	水道課長	森永　公洋
市民課長	松尾　智信	会計課長	港　耕作
併任		監査事務局長	福島　哲朗
選挙管理		消防長	後迫　浩一郎
委員会		教育長	坂元　裕人
事務局長		教育総務課長	野村　宏治
保健課長	草野　浩一	学校教育課長	今井　誠
福祉課長	篠原　彰治	社会教育課長	米田　昭嗣
水産商工	大山　昭	兼務	
観光課長		国体推進課長	

議会事務局出席者

事務局長	榎園　雅司	書記	瀬脇　恵寿
		書記	末松　博昭

令和３年６月21日午前10時開議

△開　　議

○議長（川越信男）　おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川越信男）　日程第１、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

第97回全国市議会議長会定期総会が書面開催され、本市議会から堀内貴志議員及び、私、川越信男が、議員在職10年以上の一般表彰を授与されましたので、ここに御報告いたします。

なお、議会閉会後に、表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方は、しばらくお残りください。

以上で、議長の報告を終わります。

△議案第46号～議案第49号・請願第５号・陳情第10号一括上程

○議長（川越信男）　次に、日程第２、議案第46号から日程第５、議案第49号までの議案４件、日程第６、請願第５号の請願１件及び日程第７、陳情第10号の陳情１件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号　令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）　案

議案第47号　令和３年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）　案

議案第48号　令和３年度垂水市病院事業会計補正予算（第１号）　案

議案第49号　令和３年度垂水市一般会計補正予算（第４号）　案

請願第５号　選択的夫婦別姓制度導入の意見書提出を求める請願

陳情第10号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（川越信男）　ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長梅木勇議員。

［産業厚生委員長梅木　勇議員登壇］

○産業厚生委員長（梅木　勇）　おはようございます。去る５月28日、６月10日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、６月14日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、付託案件の審査に先立ち、水之上児童クラブ、市道内ノ野線道路改良工事の状況、橋梁長寿命化工事及び農地災害復旧工事の完成状況の現地視察を実施しました。

水之上児童クラブは、総事業費5,512万1,902円、木造１階建ての103.5平方メートルで、本年２月１日に完成しております。定員30名で、現在26名の児童が登録しており、１日当たり平均17名が利用しているとのことでした。

委員から、運営委託料が昨年から360万円ほど増加している理由はとの質問に対し、水之上児童クラブほか協和、牛根の３児童クラブの運営をシルバー人材センターに委託しており、常勤の職員を配置したことから増加することとなったが、このことにより、夏期休暇中の支援員のローテーションにも対応できる見込みであるとの説明がありました。

市道内ノ野線道路改良工事の状況については、令和３年度の整備計画区間60メートルを含む、全体計画の説明と用地買収に当たっては、相続者からの同意を得るためにも、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、県外へも出向き、早期の完工へ結びつけたいとのことでした。

本城川上流の船渡瀬橋橋梁長寿命化工事につ

いては、工事費2,129万1,000円と橋面防水工などの工事内容について説明がありました。

最後に、的場地区の農地災害復旧工事の現場は、予定より早い５月末には完了し、田植えに間に合ったとの説明がありました。

委員から、災害原因は、ゴルフ場跡の管理が行われていなかったためではないか、また、応分の費用負担は行われたのかとの質問に、農家の受益者負担分については、旧ゴルフ場の現在の所有者が負担したとの回答がありました。また、ゴルフ場跡の排水の向きを変えることで、今後、的場地区への流出はなくなるとの説明もありました。

現地視察終了後、委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第46号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）案中の保健課の所管費目について説明があり、コスモス苑と中央病院の感染症対策の強化内容についてとの質問に対し、コスモス苑では、防護服等の購入、来苑者の体温測定のモニター設置及び施設内の換気状況をモニタリングする二酸化炭素濃度測定器設置を行い、病院では発熱外来、救急外来で使用する超音波画像診断装置、院内の手指消毒液の噴出装置と、水道蛇口をセンサー式の非接触型に交換するとの回答がありました。

また、コロナ禍の中、健康チェックの実施について議論されたのかとの質問に対し、鹿児島大学と協議の上、７月末に高齢者のワクチン接種の２回目が終了する予定であることから、その後の実施が望ましいということもあり、当初の日程を変更し、８月22日からの実施としたとの回答がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、清掃センターは大変きれいに管理され、市民の手を煩わすことなくごみの処理をしてもらっているが、搬入者が家具等の粗大ごみの分別を可能な範囲で行うことで、職員の労働負荷軽減にもつながるのではとの質問があり、搬入に際しては、ガラス・金具等を外してから行うよう周知しているが、さらに広報誌等を通じて、市民にも認識してもらうよう努めたいとの答弁がありました。

次に、農林課の所管費目については、市単独事業である荒廃農地再生促進事業の助成金の増額と採択要件の緩和についての質問に対し、本市でも農業者が減少していく中、荒廃農地再生に取り組んでおり、助成金については、県内調査を行いたい。また、採択要件についても、本年度から緩和し、運用しているところであるとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、千本イチョウ祭りに係る委託料の昨年度との比較及びなぜ補正対応となったかについて質疑があり、昨年は、コロナ禍の中でも、一昨年に比べ128％の来園者があったことに加え、今年は大野原いきいき祭りも開催予定であり、さらに来園者が増えることが予想されるため、60万円ほど増額している。また、当初予算作成時では状況が定かでないこと。一方、早めに警備員の確保が必要なため、６月議会での補正対応としているとの回答がありました。

その他、期間中の県道南之郷線の交通渋滞対策等の要望が出されました。

次に、土木課の所管費目のうち公園遊具の撤去、補修について、当初予算で補助率50％の社会資本整備総合交付金を使って計上していれば、市の持ち出しは少なくて済んだのではとの質疑があり、当初予算作成時は令和２年度の公共単価を基準に、令和３年度改正を見込んだ単価で積算を行ったが、令和３年度単価とどうしても開きが出るため、今回の補正となったとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号令和３年度垂水市一般会計

補正予算（第４号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号令和３年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第１号）案について説明があり、特段質疑はありませんでしたが、委員からクラスターの発生原因と外部支援を受け、どのような指摘や改善指示があったか等を含め、検証結果を報告してほしいとの要望が出されました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第48号令和３年度垂水市病院事業会計補正予算（第１号）案について説明があり、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男）　次に、総務文教委員長池山節夫議員。

［総務文教委員長池山節夫議員登壇］

○総務文教委員長（池山節夫）　おはようございます。

去る５月28日、６月10日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、６月15日に委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、付託案件の審査に先立ち、ＧＩＧＡスクール構想に基づく協和小学校の授業風景、協和地区で実施した総務省事業の実施箇所、市民館の耐震改修工事の現地視察を実施いたしました。

協和小学校では、児童が１人１台のタブレットを使用し、足し算、引き算、図形の勉強のほか、俳句や短歌づくりなどを行っておりました。指やタッチペンでの巧みな操作や画像のダウンロードなど、ＩＣＴ教育の推進が図られていました。教員の負担は軽減をされたかとの質問に対し、印刷物が大幅に減り軽減されたとの回答がありました。

協和地区の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、総事業費821万7,000円が100％補助で実施されました。

海潟温泉看板やさくら公園の護岸アート、まち巡りマップなどによる地区外へのＰＲに加え、地区内で交流の輪を拡散する活動など、地区公民館を中心とした取組の説明がありました。

市民館については、本館棟・大ホール棟ともに、３月15日に耐震改修工事が完了し、事業費や工法等の説明がありました。今回の工事によりどの程度耐え得るのかとの質問に対し、震度６までの地震が来ても大丈夫だが、建物を使用できる年数については、長寿命化計画によって決まってくるとの回答がありました。

現地視察終了後、委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

まず、最初に、議案第46号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第３号）案中の企画政策課の所管費目については、企業版ふるさと納税の実績やまちづくり交付金について質疑があったほか、企業版ふるさと納税の意義はとの質問に対し、国体への取組を継続的に行い、市民の機運の醸成が必要である。機材設備のため、社会教育課と連携し、効果的なＰＲを企業に説明していきたいとの回答がありました。

また、新庁舎整備基本条件調査研究委託については、５月28日の庁舎整備検討特別委員会で質疑が行われ、予算獲得に向けた仮申請が了承されたところですが、委託料50万円の中身はとの質問に対し、今後の庁舎建設の動向や敷地２か所の条件の洗い出し、イメージ図のゾーニングやスケジュールの検討、近年の他市町村の庁舎整備事例の調査等を考えているとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目については、マイナンバーの登録数はとの質問があり、６月６日現在、4,114枚で、取得率は28.21％であるとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目については、タブレットの使用において、健康上の対策を取らなくてもいいのかとの質問があり、使用時間のほか、目を休める時間や遠くを見ることなどに気を遣い対応しているとの回答がありました。

次に、社会教育課の所管費目については、図書館の空調、照明の改修について質疑が交わされ、入札を工夫し、市内に還元できるよう努力してほしいとの要望がありました。

次に、国体推進課の所管費目については、備品関係であとどれくらい予算が必要かとの質問があり、国体開催にはあと４セット必要であり、令和４年度まで毎年２セット、令和５年度は、予備分の２ピストを予算計上したいとの回答がありました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、今回の地滑り災害復旧費の中身について質疑があり、過年度災害扱いのため、起債の充当率が80％で、20％が一般財源になるとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号令和３年度垂水市一般会計補正予算（第４号）案中の歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、財源は地方創生臨時交付金かとの質問があり、新型コロナセーフティーネット強化交付金であるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第５号選択的夫婦別姓制度導入の意見書提出を求める請願について申し上げます。

審査の過程において様々な社会生活上の問題点とはとの質問に対し、紹介議員から、姓が変わったことで取得した資格が消滅し、再取得する必要が生じたケースや、事実婚の形では親権がないといった問題があるとの回答がありました。

審査後、本請願の取扱いについては採択とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

最後に、陳情第10号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について申し上げます。

審査の過程において、陳情に対する異議等はなく、本陳情の取扱いについては採択とし、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第46号から議案第49号までの議案４件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、各議案は、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第５号をお諮りいたします。

請願第５号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、請願第５号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号をお諮りいたします。

陳情第10号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、陳情第10号は採択とすることに決定いたしました。

△意見書案第12号・意見書案第13号一括上程

○議長（川越信男）　次に、日程第８、意見書案第12号及びに日程第９、意見書案第13号の意見書案２件を一括議題といたします。

案文は配付しておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第12号　選択的夫婦別姓制度導入求める意見書

意見書案第13号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書

○議長（川越信男）　お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（川越信男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第12号及び意見書案第13号の意見書案２件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、意見書案第12号及び意見書案第13号の意見書案２件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案２件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

△議案第50号・議案第51号一括上程

○議長（川越信男）　日程第10、議案第50号及び日程第11、議案第51号の議案２件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号　令和２年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号　令和２年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（川越信男）　両決算については、６人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、両決算については、６人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、徳留邦治議員、池山節夫議員、堀内貴志議員、前田隆議員、森武一議員、新原勇議員、以上、６人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました６人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男）　次に、日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（川越信男）　次に、日程第13、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△庁舎整備検討特別委員会の閉会中における継続審査・調査について

○議長（川越信男）　次に、日程第14、庁舎整備検討特別委員会の閉会中における継続審査・調査についてを議題とします。

庁舎整備検討特別委員長から、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（川越信男）　異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉　　会

○議長（川越信男）　これをもちまして、令和３年第２回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時28分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員